

令和8年度第1回亀山市地域福祉推進委員会 事項書

日時: 令和8年7月2日(木)午後1時 30 分～

場所: 亀山市社会福祉センター3階集会室

1 地域福祉推進委員の委嘱について

2 第2次地域福祉計画[後期]令和7年度実績について

- ・第2次地域福祉計画(後期)【資料1】
- ・地域福祉力向上重層的支援体制整備事業【資料2】

3 総合福祉計画(仮称)について

- ・総合福祉計画(仮称)骨子案について【資料3, 4】
- ・計画の体系について【資料5(追加資料)】

4 その他

■ 地域福祉推進委員会 スケジュール

7月 (第1回): 骨子案

10月頃(第2回): 中間案

1月頃 (第3回): 最終案

亀山市地域福祉推進委員会委員名簿

任期满了：R9.3.31

	氏 名	性別	要綱第3条第2項	所 属	
1	長 友 薫 輝	男	第1号該当 学識経験を有する者	佛教大学社会福祉学部 教授	
2	伊 藤 有 美	女	第2号該当 公募委員	市民公募委員	
3	笠 井 真 人	男	第2号該当 公募委員	市民公募委員	
4	佐 野 知 之	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市社会福祉法人連絡会 会長	
5	小 林 智 子	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市民生委員児童委員協議会連合会 会長	
6	安 田 正	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議 会長	新
7	内 田 茂	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市自治会連合会 副会長	
8	渡 邊 勝 也	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市老人クラブ連合会 会長	
9	佐 野 健 治	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	特定非営利活動法人夢想会 理事長	
10	内 藤 朋 子	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	不登校のこどもと親と地域の会 でんでん 代表	
11	小 林 弘 樹	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	NPO法人えん 代表理事	
12	富 松 敬 史	男	第5号該当 亀山市社会福祉協議会の代表者	亀山市社会福祉協議会 会長	新
13	門 間 文 彦	男	第6号該当 保健、医療及び福祉関係機関に属する者	亀山医師会	
14	塚 田 浩 司	男	第6号該当 保健、医療及び福祉関係機関に属する者	亀山歯科医師会	
15	千 賀 理	男	第6号該当 保健、医療及び福祉関係機関に属する者	あんしん介護株式会社 代表取締役社長	
16	倉 田 隆 明	男	第6号該当 保健、医療及び福祉関係機関に属する者	三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿厚生病院	
17	豊 田 昌 子	女	第7号該当 市職員	健康福祉部 部長	新
18	高 宮 綾 子	女	第7号該当 市職員	子ども未来部 部長	
19	大 平 守	男	第7号該当 市職員	教育委員会事務局 教育部長	
20	林 秀 臣	男	第7号該当 市職員	市民文化部 部長	新

※ 男女の割合 5／20

第2次亀山市地域福祉計画〔後期〕

令和7年度進捗管理

(令和7年4月～令和8年3月)



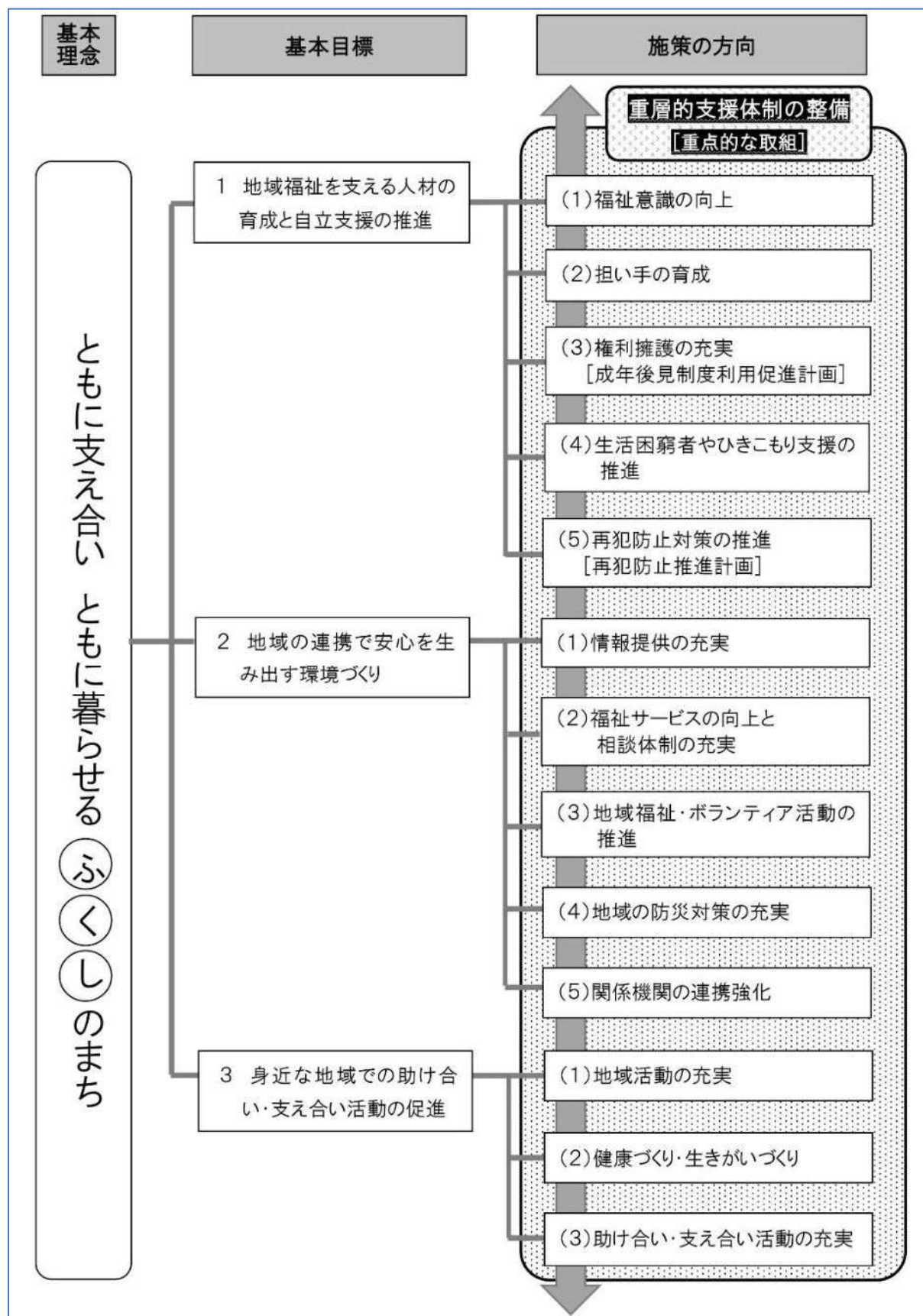
令和8年7月

目 次

I	計画の体系	1
1	地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進	2
	（1）福祉意識の向上	2
	（2）担い手の育成	4
	（3）権利擁護の充実（成年後見制度利用促進計画）	6
	（4）生活困窮者やひきこもり支援の推進	8
	（5）再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）	10
2	地域の連携で安心を生み出す環境づくり	12
	（1）情報提供の充実	12
	（2）福祉サービスの向上と相談体制の充実	14
	（3）地域福祉・ボランティア活動の推進	16
	（4）地域の防災対策の充実	18
	（5）関係機関の連携強化	20
3	身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進	22
	（1）地域活動の充実	22
	（2）健康づくり・生きがいづくり	24
	（3）助け合い・支え合い活動の充実	26
II	数値目標の進捗管理	28
III	計画の進捗管理	29

I 計画の体系

本進捗管理は、第2次亀山市地域福祉計画[後期]の取組について、亀山市と亀山市社会福祉協議会（以下「社協」。）とが、計画の進行管理を行うため、計画期間中（令和4～8年度）において毎年度作成し、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告・検証を行うこととしています。



1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上



【5年後のあるべき姿】

「共生社会や誰一人取り残さない社会」の実現に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。

【取組指針】

- 高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解しあって暮らしていく「共生社会や誰一人取り残さない社会」の実現に向けた啓発を行います。

【取組内容】

- ① 「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、地域まちづくり協議会への訪問や福祉をテーマとしたイベント開催時など、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
- ② 小・中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
- ③ 障がいの有無に関わらず市民同士がふれあい、交流しあう機会を提供するとともに、国籍などの違いを越えた市民交流の場を提供します。
- ④ SDGsの理念を踏まえ、「誰一人取り残さない社会」づくりに向けて、社会的に弱い立場の人や困難を抱えた人への支援の必要性に関する意識啓発を図ります。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市	第21回ヒューマンフェスタ in 亀山を開催（参加者 283 人）し、市の人権に関わる取組の紹介に加え、人権に関わる 12 の市民団体の活動報告を行うブース出展を行いました。また、全体会では、亀山高等学校フレンドリークラブから校内の設備環境をもとにユニバーサルデザインやバリアフリーについて学習したこと等を提案いただき、参加者と共生社会や誰一人取り残さない社会の実現に向けて意見交流することができました。 また、ヒューマンフェスタ in 亀山の実行委員会への出展ほか、実行委員として様々なグループから職員を派遣し、協力して開催するなど人権への意識を高めました。
	市・社協	地域福祉計画に掲げた基本理念や主な取組（包括的な支援体制、多機関による連携、助け合い・支え合いのしくみづくりなど）について、市と社協が地域まちづくり協議会（22 地区）を訪問し、スライドやチラシなどを用いて地域福祉の理念等を周知するとともに、次期計画策定に向けた地域ヒアリング（22 地区）、団体ヒアリング（25 団体）を行い課題の整理をおこないました。 亀山市における社会福祉関係者が一堂に会し、今後の更なる努力を誓い、併せて亀山市の社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝を表するため第21回亀山市社会福祉大会を開催しました。また、「自然災害に備えて～平時からの『つながり』が命を守る～」をテーマとした記念講演を実施し、来場者に対して平時からの災害への備えについて理解を深めるように努めました。

	市	小中学校の総合的な学習の時間や特別活動（学級活動、学校行事など）において、福祉体験活動を行いました。 亀山市総合保健福祉センターあいあいにおいて、小学校の町たんけん（生活科）や社会見学（社会科）の一環として児童（亀山南・神辺）を受け入れ、あいあいでの業務内容や役割などの紹介や、児童からの質問に対応するなどにより、施設見学を通して、地域福祉に関する内容を学ぶ機会を提供しました。
②	社協	市内の学校（園）に様々な福祉体験学習やボランティア活動、地域のサロンとの交流を通して、福祉に関する関心を高めることを目的に福祉教育推進事業を実施しました。令和7年度は、川崎南保育園、亀山西小学校、亀山高等学校の3校（園）をモデル校に指定し、社協と協働で年間のプログラムを作成し、福祉教育の更なる充実と次世代の担い手の育成に取り組みました。 また、中学生福祉体験教室について、市内の高齢者、障がい者施設・事業所、市内の私立保育所に19事業所に受入していただき、延べ106名の生徒が参加し、若い世代が幅広く福祉の現場に触れる機会がもてるように取り組みました。 モデル校以外の学校からの福祉教育の依頼も年々増加しており、車いす体験や高齢者疑似体験をはじめ、当事者（UDアドバイザー）との出会い・交流を通して福祉に対する理解を深めることができました。車いす体験や点字ブロック、ユニバーサルデザインについてなどの福祉教育の授業依頼もあり、その中で視覚障がい者の方との出会いや交流、高齢者疑似体験などを福祉教育を進めました。
③	市・社協	第21回ヒューマンフェスタ in 亀山を開催し、市民活動団体によるブース出展では、12団体の協力を得て、さまざまな分野における交流の機会を創出することができました。また、JICA 三重デスクによる「世界の布でボタンをつくろう」をテーマとした体験活動を実施し、国籍や文化の違いに触れる機会を提供することができました。さらに、外国にルーツを持つ方の協力を得て韓国料理の提供を行うなど、多文化交流の場の創出することができました。また、社会福祉協議会として運営委員として参画するとともに、事業の紹介や取り組みについてパネル展示を行い、周知啓発に努めました。
④	市・社協	複合的な福祉課題を抱えた世帯を包括的に受け止め、多機関協働による支援体制づくりの取組状況や概要について、福祉分野をはじめ、市の相談窓口を有する部署（全庁展開）をはじめ、研修等様々な機会でも説明を行いました。その成果として家族からの相談が増加しており、様々な媒体を活用した周知活動が家族に届き、相談につながってきています。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

引き続き、市民一人ひとりが福祉を身近なものとして理解してもらえるよう、参加しやすい講演会や福祉のイベント、交流の場の開催手法や内容を検討し、さまざまな機会を捉えて、誰もが安心して暮らすことができる共生社会や地域福祉の理念の普及・啓発に努める。

支援関係機関・関係団体においては、担当者が変更する場合があることから、本市が取り組む重層的な支援体制づくりについて、引き続き市と社協が一緒に訪問し、継続的な周知・啓発を行うなど、誰一人取り残さない社会の実現に向けた意識啓発を図っていく。

(2) 担い手の育成



【5年後のあるべき姿】

「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。

【取組指針】

- 住民誰もが互いに支え合うしくみを構築できるよう促し、担い手への支援を行います。

【取組内容】

- ① 地区レベルでの地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の研修への支援を行うとともに、福祉委員の人材の確保・育成と、スキルアップ・フォローアップのための研修の充実を図ります。
- ② 多様な年齢層が受講しやすいボランティア養成講座を開催し、福祉の担い手の裾野を広げます。
- ③ 専門職など福祉関係者の育成・確保を図るため、社会福祉協議会において実地研修の積極的な受け入れを行うとともに、次世代を担う福祉人材の育成に向けて、市内の高等学校や近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を実践する人材の育成を進めます。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市	令和7年度は民生委員・児童委員の一斉改選を受け、定例会で新任の民生委員・児童委員に対して、活動内容の確認や動記録の正しい記入方法など民生委員・児童委員の活動や資質の向上につなげました。また、単位民生委員児童委員協議会の研修や勉強会に対し、財政的な支援を行いました。
	社協	亀山市民生委員児童委員協議会連合会の事務局として会務の運営や研修会など支援を行いました。また、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、全22地区327名の方に福祉委員を委嘱し、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に地域まちづくり協議会に助成を行うとともに、福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行いました。福祉委員活動を行うための実践的な技術と意識の向上を図るために、新任研修、障がいへの理解、認知症サポーターに関する研修会を継続的に実施しました。
②	市・社協	ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動を始めのきっかけ作りになるよう「わたしにもできる！～家族で学べる防災ボランティア教室～」を実施しました。参加者17名の方に参加いただくことができました。 また、現在5地区（昼生・井田川北・坂下・城北・川崎）で活動している地域での助け合いや支え合い活動「ちょこっと・ボランティア（ちょこボラ）」の活動について情報交換会を開催し、活動団体のフォローアップを行いました。
	市	生活困窮者の子どもに対する学習支援「学習教室（市内3か所）」の開催に当たり、学習指導や運営のサポートなどを担うスタッフとして、大学生を有償ボランティア（1人）で参加していただける機会をつくり、地域福祉を实践する人材育成につなげました。
③	市	生活困窮者の子どもに対する学習支援「学習教室（市内3か所）」の開催に当たり、学習指導や運営のサポートなどを担うスタッフとして、大学生を有償ボランティア（1人）で参加していただける機会をつくり、地域福祉を实践する人材育成につなげました。
	社協	社会福祉士養成課程における相談援助実習の実習生の対象者はいみせんでしたが、ボランティア活動を希望する市内在住の大学生の相談に対し、コーディネートを行いました。また、亀山市社会福祉法人連絡会において、各法人の人材確保や育成について意見交換を行うことで、今後の福祉人材の確保について協議検討を重ねました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

引き続き、世代や属性を問わない包括的な相談支援体制づくりを進める上で、継続的に市と社協が一緒に訪問説明を行いながら市が取り組む重層的な支援体制整備事業の理解に努めることで、民生委員・児童委員、福祉委員など地域福祉の中核を担う人たちに対し、福祉課題の早期発見や必要に応じて市コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につないでいただけるよう、支援体制の充実強化につなげていく必要がある。

また、ボランティア養成講座や社協による実地研修の継続的な実施に加え、社会福祉法人連絡会等との連携による人材確保、人材育成の取り組みの実施や、近隣の大学等とボランティア活動による連携方策の検討を引き続き行っていく必要がある。

(3) 権利擁護の充実（成年後見制度利用促進計画）



【5年後のあるべき姿】

判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が受けられるようになっています。

【取組指針】

- 人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、安心して制度を利用するための体制を整えます。

【取組内容】

- ① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、すべての人の人権が守られるよう、民生委員・児童委員、福祉委員との連携によって地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
- ② 社会的に弱い立場の人の人権を守り、差別の解消や虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防、及び早期発見・早期対応が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係団体、事業者などとの連携を強化します。
- ③ 権利擁護の必要な人が安心して支援を受けられるよう、判断能力が低下した人等に対する日常生活自立支援事業による生活支援に加え、中核機関の設置による地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の申立、受任、及び後見人支援にかかる関係機関との調整を図ります。
- ④ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢・障がい担当部署と調整しながら、報酬助成の拡大を図るなど成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりを進めます。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市・社協	終活や相続等を介して成年後見制度への関心を高めるため、「知っておきたい終活の始め方」と題し、成年後見セミナーを開催しました。また講演終了後、三重県行政書士会亀山支部によるお困りごと個別相談会を開催しました。（参加者 194 名） 人権擁護委員が小学校に出向き、先生や児童を対象とした人権啓発教室を開催するなど、地域での啓発活動を行いました。 また、すべての人の人権が守られるよう、市役所本庁、関支所において、人権擁護委員による人権相談を行いました。 【特設人権相談開設回数 36 回 相談実績 2 件】 福祉委員の研修に講師として出席し、市の窓口の説明や虐待や障害者への理解を啓発しました。
	社協	相続、遺言、金銭貸借、離婚等に関することに対して元公証人による適切な助言・指導を行う相談とともに、日常生活上あらゆる心配ごとに応じるため、心配ごと相談所（24 回/年）を開催しました。 【相談件数：89 件（令和 6 年度比：△ 5 件）】
②	市	こども家庭センターとして、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にその福祉に関し、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、要保護児童等・DV 対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関が連携し支援を行いました。また、児童虐待や DV の発生予防、早期発見・早期対応のため、要保護児童等・DV 対策地域協議会実務者会議を 2 月毎に開催し、関係機関との連携強化に努めています。 また、市役所本庁、関支所において、人権擁護委員による人権相談を行うとともに、6 月と 12 月に 2 回人権擁護委員、鈴鹿地域防災事務所職員と連携して市内 4 か所にて、啓

		発物品の配布を行い、差別の解消や人権尊重の意識啓発を図りました。また、虐待やDVの発生予防を目的とした啓発活動も複数の部署が協働して行いました。 教育委員会指導主事が三中学校区の人権ネットワーク協議会に参加するとともに、協議会が企画する研修会の講師の斡旋、研究授業後の指導・助言など、社会的に弱い立場の人の人権を守り、差別の解消に向けてネットワーク活動の支援を行いました。 さらに、障害者差別解消支援協議会の機能を持つ地域自立支援協議会の中に設置した障がい者差別解消支援検討部会で一体的に事業所への合理的配慮の提供の義務化等の障害者差別解消法の改正内容や相談状況などの情報共有により、社会的に立場の弱い方の人権確保に努めました。
	社協	福祉なんでも相談窓口の開設をはじめ、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、生活困窮者自立支援事業の相談員、成年後見サポート事業及び日常生活自立支援事業、基幹型地域包括支援センターの職員など、本会で相談支援を行う全ての職員が社会的に弱い立場の人の人権を尊重しながら相談支援にあたりました。
③	市	地域連携ネットワークづくりを進めるため、引き続き、中核機関（社協）を設置し、専門機関との市の取組状況や実績などに関する情報共有や意見交換を行う法福連携ネットワーク協議会を開催しました。 また、成年後見制度の利用が必要な人への、受任候補機関の選定を行う成年後見サポート（受任調整）会議の開催（3回）や、後見人等の受任後のチーム会議の開催（2回）など、制度を安心して利用していただける環境づくりを進めました。 鈴鹿亀山消費生活センターと連携した消費者被害に関する動向や情報共有など、かめやま・安心メールや公式LINE等を活用して迅速に注意喚起を行い、消費者被害の防止に努めました。
	社協	認知症高齢者や知的・精神障がいを持つ方々が、地域で安心して生活することを目的に、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行う日常生活自立支援事業を実施しました。 【契約者数：40件（令和6年度比：+2件）】 成年後見サポート事業の相談について、新規相談の経路としては、主に本人及び親族等からの相談が多くを占めていますが、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター等の関係機関からも相談が寄せられており、増加傾向です。 【新規相談：41件、延べ相談件数：266件（令和6年度比：+2件、+89件）】
④	市・社協	成年後見制度における金融分野との連携方策の検討を進めるため、市内全ての金融機関（百五銀行、三十三銀行、郵便局、鈴鹿農業協同組合、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫）を市と社協と一緒に訪問し、各金融機関での対応状況や連携のあり方について意見交換しました。毎年訪問・啓発を進めることで、成年後見サポート事業が認知され、金融機関から相談につながるケースがありました。 また、一般市民への事業の普及啓発を図るため、亀山市立図書館主催の法務局による自筆証書遺言保管セミナーにおいて、制度の説明及びエンディングノートの利用方法について周知しました。
	社協	認知症、知的障がい、精神障がい等により意思決定が困難な方の判断能力を補うために、本会が後見人となり、被後見人等の財産管理、身上保護を行っています。 【受任実件数：2件（令和6年度比：±0件）】

【課題と今後の方向性(市・社協)】

地域の中で判断能力が低下した人などを早期発見・早期把握できるよう、民生委員・児童委員等の地域における支援者の活動の支援に向け、成年後見サポート事業の周知・啓発を継続しながら、利用促進に向けた取組を進めていく。

要保護児童等・DV対策地域協議会と相談支援包括化サポート会議（地域福祉力向上重層的支援体制整備事業）との連携強化に向けた検討を進めていく。

支援対象者の状態に応じて、日常生活自立支援事業と成年後見制度との使い分けを行いながら、制度利用が必要な方には、最適な後見人等が受任できるよう、引き続き、調整機能の充実を図っていく。

現在、国では頼れる身寄りがいない高齢者等への支援として、新たな事業の創設が検討されています。これらの事業においても市町社会福祉協議会が中心的な役割を担うことが期待されていることから、動向を注視し、三重県社会福祉協議会とも連携しながら協議・検討を行っていく。

(4) 生活困窮者やひきこもり支援の推進



【5年後のあるべき姿】

公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者及びひきこもりの人や家族が支えられています。

【取組指針】

- 社会福祉法人・事業者、地域やNPO、医療や教育等の関係機関など、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

【取組内容】

- ① 貧困の連鎖を防止するため、経済的・文化的な貧困に加え、ヤングケアラーを含めた子どもの貧困の実態把握に引き続き努めながら、教育と福祉との連携のもとで必要な支援策の充実を図ります。
- ② 生活困窮につながる可能性のある大人のひきこもりは、見守りや声かけ活動など地域のつながりを生かした支援を促しつつ、必要なときに専門的な支援につながれるよう相談窓口の明確化を図るとともに、居場所機能を備えた社会への復帰を支援する場づくりを進めます。
- ③ 自立支援相談事業などの支援制度に対する啓発活動や生活困窮者等へのアウトリーチによる相談支援体制の強化を図るとともに、地域や関係機関などとの連携により個々の状況に応じた社会とのつながりづくりのしくみを検討します。
- ④ ひきこもりの人や生活困窮者の自立を支援するため、農業者との協働による農福連携や市内の企業などとの協働関係の構築を図りつつ、就労に向けた準備となるゆるやかな中間的就労の体制の構築をめざします。

【令和7年度】

取組内容の事業実績	
①	母子父子寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度の相談者について、社会福祉協議会と連携し必要な支援制度の案内を行い、必要な関係機関による相談支援包括化サポート担当者会議を開催することにより、包括的な支援を進めました。併せて、小中学校に、学校から重層的支援体制での支援につなげることができるよう、校長会や職員向け研修会において、地域福祉力向上重層的支援体制整備事業（つながるシートや具体的な支援例など）の周知を図るとともに、義務教育終了後のケースに応じてつながるシートを活用し、他機関と連携した児童生徒、家庭の支援を行いました。 また不登校児童生徒支援コーディネーター校区别連絡会に参画するなど、教福連携の充実に向けて取り組みました。 学習支援教室を毎週土曜日、小学4年生から中学3年生までの就学援助世帯の児童生徒を対象に開催しました。 【実施回数：145回 延べ参加人数：208人（令和6年度比：±0回 △160人）】
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が関わる複合的な福祉課題を抱えている世帯に対し、市の相談支援包括化推進員とともに、ケース会議を開催し小中学校と連携しながら課題解決に向け取り組みました。教育機関からの新規相談件数も23件と年々増加傾向となっています。今後は教育委員会や学校など教育関係機関との連携強化を図るとともに、不登校生徒等の義務教育終了後の支援体制の構築を図っていきます。 子育て支援対策として、生活保護家庭小中学校修学旅行補助や準援護家庭等に歳末たすけあい援護金を配分しました。

②	市	民生委員・児童委員や福祉委員など、地域の支援者や支援機関から、ひきこもりの人を把握した場合は、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につないでいただけるよう、市と社協と一緒に説明を行うとともに、生活困窮者自立相談支援事業や地域福利力向上重層的支援体制整備事業の市民向けチラシに窓口の所在を記載し、周知を行いました。 また、亀山市教育支援センターを中心に、校内教育支援センターを市内全小中学校に設置し、不登校児童生徒の支援体制の充実を図りました。不登校児童生徒の居場所と相談先について、チラシや広報等を使い、保護者等に周知しました。
	市・社協	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活困窮者自立支援事業の相談者で大人のひきこもりの人に対し、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用し、対面でのコミュニケーションが難しい方や、精神的な理由等により外出や仕事に行くことができないなど、一人ひとりの状況やニーズに応じて、個人を特定されず気軽に参加できるオンライン居場所を令和7年度から本格運用を開始しました。 【開催回数：12回開催 延べ参加者：26名】
③	市・社協	生活困窮者自立支援事業において、社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱えた方への相談支援をはじめ、きめ細やかな支援の体制づくりを行っていくことを目的に、自立相談支援事業と住居確保給付金（必須事業）、家計改善支援事業（任意事業）と就労準備支援事業（任意事業）を社会福祉協議会に委託し、福祉事務所と連携しながら事業実施しました。 特に令和7年度から新たに生活保護を受給中の方に対する家計改善支援事業と就労準備支援事業も市の生活保護担当者と連携しながら行いました。また、社会福祉協議会において「福祉なんでも相談窓口」として生活困窮者に限らず複合的な福祉課題を抱えた方からの相談に応じました。専門員を配置し、相談者の生活課題を把握・整理し課題の解決に向け、相談者の状況に応じた包括的・伴走的な支援を行いました。 【新規相談件数 106 件（令和6年度比：△10 件）】 【延べ相談件数 720 件（令和6年度比：△193 件）】
④	市・社協	既存の福祉サービスなどでは対応できない対象者のニーズに対応するため、福祉サービス事業所や民間事業所などに就労体験等の場を提供いただき、地域の社会資源等を活用し、社会とのつながりづくりとして亀山市参加支援（就労体験等）事業を実施し、令和7年度までに8名（実人数）の方が利用につながっており、今後も需要が見込まれます。 【支援対象者 5 名 体験日数 延べ 417 日】 【協力事業所 6 事業所（登録 13 事業所）】 また、就労準備支援事業については、参加支援事業で一般企業の就労体験をしていた方が、体験受入事業所にてパート職員として正式に採用され、2 名の方が就職することができました。今後も就労体験受入事業所の拡充に努めるなど、引き続き事業の周知を図り、利用者の支援につなげていきます。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

居場所づくりや社会参加につながるようひきこもり状態にある方や長期間未就労の状態、今すぐに仕事に就くことが難しい方や職場定着に不安のある方等に、参加支援（就労体験等）事業、や7年度から本格運用を開始したオンライン居場所の充実を図る。

互いに対象者に対し伴走的な支援を中心に、スモールステップができるよう、就労体験等協力事業所を定期的に訪問しや新規受入事業所の開拓、またオンライン居場所から対面と合わせて対面での支援方法の検討を行う。

（５）再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）



【5年後のあるべき姿】

罪を犯した人が地域の中で更生し、社会復帰することができる環境が整っています。

【取組指針】

- 更生保護に関わる団体等と連携し、市民の理解を得ながら、再犯防止対策を進めます。

【取組内容】

- ① 再犯防止のために必要な更生の取組に対する理解を深め、罪を犯した人への立ち直りを見守る意識を育てるため、社会を明るくする運動等による啓発を推進します。
- ② 再犯防止を含めた更生保護が進められるよう、保護司会や更生保護サポートセンターの活動を支援するとともに、それらと法務等の関係機関や地域とのネットワークの構築に向けて、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）等の関わりなどにより、相談支援体制の強化を進めます。
- ③ 自立相談支援機関や若者サポートステーション、ハローワークなどとの多機関協働による連携を図り、罪を犯した人のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや継続的な支援を行いながら、社会とのつながりをつくる支援体制を整えます。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市	「社会を明るくする運動」として、市内各所での街頭広報活動による意識啓発に加え、市内の小中学生を対象に、日常の家庭や学校生活で体験したことをもとに、犯罪や非行のない地域社会づくりや立ち直りに関する作文を通じて考える機会の提供に努めました。
	社協	社会を明るくする運動推進委員会に参画し、街頭啓発等の活動に努めました。
②	市	保護司会の活動に対する補助金を助成し、更生保護サポートセンターや社会を明るくする運動、協力雇用主の開拓・連携などの活動を支援しました。保護司から「つながる」シートで出所予定の方の地域での生活に向けての相談があり、相談支援包括化推進員が中心となり今後の支援に向けて刑務所や保護司など関係機関との調整、連携を図りました。
	社協	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業の各部署が関わる世帯に対し、警察など介入が必要と思われる場合は協力体制が取れるよう情報提供・共有を行い、連携を図っています。また、詐欺被害にあわれた方や再犯を犯した方への支援について警察や保護観察所と連携し支援にあたりました。
③	市・社協	働くことに悩みを抱える人に対して、福祉的な支援を提供している若者就業サポートステーションみえやおしごと広場みえ（マイチャレ三重）など、相談者の就労や自立につながるよう多機関協働の支援体制を継続するとともに、過去に犯罪歴がある経済的・社会的困窮にある相談者に対し、福祉的なアプローチや支援を引き続き行うことで自立につながるよう連携を図りました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

罪を犯した人が地域の中で生活し続けながら更生し、再び社会とつながりが持てるよう、保護司会の活動に対する補助を継続していく。また、更生保護サポートセンターや三重県地域生活定着支援センターと連携し、高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする方が地域で安定した生活ができるようコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなげるため、複合課題相談支援「つながるシート」を活用した体制づくりを引き続き進めていく。

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実



【5年後のあるべき姿】

「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。

【取組指針】

- 必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。

【取組内容】

- ① 地域資源に関する情報を一元化した「地域カルテ」によって地域まちづくり協議会の活動に活用できる情報を提供するとともに、居場所等、地域のあらゆる資源の効果的な利活用に向け、デジタル技術等の活用を図ります。
- ② 地域における相談ごとが、必要な機関につながるよう、市広報や社協だよりに加えSNSなどを活用し、分かりやすい情報提供に努めます。また、地域社会との関わりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
- ③ 民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
- ④ 潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、その解決を図るため、市・社会福祉協議会が連携し、福祉委員会で話し合いを持てるよう、アウトリーチなどにより機会づくりを促します。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市・社協	生活支援コーディネーターとまちづくり協働課が共同で作成した、人口・世帯推移、地域におけるサロンやまち協の恒例事業や福祉委員会活動・ちょこボラ活動などに加え、民生委員・児童委員、福祉委員、介護保険施設・事業所などの社会資源一覧をQRコードで読み取れるなどにより地域の資源情報を見える化した「地域福祉カルテ」の更新を行いました。更新にあたり、地域ネットワーク会議（協議体）で関係機関と協議し、内容を見直すことで活用の促進を図りました。 社協のホームページに掲載するとともに、地域まちづくり協議会、民生委員・児童委員、医師会、薬剤師会、歯科医師会など関係事業所に配布し情報提供に努めました。
②	市	父母の離婚後の子の養育に関するルール改正等の情報、ひとり親家庭の支援制度に関する情報、令和8年度タクシー料金助成の受付の情報、障がい者習慣等を広報、ホームページ、パンフレット、亀山市公式LINE、かめやま健康なびを活用するなど情報発信を行いました。また、市の保健事業（母子保健・健康づくり）を記載した「健康づくりのてびき」を広報かめやま（5月1日号）と同時配布し、保健事業について案内するとともに相談窓口の周知路を図るなどニーズに応じた情報発信に努めました。 また、地域生活課題の相談が、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につながるよう、市と社協がまち協を訪問し周知した一方で、地域で孤立気味の世帯に対しては、支援者を介した情報提供に加え、アウトリーチを主体とした情報提供を行いました。
	社協	本会が行う事業をはじめ、福祉委員会やボランティアなどの地域における福祉活動を市民に身近に感じてもらえるよう、広報誌「社協だより（年4回）」の発行や、ホームページによる情報提供、Facebookの更新（随時）を行いました。また、毎月1回本会職員が出演し鈴鹿VoiceFM（78.3MHz）にて「ラジオかめやま社協だより」に出演するなど様々な媒体を活用し、福祉活動の啓発に努めました。
③	市・社協	令和7年度は民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、改めて市・社協の担当部局の役割を説明するとともに、定例会の場で福祉に関する必要な情報を担当者から伝え、情報提供に努めました。また、社会福祉大会での記念講演や市民公開講座、成年後見セミナーなどへの参加を呼びかけるなど、さまざまな機会を通じて福祉の現状や知識について詳細な情報提供を行いました。
④	市・社協	地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の地域づくり事業の一環として、生活支援コーディネーターが中心となり、ちょこボラの活動団体の既存団体の活動支援（5地区25回）や立ち上げ支援（3地区7回）を行いました。また、福祉委員会への参加（22回）や地域ケア会議（12回）など、地域課題の掘り起こしや解決に向けた協議を行いました。

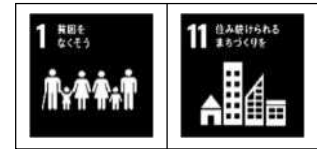
【課題と今後の方向性（市・社協）】

引き続き、現在情報提供している媒体（広報、社協だより、ホームページ、チラシ、SNSなど）で福祉の制度や活動状況など分かりやすく情報を提供していく。

また、制度利用者（支援対象者）と制度提供者（支援者）では、必要な情報が異なるため、それぞれに必要な情報が提供できるよう、市と社協が連携を図りながら引き続き、正確かつ迅速な情報提供に努める。

さらに、市民や関係者の関心のあるテーマの研修会や講演会を開催するとともに、地区福祉委員会や地域ネットワーク会議（協議体）を通じて地域の福祉課題の把握に努めていく。

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実



【5年後のあるべき姿】

多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる「断らない」総合相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域との関わりが深まっています。

【取組指針】

- 地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。

【取組内容】

- ① 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる「断らない」総合相談窓口の設置に向け、必要な機能や役割を市と社会福祉協議会で確立し、その周知を図ります。
- ② 民生委員・児童委員等が、住民の身近な場で相談ごとを受けられる体制を整えるとともに、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐことができる体制づくりを強化します。
- ③ 社会福祉法人の連絡会を開催し、社会福祉の充実に向けた法人間の連携強化を図るとともに、地域における公益的な取組を促します。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市	令和6年度に総合保健福祉センターの機能見直しを行い、市民にわかりやすい窓口にする事で、スムーズに相談に対応できるように心がけました。引き続き、国の重層的支援体制整備や本市の実情に即した窓口に向け、市と社協で市民の方が利用しやすい体制整備に努めていきます。
	社協	生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設することで、相談者の内容に応じてつなぐことができるよう意識して取り組みました。引き続きどの部署でも「断らない相談」を意識し、個別ケースや事業内容の共有や、ケース会議等を必要に応じて行うことができる体制に努めます。
②	市・社協	民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活発化を図るため、令和5年度に増額した地域住民の相談支援に係る活動費を引き続き令和7年度も継続しました。 また、市と社協が一緒にまち協（福祉委員）への訪問説明などにより、地域の中で福祉課題を抱えた人を把握された場合、まずはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐ支援体制があることの周知を継続して行いました。 市と社協によるまち協への訪問説明や啓発チラシの配布などにより、地域の中で福祉課題を抱えた人を把握された場合、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐ支援体制の周知を継続して行っていることで、民生委員・児童委員、福祉委員の意識づけ、さらには相談支援につながっています。
	市・社協	市内の社会福祉法人で組織化された亀山市社会福祉法人連絡会にオブザーバー（地域福祉課長）として参画しました。また、社協が事務局支援を行うとともに、地域における公益的な取組として各法人が提供できる貸出可能な施設、車両、テント、イス等の備品の貸出を行いました。 【貸出件数：10件】

【課題と今後の方向性(市・社協)】

引き続き、相談支援体制の充実を図るため、総合保健福祉センターにおけるワンストップのあり方を検討するとともに、多様化する福祉課題に対し、地域に身近な民生委員・児童委員、福祉委員等が、福祉課題を発見した場合に住民の身近な場で相談ごとを受けられる体制を整えるとともに、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐことができる体制づくりを強化する。

さらに、社会福祉法人の地域の公益的な取り組みに関し、社会福祉法人連絡会の場で意見交換を行い、検討を重ね取り組みの促進を図る。

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進



【5年後のあるべき姿】

住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。

【取組指針】

- さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。

【取組内容】

- ① ボランティアや市民活動による支援を必要とする人と活動団体とをつなげるコーディネート機能の強化を図るとともに、ボランティア等の活動に関する意識啓発や情報発信などを通じて活動の支援を行います。また、地域福祉の観点からボランティアや市民活動団体への必要な支援方策や連携・協働体制の強化に向け、個別性の高いニーズに対してオーダーメイド型で提供できる新たな地域資源の創出に取り組めます。
- ② 福祉サービス・イベント時における資材の貸出、介護機器の貸出などユニバーサルデザインを意識したイベント運営への支援など、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
- ③ 認知症高齢者や障がい者などを、家族だけでなく、地域全体で支えられるよう、認知症サポーターなどによる支援体制づくりを推進します。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市・社協	令和7年度から市民活動やボランティア活動の更なる活性化や、支援の充実につなげることを目的に、市と社協が協働で亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を設置しました。 社協より専任のボランティアコーディネーターを配置し、市の担当職員と情報共有及び協議、相談する機会を持つことができたことで、相談件数が大幅に増加しました。 【相談件数：220件(令和6年度比：+177件)】 中間支援機能として、市民活動団体・ボランティア団体並びにこれから活動を始めた個人が、活動の現状や課題に関する情報共有や、活動の活性化や新たなつながりの創出などを目的に、毎月1回「ぷらっとカフェ15(いこう)」を開催したり、市民活動だけでなく新たにボランティア活動に関する情報やイベント情報などの「ぷらっとニュース」を毎月1回発行し、情報発信を行いました。
②	市	花しょうぶまつりやヒューマンフェスタ in 亀山において、ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、車椅子の貸出しサービスを行うとともに、社会福祉大会では、聴覚障がい者・視覚障がい者に対して、要約筆記や手話通訳を配置し開催しました。 また、市役所窓口での職員との会話において、聞こえづらさを感じる方のために、「軟骨伝導集音器」を設置しました。
	社協	健康増進と家族の身体的・精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として、在宅の寝たきり高齢者及び障がい児(者)などに対して車椅子及び歩行器を貸し出しました。また、亀山市社会福祉法人連絡会の地域公益活動として、各法人の備品等の貸出を行っています。 【介護機器貸出件数：216件(令和6年度比：△48件)】
③	市・社協	認知症に関する正しい知識や理解を持ち、地域において認知症の人やその家族をサポートできるよう、市と社協に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人を地域全体で支えられる体制づくりを推進しました。小中学校からの認知症キッズサポーター養成講座の依頼も年々増えており、福祉教育にもつながっています。 【実施回数：22回 延べ参加者596人(令和6年度比：+1回 168人)】 また、認知症の人やその家族を支援するボランティアであるチームオレンジかめやまとともに、出前カフェの開催や、ブックレビューの小冊子を作成し市立図書館で展示するなど、認知症の方を地域全体で支える体制づくりに努めました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

令和7年度から市と社協が連携し、新たな相談支援機関である市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を設置し、市民・ボランティア活動における中間支援機能の充実強化を図った。今後もニーズや状況に応じて、様々な関係機関と連携していく。

市民をはじめ、市関係部署や民間企業など、ユニバーサルデザインを意識した取組が行われるよう、広報かめやまへの記事掲載や啓発物品の配布など、機会を捉えた意識啓発に取り組んでいく。

また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加していく中、市と社協の連携のもと、認知症支援のボランティア活動を行うチームオレンジの活動支援の継続や認知症サポーター養成講座及び、ステップアップ講座を開催し、市民への啓発活動を展開しながら、地域全体で認知症高齢者等を支えられる体制づくりを引き続き進めていく。

(4) 地域の防災対策の充実



【5年後のあるべき姿】

地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が発生しても地域で住民の安全が確認されています。

【取組指針】

- 密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。

【取組内容】

- ① 頻発化・激甚化している災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を活用した平時からの支援対策を高められるよう、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの地域の避難支援者と連携しながら、当該名簿の更新と登録情報の充実を図ります。また、支援を必要とする人に配慮した福祉避難所の充実や福祉避難所等への物資等を供給する体制の強化に努めます。
- ② 民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とし、地域の特性に合わせて、日頃からの安否確認体制が構築されるよう、介護支援専門員や相談支援専門員との連携を図るなど、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別避難計画の策定に努めます。
- ③ 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、災害ボランティアセンターの設置をはじめとする地域の「受援力」を高めます。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市	災害が起こっても地域住民の安全確保につながるよう、地域福祉課と防災安全課が協議を重ね、災害時の要援護者等の避難所の受入体制について、幅広く災害時の対応ができるよう現実を想定した福祉避難所の在り方の検討を行いました。 また令和7年度に避難行動要支援者名簿を更新するとともに、その名簿に基づき個別避難計画の実行性向上のため、避難行動支援者の一時避難所の設定と避難支援者の選定について、地域との連携を図りました。
	社協	災害等における本会の安否確認・参集体制や業務執行体制、平時における備え等について定めることを目的に、本会が定める事業継続計画（BCP）の改訂を行いました。また、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルをPDCAサイクルに基づき、運用状況の確認を行いました。
②	市	個別避難計画の策定に向けて、防災安全課と関係機関及び関係部署が連携できる仕組みの検討を行いました。福祉部局にて避難行動要支援者名簿を更新し、希望する自治会へ配布しました。防災部局にて民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問看護等に対し、個別避難計画に関する説明を継続的に実施しました。また、個別避難計画の実行性向上のため、避難行動支援者の一時避難所の設定と避難支援者の選定について、地域との連携を図りました。
	社協	まちづくり協議会を単位として福祉委員(327人)を委嘱するとともに、地区福祉委員会を中心に地域内の75歳以上一人暮らし高齢者を対象に安心見守り訪問事業を実施し、日ごろからの安否確認体制の構築に努めました。 また、2圏域の地域包括支援センターと災害対応について各介護予防支援事業所のBCPについて意見交換を行いました。
③	市・社協	令和7年9月6日にあいあいで、亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、市職員をはじめ個人ボランティア、ライオンズクラブ、高校生、関係機関等69名が参加し、災害ボランティアセンターの設置訓練を実施しました。 広域的な災害に備え三泗鈴亀ブロック社協災害時広域連携協議会では令和7年9月に、四日市市において大雨により床上・床下浸水被害が発生し、災害ボランティアセンターが設置され、三泗鈴亀ブロック社協職員による応援派遣を行いました。また、他市町の訓練にも参加し、平時より顔の見える関係性を構築し連携強化に努めました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

全国各地で地震等が発生し、災害がいつ起こるとも限らない状況に備えて、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行っていくとともに、防災安全課と関係部署、民生委員・児童委員や自治会などと連携しながら、個別避難計画を策定していく。

さらに、社会福祉協議会が毎年1回関係する団体や市民・企業等の協力を得ながら災害ボランティアセンター設置・運営訓練に市も一緒に取り組むことで、地域の受援力の向上につなげる。

(5) 関係機関の連携強化



【5年後のあるべき姿】

多職種及び多機関が有機的に連携し、複雑化・複合化した課題にも重層的に支援ができる体制が整っています。

【取組指針】

- 地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化しながら、重層的な支援体制を整備し、地域の福祉課題の解決に努めます。

【取組内容】

- ① 世帯等が抱える多様な課題を包括的に受け止めるため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所などの相談機関等との有機的な連携体制を整え、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ② 地域が抱える福祉課題の解決に向け、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）とが連携し、個別の活動と人をつなぎ合わせたり、他分野同士の事業を組み合わせていたりするなど、地域づくりを支援する機能の強化を図ります。
- ③ 保健・医療分野をはじめとする専門職や、教育、法務なども含めた多機関の協力のもと、支援関係機関の役割分担の調整や課題を解決へとつなげるなど、重層的支援体制の中核を担う多機関協働の支援体制づくりを進めます。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市・社協	子ども・障がい・高齢・生活困窮といった福祉分野をはじめ、市の相談窓口機能を有する部署（水道、環境、住宅、小中学校、病院など）に、つながるシートを活用した包括的相談支援事業を市と社協と一緒に説明し、各分野において相談を断らない有機的な相談支援体制づくりに取り組んでおり、重層的支援体制整備事業の理解が亀山市に浸透してきており、ケース会議等を必要に応じて行うことができる体制が整ってきています。 特に教育機関からの相談が多く、教育委員会や学校など教育関係機関との連携強化を図るため、不登校生徒等の義務教育終了後の支援体制の充実・強化を図れるよう検討を行いました。 また、鈴鹿市とともに開催する相談支援事業所連絡会等に参加し、顔の見える関係を作りながら必要な情報提供に努めました。令和6年度より基幹相談を直営化し、令和7年度から障がい者総合相談支援センターあいの法人と窓口の変更を行い、わかりやすい窓口となるよう努めました。

②	市・社協	生活支援コーディネーター（社協）とまちづくり協働課（市）が主体となり、地域ネットワーク会議（協議体）で関係機関と協議し、地域の資源情報を見える化した地域福祉カルテを更新・配布（地域まちづくり協議会、民生委員・児童委員など）しました。更新にあたり、アンケート調査を行い、地区まちづくり協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉事業所など多様な関係者と地域の現状把握し内容を見直すことで、地域づくりの支援強化につなげるよう検討を重ねました。 さらに、生活困窮者や制度の狭間の世帯に対し、相談支援包括化推進員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、行政、学校関係、関係機関などが連携し、相談支援包括化サポート担当者会議（26 回）を開催し、世帯や個人が抱える福祉課題の解決に向け取り組みました。
③	市・社協	市に配置した相談支援包括化推進員と社協のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が共同し、つながるシート（23 件）の利活用方法を継続的に訪問周知することにより、各支援関係機関が把握した複合的な福祉課題がつながってきており、特に教育機関（学校）からの相談が増加傾向です。 支援の必要性に応じて、支援の方向性をまとめたトータルケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議（12 回）・担当者会議（26 回）開催し、情報共有や関係機関などの役割分担を図りました。 また、次期計画策定に向け、市民意識や活動団体等の実態・意見を把握するため、アンケート調査、地域まちづくり協議会を単位とした地域ヒアリングや福祉関係団体への団体ヒアリングを行いました。 【市民アンケート調査：1,200 人対象 有効回収率：49.3%（589 名）】 【地域ヒアリング：22 地区】 【団体ヒアリング：25 団体】

【課題と今後の方向性（市・社協）】

地域福祉力向上重層的支援体制整備事業で培ってきた包括的な相談支援の取り組みと各福祉分野での取り組みを全世代・全対象へと発展させ、福祉分野の関わる地域の担い手、団体や教育機関、福祉サービス事業所、企業など分野を超えたネットワーク化を図る。

そのために、市の全庁的な相談窓口を含め、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった福祉分野の支援機関が、対象者が抱える課題を包括的に受け止める意識を持ちながら、必要に応じてその福祉課題を市とCSWにつなぐ体制について、継続的な事業周知とともに、相談支援体制の充実・強化につなげる。

個別支援から見えてくる必要なニーズや資源を地域支援・しくみづくりに転換できるよう、生活支援コーディネーターなど、様々な専門職や機関と連携し、その進捗を把握できる体制整備を行っていく。

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実



【5年後のあるべき姿】

地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。

【取組指針】

- 住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。

【取組内容】

- ① 地域における福祉活動等を促進するため、介護機器の貸出などソフト面の環境の充実を進めます。また、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
- ② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代や属性を越えて交流することができる地域行事等の開催を促進します。
- ③ 教育委員会と連携して、学校運営協議会を介した住民のつながりづくりに取り組むとともに、青少年育成市民会議の「愛の運動（登下校時の見守り活動）」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を実施します。
- ④ 地域での生活を支える買い物支援等の生活支援サービスなど、地域が抱える課題に対し、生活支援コーディネーターが中心となって、個別の活動や人をつなぐことなどによって解決を図りながら、社会資源の開発・活動促進ができる体制づくりを進めます。

【令和7年度】

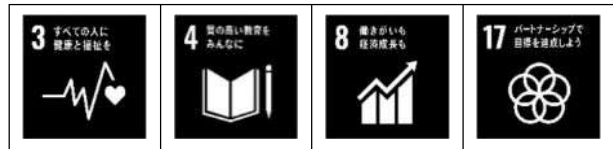
取組内容の事業実績		
①	市	白川地区集会所の空調機取替修繕や天神・和賀地区の公共下水道接続工事、東部地区屋根・壁面塗装工事など、まち協の活動拠点の整備・充実を図ることにより、地域における福祉活動の促進につなげました。
	社協	引き続き、車いすや歩行器の介護機器をはじめ、イベントやサロンにおいて、高齢者や障がい者に配慮した遊具や資材の貸出し備品を整備し、地域福祉活動を下支えするサポート体制に努めました。 【車いす貸出件数：215件 歩行器貸出件数：1件】 また、亀山市社会福祉法人連絡会の地域公益活動として、市内の団体を事業所に各法人が提供できる貸出可能な施設、車両、テント、イス等の備品の貸出を行いました。 【貸出件数：10件】
②	市	地域自らが地域の課題解決に向けて取り組むなど、地域の活性化を目的とした <u>地域活性化支援事業補助金(4地区)</u> を交付し、住民交流を促進するためのコスモス祭り(川崎地区)、地域の活力を継続させるための「健活」推進事業(坂下地区)など世代を超えて交流することができる地域行事の開催を支援しました。
	社協	地域まちづくり協議会(福祉委員会)に対し、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に小地域ネットワーク活動助成事業を実施し、三世代交流会をはじめ訪問活動などについてコーディネートを行いました。三世代が交流できる事業をすべてのまちづくり協議会で実施しており、また、各地区のコミュニティセンターや集会所等を利用し自主的に行うサロン活動推進助成事業を実施し、地域住民誰もが参加できるコミュニティサロンは21地区(+2地区)で展開されました。
③	市	地域の団体と連携して、登下校時の見守りを行う「愛の運動」(36団体)を実施し、また亀山市青少年育成市民会の活動を通して、あいさつの大切さについて啓発を行いました。
	社協	地区民生委員児童委員協議会(4地区)や更生保護女性会において、小学校の登下校の見守り活動の実施や、地区福祉委員会等において地域の小学生と一緒に高齢者訪問を実施するなど、地域の中で普段から世代を超えて交流することができる取組の支援を行いました。
④	市・社協	生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民が互いに支え合い、生活支援活動を行う「ちょこボラ」について、5地区(昼生、井田川北、城北、坂下、川崎)の取組を支援しました。また、既存団体の交流会を実施し、相互の交流を深め、情報交換を行うことができました。
	市・社協	さらに、立ち上げ等に関する支援として、活動を検討している地域まちづくり協議会の話し合いの場に参加し、既存団体との意見交換の場のコーディネートや規約や手引きの作成等に関する情報提供を行いました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

地域における自主的で主体的な活動等の取組に対して、補助により地域の活性化を図るとともに、地域が抱える課題については、生活支援コーディネーターが中心となり、市や関係機関をはじめ民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会関係者らの地域の方々との情報交換の場である地域ネットワーク会議(協議体)を開催し、地域の課題解決に向けて協議する。

また、学校運営協議会の運営のあり方やさまざまな立場の人が参画し、発展的な議論が可能となる組織に向けた検討を引き続き図っていく。

(2) 健康づくり・生きがいづくり



【5年後のあるべき姿】

健康づくりや生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが健康でいきいきと地域で暮らしています。

【取組指針】

- 住民同士がお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることでできる活動を支援します。

【取組内容】

- ① 住民が主体的に健康づくり活動等を行えるよう、身近な活動の場に保健師等が出向くなど、地域における健康づくりの取組を行います。
- ② 地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、心身の健康増進と生活における楽しみや生きがいを見出す機会を充実させるため、活動に取り組むリーダーや市民活動やスポーツなどを推進する組織の育成・支援を行います。
- ③ 各種サロン活動を活発化するため、認知症カフェ等を地域で開催するほか、主催者の負担軽減を図る方策など、活動のノウハウの普及やニーズとのマッチングを図るための運営支援を行います。
- ④ 多様な活動団体や地域の支援者などの協力を得ながら、市内各地に居場所づくりを展開し、相互の連携とつなぎ機能を持たせることで、世代や属性を越えて交流できる場や居場所の整備など、「誰一人取り残さない亀山」をめざします。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市	より幅広い世代が参加しやすいよう、かめやま健康マイレージ事業の登録者は 955 人になり、個人が自身の健康意識の向上や健康習慣の見直しに取り組むなど、市民の主体的な健康活動の促進につなげました。また、市民主体の健康づくり活動の支援の一つとして出前講座を実施令和 7 年度は 3 回延べ 75 人の参加があり、住民主体の健康づくり活動の活性化につなげることができました。
	社協	地域での介護予防活動推進のため、地域包括支援センターの保健師ワーキングで内容を検討し、地域のサロンにおいて冬に向けての健康管理や介護保険制度及び転倒予防についての介護予防教室（2 回）を開催しました。
②	市	市民活動ニュースや市民ネットなどで市民活動団体の情報の受発信を行うとともに、市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」において、社協と連携しながら、市民活動やボランティア活動に関する相談対応や、新しく何かを始めたい方の支援やマッチングを行いました。 また、市民活動応援制度を見直し、市民の健康づくりに寄与すべくけんこうマイレージ事業と連動した取り組みを行うことを決定しました。 さらに、令和 7 年 10 月から毎月 1 回ぷらっとカフェ 15（いこう）を開催し、個人や団体の新たな交流の場づくりに取り組みました。また、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を広報かめやまに掲載するとともに、市 HP に各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。また、三重県や三重県スポーツ協会から送付された情報を提供しました。 中央公民館講座として、教養講座・文化講座に加えて、各地区のコミュニティセンタ

		一で出前文化講座及び出前教室を展開し、受講者の楽しみや生きがいの創出に繋がりました。 学び手から学びの担い手へという視点から、まちのインフルエンサー・まちのせんせいといったテーマに沿って学ぶ第2期かめやま人キャンパスの3年目を展開しました。
	社協	ふれあいいきいきサロン、子育てサロン、コミュニティサロン団体の交流会を開催し、サロン代表者の活動発表や団体間の情報交換を行うことで、地域でサロン活動を継続して行えるようサロンの支援に努めました。 【子育てサロン交流会：10名参加】 【ふれあい・いきいきサロン、コミュニティサロン交流会：73名参加】
③	市・社協	認知症（カナリア）カフェ［元気丸カフェ（12回、人）］・出張認知症カフェ（3回、18人）を地域で開催したほか、市内のグループホームが主体となり、「はなカフェ［認知症の人と家族の会］」が老人福祉関センターを会場に開催（32回、808人）されました。 また、地域の社会資源である子育て中の親子対象の子育てサロン、高齢者対象のふれあい・いきいきサロン、地域住民誰もが参加できるコミュニティサロンに助成を行いました。さらに、団体間の情報交換や交流を深めることを目的として、サロン交流会を開催しサロン活動の活発化を図りました。 【子育てサロン：9団体（令和6年度比：+3団体）】 【ふれあい・いきいきサロン：90団体（令和6年度比：+2団体）】 【コミュニティサロン：21団体（令和6年度比：+2団体）】
④	市・社協	参加支援事業（重層的支援体制整備事業）と就労準備支援事業（生活困窮者自立支援事業）が連動しながら、就労継続支援B型事業所、小売店などの一般の商店以外に、一般企業にも事業同意いただき、少しずつ開拓を進め、登録は13事業所となっています。令和7年度までに8名（実人数）の方が利用につながっており、今後も需要が見込まれます。 またオンライン居場所での参加者は平均月2～3名であり、オンライン上で少しずつコミュニケーションを図れるようになってきています。今後はオンラインから少しずつ対面での社会とのつながりが持てるよう支援を継続して行っていきます。 図書館においては、幅広い世代が訪れており、読書活動のみならず、イベント等を通じた交流の場としても着実に機能しています。また、子育て支援センターサテライトの開設により、育児に関する情報提供や相談支援が充実し、地域における子育て支援の基盤強化につながっています。さらに、不登校傾向のある子どもたちの初期対応教室「サークルルーム」の図書館での実施により、子どもたちの相談の場や居場所を提供しました。

【課題と今後の方向性（市・社協）】

住民主体の取組が地域ごとで行われるよう、活動に取り組む団体等の育成・支援を継続していくとともに、地域の身近な憩いの場であるサロン活動の推進に、生活支援コーディネーターが現状の把握に努め、継続的な運営支援や立ち上げに関わっていく。

総合保健福祉センターを拠点とした居場所機能について、オンライン居場所の役割とリアルな居場所づくりなど、個々の状況やニーズに応じた、社会とのつながりづくりに工夫して取り組んでいく必要がある。

(3) 助け合い・支え合い活動の充実



【5年後のあるべき姿】

隣近所や地区単位で住民がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。

【取組指針】

- 支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成するとともに、具体的な取組への展開を支援します。

【取組内容】

- ① ごみ出し・電球替えなど、日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いのしくみである「ちょこっとボランティア（ちょこボラ）」の普及を図り、導入をめざす地区に対し、地域特性に応じた支援を行います。
- ② 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員をはじめとする多様な地域福祉の担い手の活動を支援するとともに、専門職による支援が必要になった場合にいつでもつながれる体制を整えます。
- ③ 地域の実情に応じつつ地域資源を生かした買い物支援や移動手段の確保など、住民同士の支え合い活動が展開できるよう、市と生活支援コーディネーター・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を軸とした重層的な地域支援の体制づくりを進めます。

【令和7年度】

取組内容の事業実績		
①	市・社協	「ちょこボラ」活動の運営支援費の補助を継続して行うとともに、生活支援コーディネーターが「ちょこボラ」を実施している地区の支援者会議等に参加し、意見交換や情報共有を行いました。 また、ちょこボラ活動団体を対象に交流会を開催し、情報交換を行うとともに相互の交流を深め、活動の継続につなげました。
②	市・社協	毎年、民生委員・児童委員、福祉委員などの見守りなどの活動の活発化を図るため、市と社協と一緒にまち協（福祉委員会）を訪問（22 地区）し、地域の支援者が福祉課題を発見し、支援が必要だと感じた場合、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなげる体制があることを、スライドや資料を用いて説明しました。
③	市・社協	生活支援コーディネーターが地域の会議に参加して、地域における生活支援の担い手の養成や、住民同士の支え合い活動の推進方策等について助言するなど、支援することができました。 また、コミュニティソーシャルワーカーが地区福祉委員会との話し合いの場に参加（10 回）することで、ケースワークを通して、地域の見守りなどのインフォーマルの支え合い活動につなげています。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

ちょこボラは、現在活動されている 5 地区で活動を行っています。引き続き地域の状況を把握しながら継続的に支援を行うとともに、新たな立ち上げを考えている地域まちづくり協議会に対し支援を行う。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーが協働し、課題の共有や解決策を図れるよう、関係機関や住民同士のネットワークづくりを行っていく。

Ⅱ 数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	25.2%	—	—	—	—	35%	令和2年_総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	54.1%	—	—	—	—	60%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数	719人	670人 (78人)	635人 (85人)	624人 (95人)	512人 (98人)	900人	市社会福祉協議会調べ

市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数の()はちよこボラの登録者数

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	52.8%	—	—	—	—	60%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	52.1%	—	—	—	—	60%	
複合的な課題を抱えた世帯の連携支援会議の件数	24件	19件	30件	26件	26件	36件	市社会福祉協議会調べ

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	67.4%	—	—	—	—	90%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	10.0%	—	—	—	—	5%	
地域活動に参加しない人の割合	36.9%	—	—	—	—	25%	
住民主体の支え合いのしくみを構築した地区数	3地区	4地区	4地区	5地区	5地区	11地区	市社会福祉協議会調べ

※ アンケート結果をもとにした目標の評価は、後期計画の最終年度に実施します。

Ⅲ 計画の進捗管理

(1) 計画の周知・啓発

本計画は、出前講座や市ホームページなどを通じて、市民に周知・啓発を行います。特に、地域まちづくり協議会に対しては、本計画で示した計画の考え方（基本理念、基本目標など）や取組内容などを全地区で説明します。

(2) 計画の推進・評価

本計画では、亀山市地域福祉推進委員会を中心とした地域福祉にかかる関係機関・団体等の連携のもと、市民や地域の支援者、市民活動団体、福祉事業者などとの協働により福祉のまちづくりを進めることとします。

また、市健康福祉部と社会福祉協議会との連携はもとより、市の庁内連携体制を強化するとともに、担当部局や社会福祉協議会の事業内容を明示した実施計画をもって毎年度の事業推進を図り、全庁的な体制のもとで地域福祉を推進します。

(3) 計画の点検・評価

計画の進行管理を図るため、市と社会福祉協議会により、毎年、市内 22 地区の地域まちづくり協議会（福祉委員会）への地域福祉活動に対するヒアリング等を行うとともに、市関係部局及び社会福祉協議会の取組内容について、P D C A（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、進捗状況の確認を行うこととし、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告し検証を行うものとします。

また、それぞれの取組内容については、地域まちづくり協議会（福祉委員会）との協働、住民の理解、参加度合いなどを含め、地域福祉の視点で総合的に評価することとします。

なお、計画の最終年度においては、S D G s の観点からも関連する目標やターゲットを意識しながら計画を総括・評価し、次期計画の見直しにつなげます。

(4) 結果の公表

計画の進捗状況等については、市ホームページ等にて公表します。

《参考》

○亀山市地域福祉推進委員会要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく亀山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び当該計画に定める施策（以下「施策」という。）の推進その他地域福祉の推進に資するため、亀山市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の策定に必要な調査及び検討に関すること。
- （2）施策の評価及び検証に関すること。
- （3）社会福祉法第55条の2の規定により社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画の確認及び助言に関すること。
- （4）その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）公募により選出された者
- （3）社会福祉サービスの利用等に関する支援事業を行う者
- （4）社会福祉に関する地域活動団体に属する者
- （5）社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の代表者
- （6）市職員
- （7）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成29年4月27日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成30年11月30日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期は、この要綱による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年11月30日までとする。

附 則(平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

地域福祉力向上重層的支援体制整備事業 (令和7年4月～令和8年3月)

【ともに支え合い、ともに暮らせる、ふくしのまちをめざして】

令和8年7月

I 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の概要

【事業名】 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業

- 開始時期 令和4年4月から

(旧事業名:地域福祉力強化推進事業[平成30年度～令和3年度])

- 委 託 先 社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)

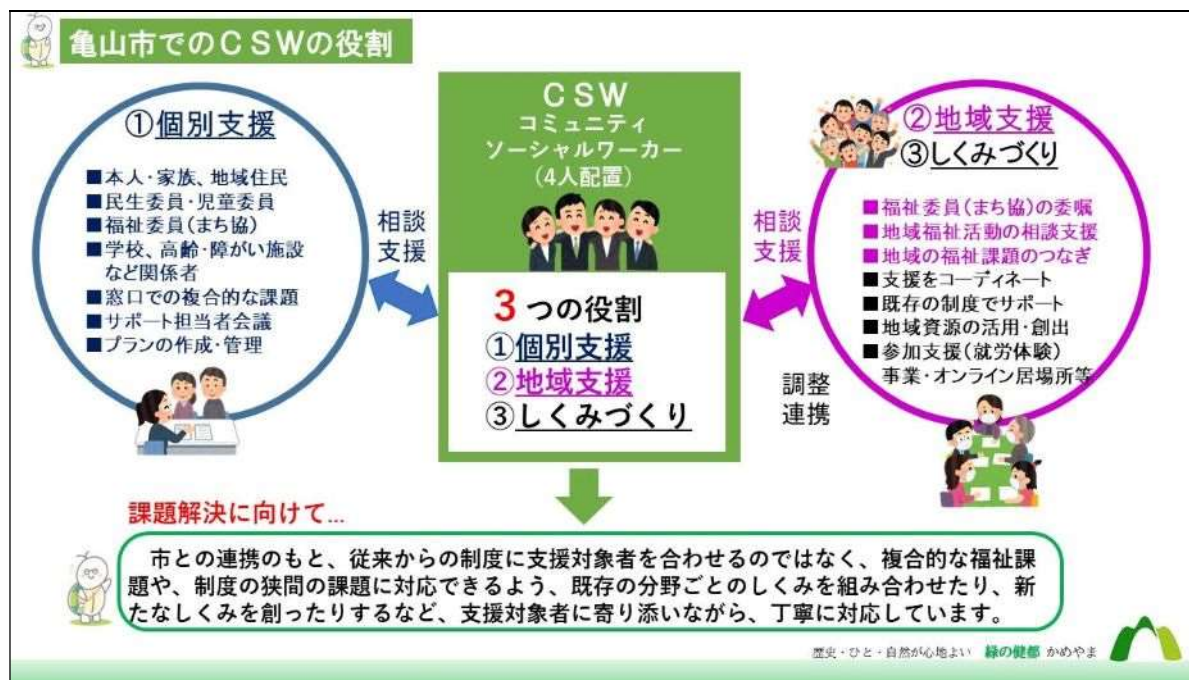
- 目 的 社会福祉法第106条の4第2項に基づき、対象者の世代や属性を問わない「相談支援・参加支援・地域づくり」の事業について、市の相談支援包括化推進員と連携しながら取組を実施するため、社協にコミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」という。)を配置するものです。これにより、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野を越えた包括的な支援体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指すものです。

- 配置人数 【市】相談支援包括化推進員 2名(行政専門員)

【社協】CSW 4名

- CSWの役割

CSWは、3つの役割(1 個別支援・2 地域支援・3 しきみづくり)を担い、事業を展開しています。

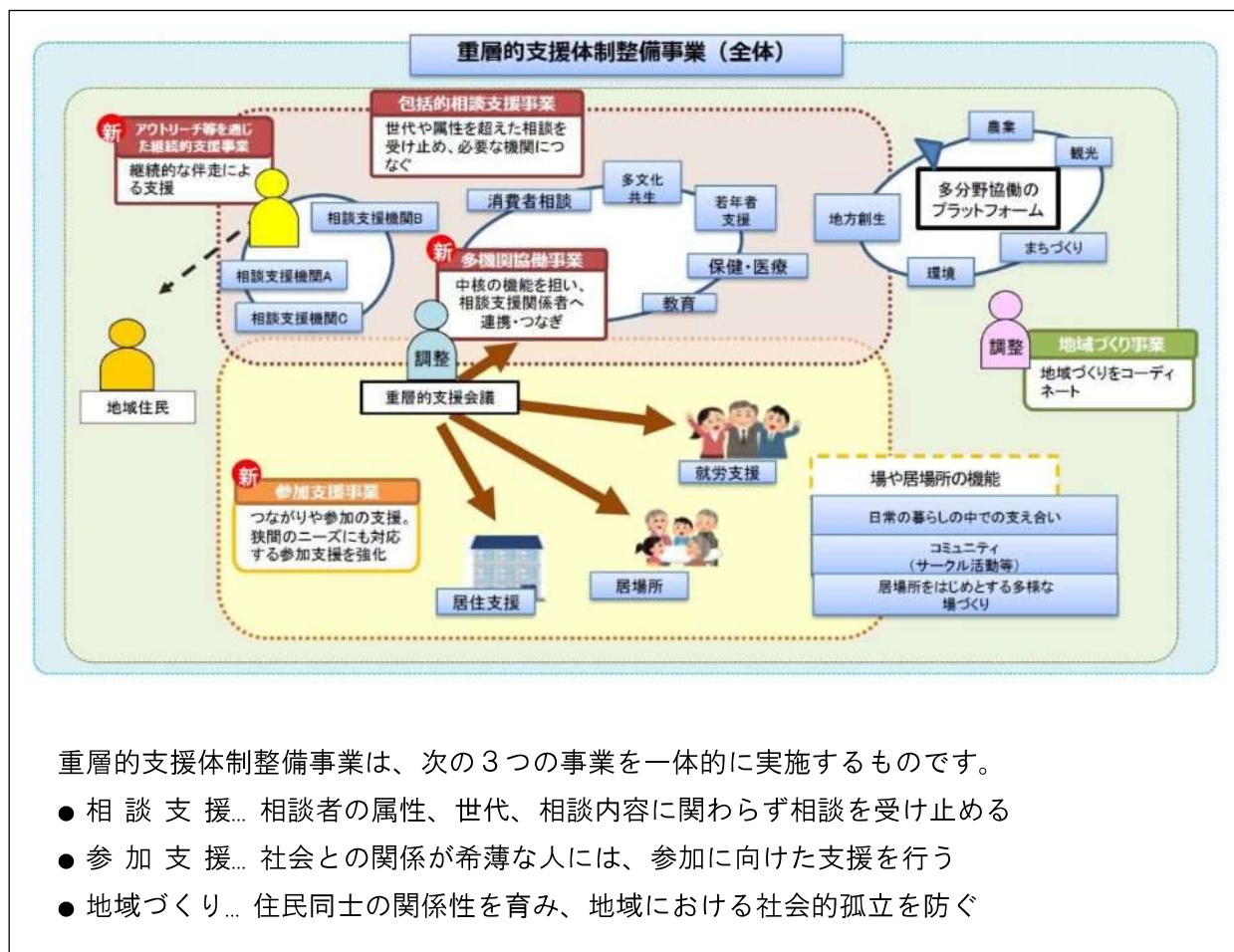


● 重層的支援体制整備事業

令和3年4月の社会福祉法の改正により、属性や分野を越えた取組を柔軟に行う重層的支援体制整備事業が創設され、市町村が任意で実施する事業として位置づけられました。

本市においても、生活困窮者対策はもとより、「8050 問題」やひきこもりに対する支援ニーズが高まっていると考えられ、これまでの取組を発展させ、その支援体制を強化していくことから、令和4年3月に策定しました第2次亀山市地域福祉計画[後期]に重点的な取組として位置づけ、令和4年度から当該事業に取り組んでいます。

〔重層的支援体制整備事業のイメージ(国)〕



重層的支援体制整備事業は、次の3つの事業を一体的に実施するものです。

- 相談支援... 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず相談を受け止める
- 参加支援... 社会との関係が希薄な人には、参加に向けた支援を行う
- 地域づくり... 住民同士の関係性を育み、地域における社会的孤立を防ぐ

出典：厚生労働省

Ⅱ 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の取組の状況

㊦ 令和元年度～令和 7 年度の成果と課題

1. 個別支援

個別ケースの支援では、既存の制度では支援することが困難な「制度のはざま」の問題(ごみ屋敷、ひきこもり、地域からの孤立など)を抱える世帯に対し、訪問(アウトリーチ)を主とした相談支援を展開しています。

(1)相談件数

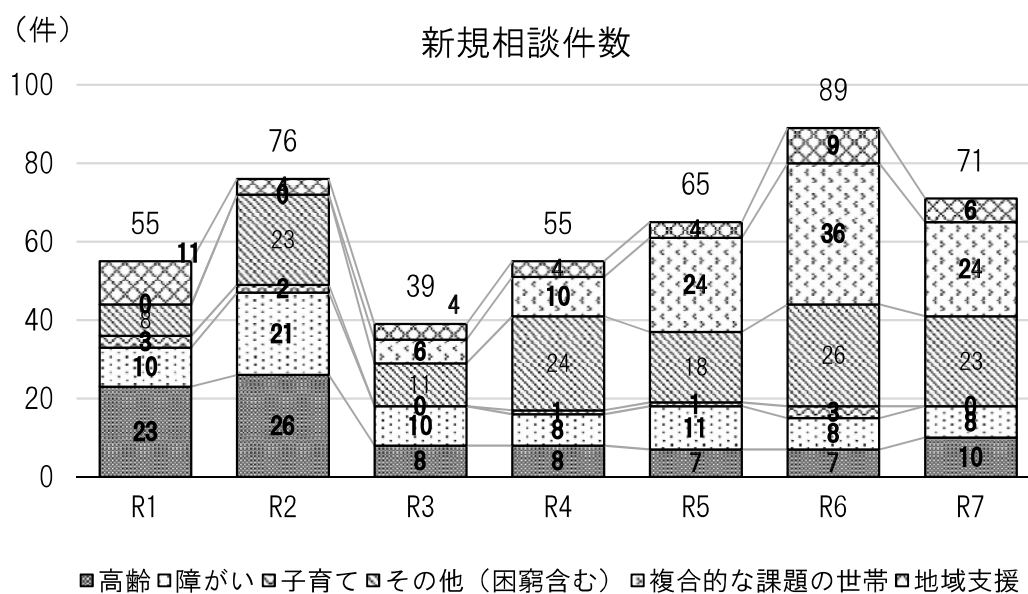
(単位:件)

		個別支援					地域 支援	合 計
		高齢	障がい	子育て	その他 (困窮含む)	複合的な課題の世帯*		
R7	新規相談	10	8	0	23	24	6	71
	延べ相談	35	204	17	587	736	40	1,619
R6	新規相談	7	8	3	26	36	9	89
	延べ相談	39	353	19	370	710	64	1,555
R5	新規相談	7	11	1	18	24	4	65
	延べ相談	25	300	17	230	756	72	1,400
R4	新規相談	8	8	1	24	10	4	55
	延べ相談	12	379	4	333	602	82	1,412
R3	新規相談	8	10	0	11	6	4	39
	延べ相談	104	380	3	125	657	171	1,440
R2	新規相談	26	21	2	23	－	4	76
	延べ相談	66	734	35	396	－	267	1,498
R1	新規相談	23	10	3	8	－	11	55
	延べ相談	55	262	130	131	－	155	733

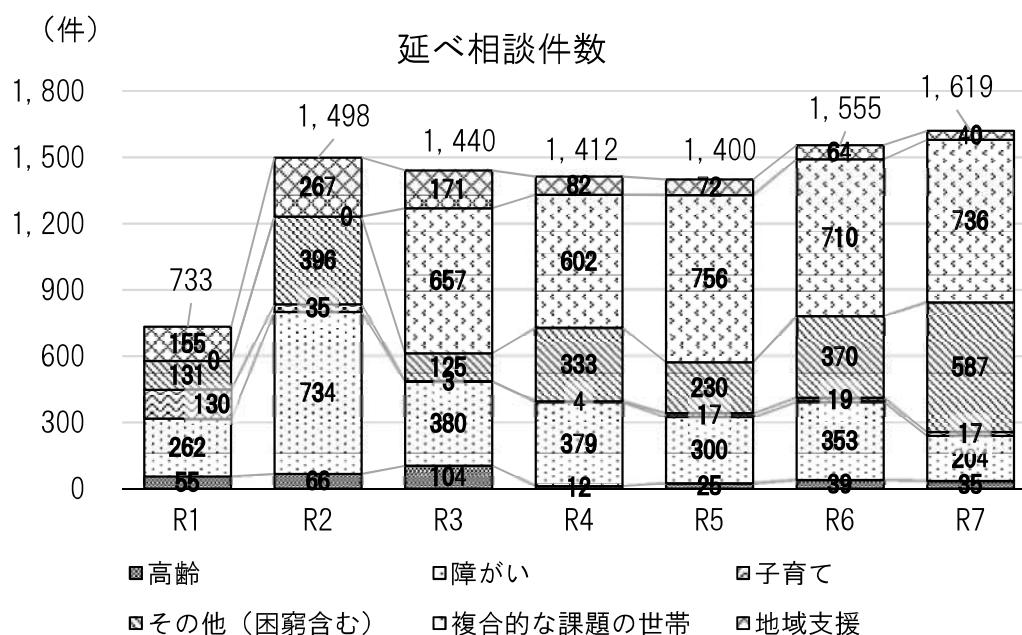
※ 令和 3 年度から複合的な課題を抱えた世帯を集計

新規相談件数の推移について、令和6年度から令和7年度にかけて相談件数全体は微減であるものの、令和3年度から増加傾向で令和7年度と比較すると182%増となっています。令和3年度から市内に地域包括支援センターが再編され、3か所設置されたことにより高齢者の相談は減少傾向です。

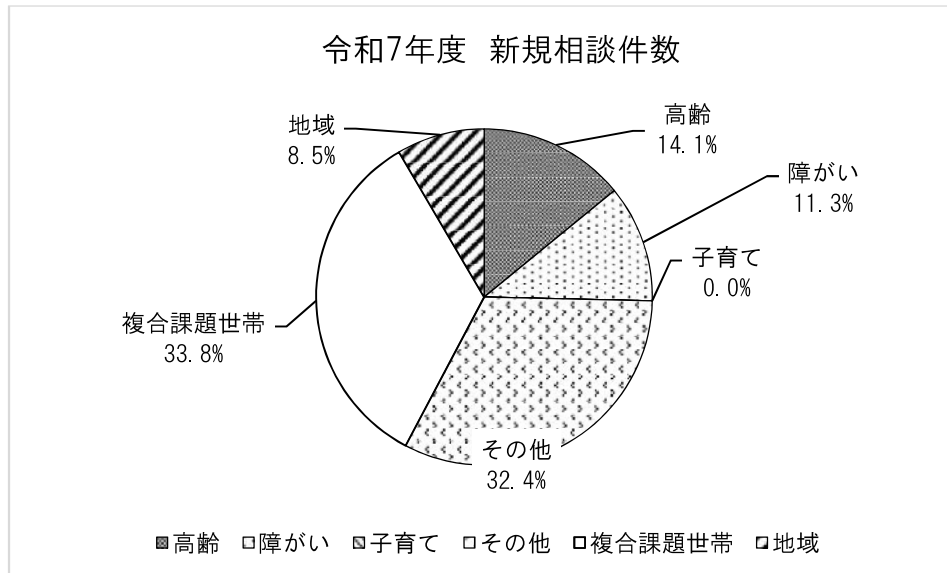
一方で、生活困窮状態にある方、障がい者手帳を所持していない方や、引きこもり状態にある方、いわゆる「制度のはざま」に該当する「その他」や8050世帯や世帯全体が生活に生きづらさを抱え困りごとの起因となるものが多岐にわたっている「複合的な課題の世帯」（以下「複合課題世帯」。）の相談が変わらず多い傾向にあります。



延べ相談件数の推移について、CSWの職員配置の充実に伴い、令和2年度から年間1,400件を超え、月約120件以上の支援にあたっていることとなります。相談者の多くはいわゆる困難ケースが多く、相談支援や課題解決に相当な時間を要し、年度を跨いで継続して関りつづける必要があるケースが多く、年々延べ相談件数が積みあがっており、約1,600件の相談対応を維持している状況です。

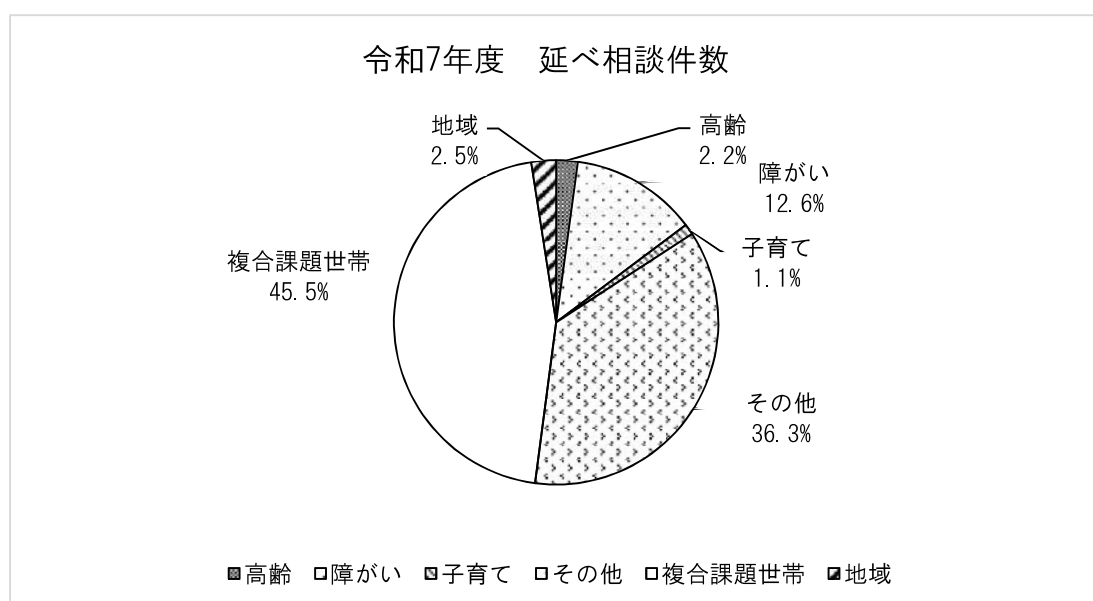


令和 7 年度の個別支援における新規相談件数をみると、複合的な課題の世帯（以下「複合課題世帯」。）が 33.8%（24 件）と最も多く、次いで、生活困窮を含むその他が 32.4%（23 件）、障がいが 11.3%（8 件）となっています。令和 5 年度から複合課題世帯の割合が最も多く、関係機関との連携を図りながら積極的にケースの掘り起こしを行っている成果が表われてきています。



一方、令和 7 年度の延べ相談件数では、1, 600 件を超え、その割合をみると、複合課題世帯が 45.5%（736 件）で、複合課題世帯は、相談につながると本人との関係性の構築から必要な場合が多いことに加え、世帯の課題のときほぐしや課題の整理など、継続的な相談支援等が欠かせない傾向があります。

また、その他 36.38%（587 件）、障がい 12.6%（204 件）となっており、特に障がいの相談については、相談に訪れた方に対し、適切な専門機関やサービスにつなげるまで、時間を要するのが現状です。



(2)支援方法

(単位:件)

		高齢者	障がい者	子育て	その他 (困窮含む)	複合的な課題の世帯*	地域	合 計
R7	電 話	19	163	1	236	177	5	601
	来 所	6	16	9	76	140	5	252
	訪 問	6	6	6	115	128	23	284
	SNS	0	2	0	120	143	0	265
	その他	4	17	1	40	148	7	217
合 計		35	204	17	587	736	40	1,619
R6	電 話	16	295	3	143	159	6	622
	来 所	9	26	9	71	114	3	232
	訪 問	2	8	7	87	108	34	246
	SNS	0	3	0	36	176	0	215
	その他	12	21	0	33	153	21	240
合 計		39	353	19	370	710	64	1,555
R5	電 話	13	263	1	93	244	8	622
	来 所	2	18	2	43	86	6	157
	訪 問	4	7	7	48	124	46	236
	SNS	0	3	1	21	161	0	186
	その他	6	9	6	25	141	12	199
合 計		25	300	17	230	756	72	1,400
R4	電 話	5	292	3	161	243	28	732
	来 所	4	27	1	63	64	3	162
	訪 問	2	32	0	69	101	40	244
	メール	0	6	0	9	109	0	124
	その他	1	22	0	31	85	11	150
合 計		12	379	4	333	602	82	1,412
R3	電 話	66	239	1	68	293	26	693
	来 所	20	39	0	19	122	14	214
	訪 問	6	73	1	25	72	92	269
	その他	12	29	1	13	170	39	264
合 計		104	380	3	125	657	171	1,440
R2	電 話	39	439	24	175	-	78	755
	来 所	8	76	2	45	-	34	165
	訪 問	9	121	2	88	-	109	329
	その他	10	98	7	88	-	46	249
合 計		66	734	35	396	-	267	1,498
R1	電 話	22	148	104	52	-	17	343
	来 所	17	27	3	26	-	31	104
	訪 問	9	48	12	29	-	92	190
	その他	7	39	11	24	-	15	96
合 計		55	262	130	131	-	155	733

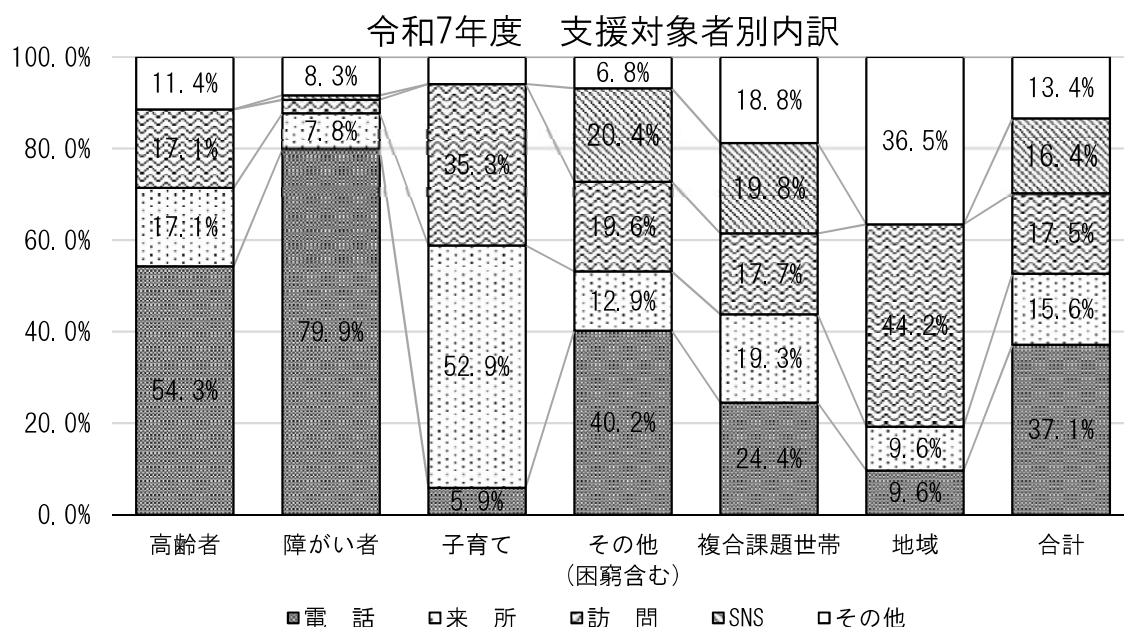
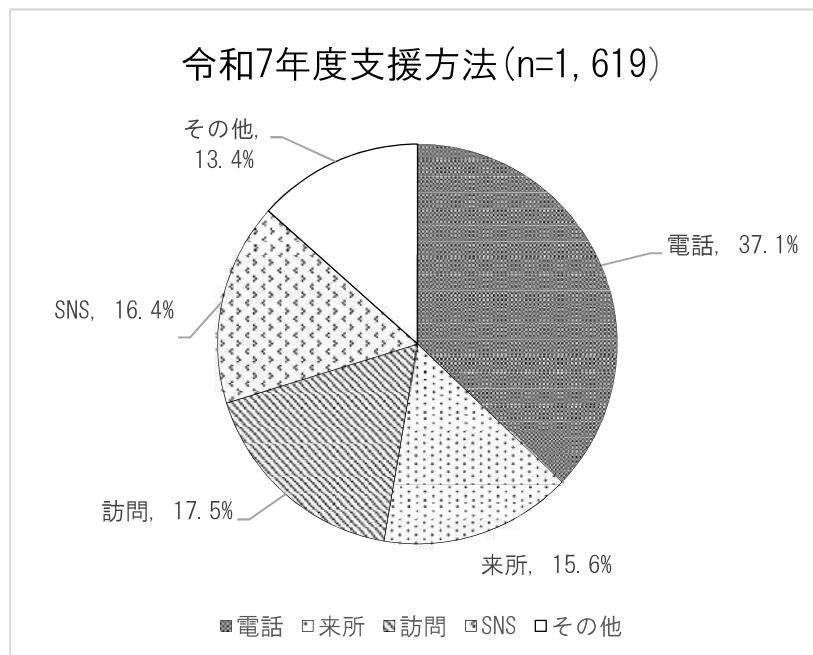
※ 令和3年度から複合的な課題を抱えた世帯を集計

※ 令和4年度からメールでの支援方法を集計

支援の方法は、電話による支援が37.1%(601件)と最も多く、続いて主なものとして、訪問17.5%(284件)、SNS16.4%(265件)、来所15.6%(252件)となっています。支援方法の対象者別の内訳をみると、複合課題世帯は電話、来所、訪問、SNSなど幅広く支援にあたっているのが分かります。これは、電話やSNSで連絡調整を図りながらアウトリーチを主体とした支援につなげているためです。

また、その他を含むひきこもりの方などに対し、SNS(LINE)での支援方法は有効で、相談したいタイミングで発信できる、対面でのやりとりが苦手な方や支援者側からも短い文章で相談者に要件を伝えることで、会話より目で見ることによって理解ができ支援もスムーズに行えています。

さらに地域支援について、地域まちづくり協議会や福祉団体等の地域に出向き重層的支援体制整備事業の事業理解につなげるとともに、個別支援からつながりづくりや見守り体制を構築していくためにSNSを活用することも有効な手段となっています。



(3)相談経緯(新規のみ)

(単位：件)

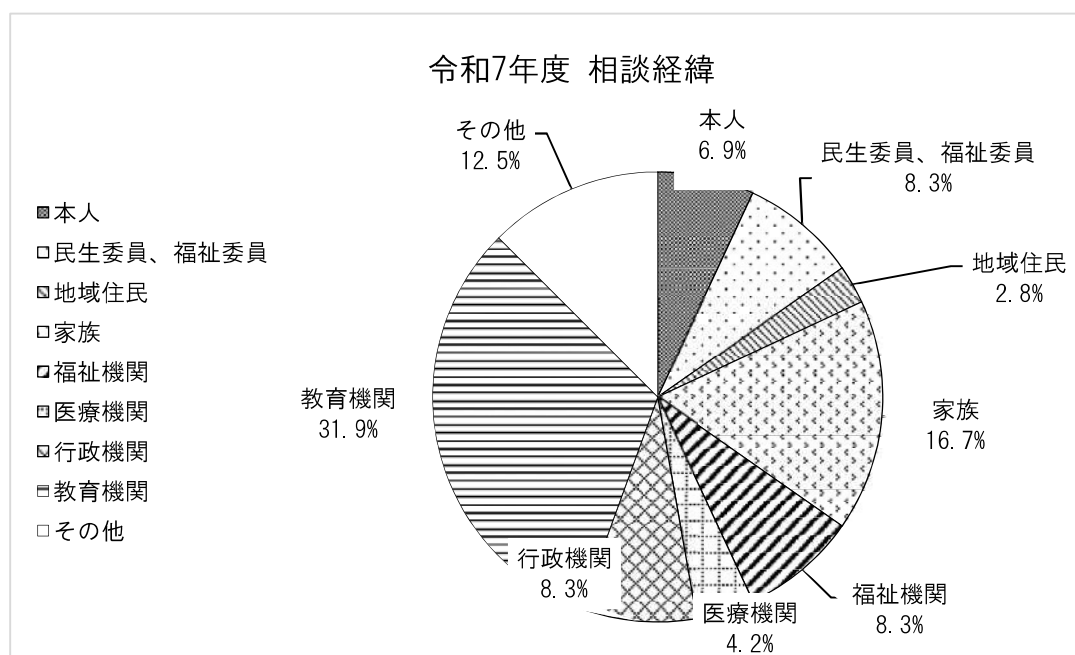
	本人	民生委員 福祉委員	地域住民	家族	福祉機関	医療機関	行政機関	教育機関	その他	合計
R7	5	6	2	12	6	3	6	23	9	72
R6	7	3	3	7	8	3	20	23	12	86
R5	10	6	4	8	8	2	11	15	6	70
R4	9	5	5	4	11	1	10	2	8	55
R3	10	8	4	4	5	1	5	0	2	39
R2	11	22	4	3	9	3	16	5	3	76
R1	9	26	6	2	2	-	8	-	2	55

相談経緯では、教育機関が 23 件(31.9%)、家族が 12 件(16.7%)、行政・福祉機関・民生委員福祉委員が 6 件(8.3%)と続き、次いで、本人が 5 件(6.9%)、地域住民が 2 件(2.8%)、その他が 9 件(12.5%)となっています。

新規相談件数は令和 6 年度よりやや少ないですが、家族からの相談は増加しています。広報やチラシを見たり、関係団体のイベントでCSWの話を聞かれてなど、様々な媒体を活用し周知活動が直接家族に届き、相談につながってきています。

また、教育機関からの相談が多く、教育現場で抱えている生活課題に対し、福祉的な支援が必要な世帯について、担当者サポート会議などで情報共有・役割分担を明確にしながら「教育」と「福祉」が連携し支援を行うことが必要不可欠となっています。

複合的な福祉課題を抱えた世帯は、地域から孤立気味であったり、人間関係が希薄化したりしている傾向が高く、そもそも支援機関等につながりにくい現状があります。このため、福祉分野のみならず、人権、税、市民相談、住宅など、市の相談窓口を有する部署をはじめとしたあらゆる支援関係機関等から、複合的な福祉課題を受け止められるよう、事業の周知とともに、支援体制の充実・強化が引き続き求められます。



2. 地域支援 ・ 3. しきみづくり

誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域まちづくり協議会(福祉委員)と連携を図り、地域の福祉課題の発見・解決、セーフティネットの体制づくり、見守り活動などを行うなど、住民による支え合い活動の促進を図ります。また、健康福祉部をはじめとした関係機関と連携して、既存の制度では対応することが難しい福祉課題の解決に向け、行政による支援やインフォーマルな支援を組み合わせるなど、支援のコーディネートを行いました。

(1) 地域への関わり・会議への参加

【事業成果】

指標名		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地域での話し合いの場に参加	計画値(回)	50	50	50	50	50	50
	実績値(回)	39	10	25	8*	15*	27*
福祉委員会への参加	計画値(地区)	22	22	22	22	22	22
	実績値(地区)	22	22	22	21*	16*	11*

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催地区あり

(2) 住民同士の支え合い活動(ちょこボラ)の推進

昼生地区(フレンドサービス[H30.7])、井田川北地区(井田川北支え愛たい[R2.1])、坂下地区(ええやんよろずや縁[R3.4])、城北地区(城北サポート隊[R4.6])、川崎地区(川崎サポート隊[R6.7])の計5地区が地域におけるちょっとした困りごと(ゴミ出しや草刈りなど)に住民同士で対応するちょこボラの活動が行われています。現在、活動されている5地区については、会議の場に参加するなど活動状況を把握するとともに、市環境センターへの一般廃棄物の持ち込み方法について調整を行いました。また、ちょこボラ活動団体を対象に交流会を開催し、情報交換を行うとともに相互の交流を深め、活動の継続につなげました。

【事業成果】

指標名		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地域福祉課題の解決を試みる地域まちづくり協議会数	計画値	11地区	9地区	7地区	5地区	5地区	5地区
	実績値	5地区 昼生・井田川北・坂下・城北・川崎	5地区 昼生・井田川北・坂下・城北・川崎	4地区 昼生・井田川北・坂下・城北	4地区 昼生・井田川北・坂下・城北	3地区 昼生・井田川北・坂下	2地区 昼生・井田川北

◆ 既存団体への支援 (単位：回)

活 動 先	回数	活 動 内 容
フレンドサービス (昼生地区まちづくり協議会)	2	交流会の開催
井田川北ささえ愛たい (井田川北まちづくり協議会)	5	交流会の開催、令和 7 年度定期総会出席、活動状況のヒアリング
城北サポート隊 (城北地区まちづくり協議会)	13	交流会の開催、市環境センターへの一般廃棄物の持ち込み方法についての調整、定例会出席、活動状況のヒアリング
川崎サポート会 (川崎地区まちづくり協議会)	2	交流会の開催
ええやん助け合いよろづや縁 (坂下地区まちづくり協議会)	3	交流会の開催、活動状況のヒアリング

◆ 立ち上げ等に関する支援 (単位：回)

活 動 先	回数	活 動 内 容
野登地区まちづくり協議会	5	まち協会長・役員等への概要説明、既存団体との意見交換の実施、規約や手引きの作成等に関する情報提供
本町地区まちづくり協議会	1	概要説明
関南部地区まちづくり協議会	1	概要説明

◆ ちょこボラ活動団体交流会

ちょこボラ活動について情報交換を行うとともに相互の交流を深め、今後の活動の充実を図ることを目的に開催しました。

日 時：令和 7 年 6 月 24 日（火）

内 容：① 環境センターへのゴミの搬入等に関する説明（環境課より）

② ちょこボラ活動団体の情報交換

参加者：ちょこボラ実施 5 団体

参 考

年 度	内 容
令和 6 年度	日 時：令和 6 年 12 月 9 日（月） 内 容：ちょこボラ実施団体活動発表 グループワーク「自分たちの地区でちょこボラについて考えてみよう」 参加者：29 名
令和 5 年度	日 時：令和 6 年 1 月 20 日（土） テーマ：「あったらいいな」こんなちょこボラ！～みんなで作ろう！HAPPY LIFE！～ 協 力：亀山ファシリテーターズ 参加者：57 名（地域まちづくり協議会の関係者[会長を含む]）
令和 4 年度	日 時：令和 4 年 12 月 22 日（金） テーマ：（１）まかせて！！漕代支援隊（講師：漕代支援隊の代表者） （２）亀山市ちょこボラ団体活動紹介 V T R の上映 （３）地域介護予防活動支援事業補助金について 参加者：50 名
令和 3 年度	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
令和 2 年度	日 時：令和 2 年 12 月 11 日（金） テーマ：お互いさんのまちづくり 住民同士の支え合い活動「ちょこボラを知ろう」 講 師：名張地区まちづくり協議会・井田川北まちづくり協議会の代表者 参加者：37 名

（３）参加支援への取り組み

① 亀山市参加支援(就労体験等)事業

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方への支援を行うため、令和５年１０月から地域の社会資源等を活用した社会とのつながりづくりを提供する「亀山市参加支援（就労体験等）事業」は、対象者の希望に合わせ、協力（登録）事業所も増加傾向にあります（R8年３月時点での登録事業所数１３事業所）。

事業実施は、社協に委託する地域福祉力向上重層的支援体制整備事業において参加支援プランを作成・管理した上で、支援対象者の受入先（民間事業所等）に対し、支援に必要な実費相当分の謝礼金（２,０００円/日[上限２０日/月]）を支払うことで、協力事業所等から就労体験の場を提供いただくものです。

【事業の成果】

指標名		令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度	令和２年度
協力事業所数	登録数	１３事業所	６事業所	４事業所	—	—	—
参加支援（就労体験等）事業利用者	実績値	５人	４人	３人	—	—	—

※ 協力事業所 ６事業所(登録 １３事業所)

- ・特定非営利活動法人 Scuderia SUZUKA
- ・特定非営利活動法人 夢想会 夢想工房
- ・NPO 法人 えん
- ・有限会社 シャトー
- ・クリプトメリア
- ・株式会社 キンレイ 亀山工場
- ・一般社団法人 トルーウェーブ(亀山)
- ・一般社団法人 トルーウェーブ(鈴鹿)
- ・クミ化成株式会社 三重工場
- ・株式会社 ジェイテクト 亀山工場
- ・旅館 三笠館
- ・NPO 法人 ぽっかぽかの会 ぽっかカフェ
- ・種兵ファームズ

② オンライン居場所の施行運用

対面でのコミュニケーションが難しい方や、精神的な理由等により、外出や仕事に行くことができないなど、一人ひとりの状況やニーズに応じて、個人を特定されず気軽に参加できるオンライン居場所を令和６年４月～１２月までの準備期間、令和７年１月～３月の試行運用を経て、令和７年４月から本格的運用を開始しました。オンライン居場所への参加からオンライン相談につながった方もいました。

実施回数 １２回／年(毎月第４金曜日)

参加者 延べ ２６名

(4)多機関協働による包括的支援体制の構築に向けて

市に事業の司令塔機能となる相談支援包括化推進員（以下、「包括化推進員」という。）を配置し、事業の実行を社協が担うよう役割分担を整理し、取り組んでいます。

事業の実施にあわせ、案件に応じて必要な関係者を会議の構成員とでき、本人同意の有無に関係なく、情報共有や情報交換などが可能となるサポート担当者会議（法第106条6第1項）を運営しています。サポート担当者会議の案件で支援が必要な場合は、世帯全体の支援の方向性をまとめたトータルケアプランを作成・管理する場として、相談支援包括化サポート会議（第106条4第2項第5号）を開催しています。併せて、分野を超えた複合的な福祉課題を抱えた世帯を、市と社協につなげていただく、「つながるシート（別紙⑨）」を運用し、支援関係機関に対して、毎年度、周知を行っています。

また、令和3年度からは、市民の福祉課題に直面する機会が多いと思われる課（市民相談、税、水道、環境、教育、病院など）を選定し、市と社協が一緒に担当部署を訪問説明に伺い、事業概要やつながるシートの利活用などについて、全庁展開を進めています。さらに、教育分野や支援関係団体が開催する研修会に講師として参加し、事業周知に取り組んでいます。

これらに加え、CSWの取組の継続的な周知や必要な人に支援が届けられるよう、市民向けの啓発チラシについて、地域まちづくり協議会（福祉委員）等への配布や窓口への配架を行いました。

◆ 研修会等での説明先

	参加日	参加先
1	令和7年6月12日(木)	亀山市教育委員会(学校経営研修会)
2	令和7年10月8日(水)	亀山市東小学校(職員全体研修会)
3	令和7年12月12日(金)	すずらの会(座談会)
4	令和8年1月29日(木)	亀山市子ども未来部(子どもの育ちに関する研修会)

◆ 視察受け入れ

	参加日	参加先
1	令和7年6月6日(金)	南伊勢町社会福祉協議会
2	令和7年11月12日(水)	愛媛県中予保健所
3	令和8年2月4日(水)	鈴鹿市社会福祉協議会

◆ 包括的支援体制の推進

	内 容	回 数
1	支援会議・相談支援包括化サポート会議	12回
2	相談支援包括化サポート担当者会議	26回
3	不登校児童生徒支援コーディネーター連絡会	1回
4	全庁展開に向けた説明会（教育委員会、ふれあい教室、県内高校(1校)）	3回

「つながるシート」とは、複合的な福祉課題を抱えた世帯の中で、高齢・障がい・子育てなど、単独の相談支援機関では対応できない場合、本人の状況をはじめ、望まれる支援やCSWにつなぐ理由などを記載し提出していただくことで、世帯が抱える課題を包括的に受け止め、その後の支援のアプローチにつなげていくものです。

支援が必要と思われる世帯が支援につながり、支援に必要な多機関が連携し、チームとして関わり続けられるよう、当該シートに必要事項を記入していただき、市・社協までご提出ください。

提出先：亀山市社会福祉協議会(コミュニティソーシャルワーカー)[事業受託者]
 亀山市羽若町 545 番地 総合保健福祉センターあいあい内 TEL: 0595-82-7985

相談日	令和 年 月 日	相談機関(者)	機関名			
		依頼者		電 話	-	-

※相談機関が作成された既存のインテークシート、アセスメントシート(基本情報や経過の分かるもの)等があれば、添付してください。
 なお、添付されない場合は以下の基本情報について、把握された可能な限りの情報をご記入ください。

■ 基本情報

主な支援の対象者						
ふりがな				性 別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ ()	
氏 名				生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日 歳	
住 所	〒 - 亀山市					
電 話	自 宅	- -		携 帯	- -	

本人を含む世帯の状況【①相談経緯、②環境(生活状況、経済面、健康状態など)、③課題と考えられること】	
①相談経緯	
②環境(生活状況、経済面、健康状態など)	
③課題と考えられること	

本人を含む世帯の希望欄【どのような支援を望んでいるのか】

関係機関(依頼者)として考える方向性【コミュニティソーシャルワーカーにつなげる理由】

複合課題相談支援「つながる」シートを活用した 多機関協働による包括的支援体制の構築をめざして

市では、社会福祉協議会(以下、「社協」)に配置したコミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」)の個別支援により顕在化した世帯が抱える複合的な福祉課題を解決につなげるため、相談支援包括化推進員(市)とCSW(社協)とが連携し、案件に応じて必要な関係者を構成員とできる社会福祉法に基づいた「相談支援包括化サポート会議」を設置・運営しています。

当該会議体(下図)は、本人同意の有無に関係なく、構成員による情報交換ができるものとなり、その中で世帯全体の支援が必要なものは、支援の方向性等をまとめた「トータルケアプラン」を作成・管理し、継続的なアプローチを展開するものです。

高齢・障がい・子ども・生活困窮など、各分野の相談支援に関わる中で、個人のみならず世帯全体が複合的な福祉課題を抱え、単独の相談支援機関では対応が難しいと思われる世帯を発見・把握された場合は、「つながるシート(裏面)」を作成していただき、市・社協までご提出ください。

「つながる」シート提出後の支援フロー

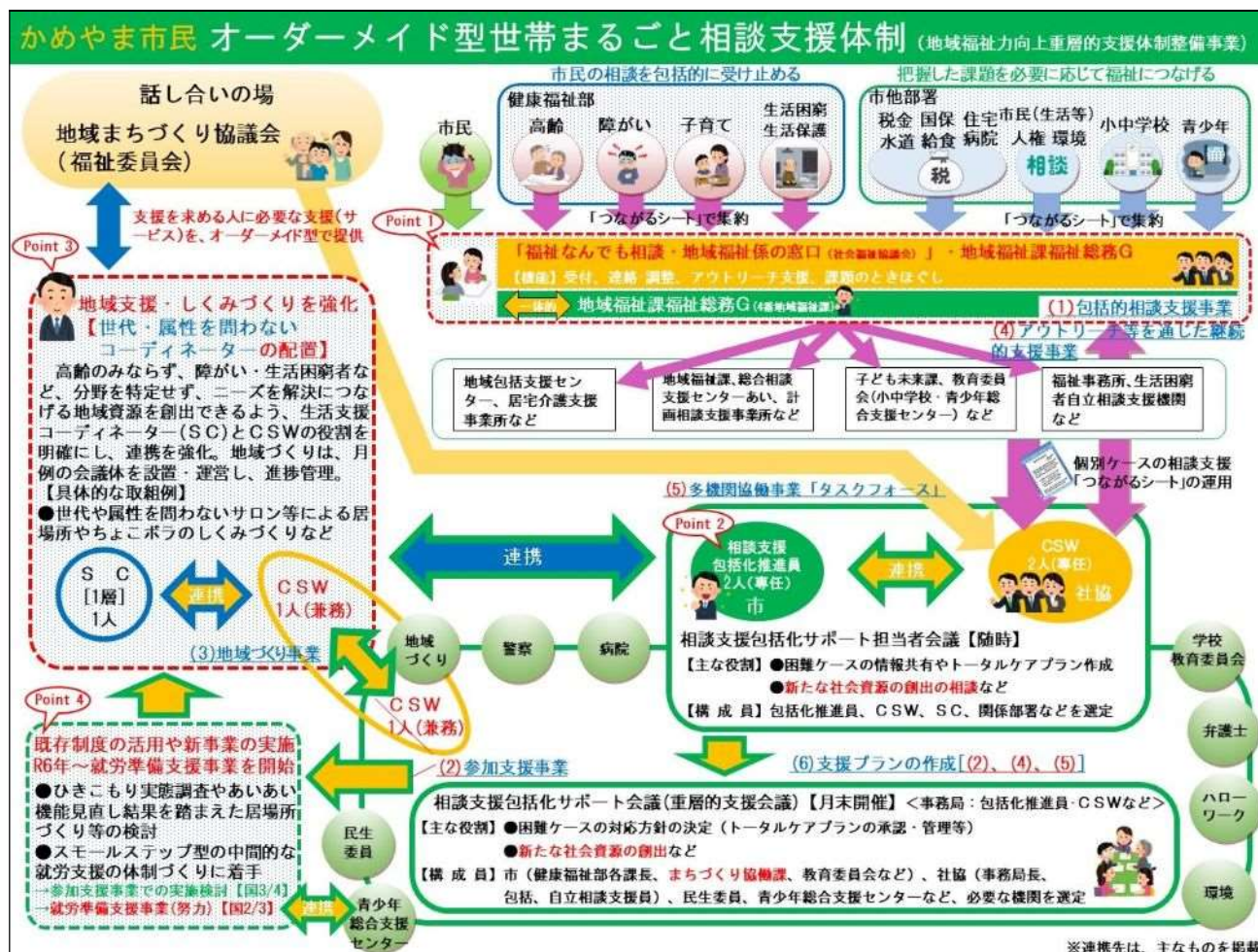
- ①シートを提出された関係機関・関係団体から、状況や内容を聞き取るなど情報収集を行います。
- ②支援の必要性に応じて、支援関係機関等を構成員としたサポート会議(担当者)に出席していただき、相談支援機関等の役割分担や支援の方向性を検討していきます。
- ③支援状況の確認機能を有しながら、随時サポート会議の開催や相談支援を提供するなど、対象世帯を支援するチームの一員として関わり続けていただきます。
- ④支援の必要性に応じて、市・社協が共同で世帯の支援方策をまとめた「トータルケアプラン」を作成・管理し、多機関と連携しながら継続的な相談支援を提供していきます。

多機関協働による包括的支援体制



○ 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の全体図

本市では、主要事業「地域福祉力向上重層的支援体制整備事業」として、個別支援・地域支援・しくみづくりに関する取組を総合的に展開しています。



地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の取組内容に係る活動・成果指標

- (1) 包括的相談支援事業【POINT<1>】
- (2) 参加支援事業【POINT<2>】
- (3) 地域づくり事業【POINT<3>】
- (4) アウトリーチ等継続的支援事業【POINT<4>】
- (5) 多機関協働事業【POINT<4>】
- (6) 支援プランの作成【POINT<4>】

<事業の評価方法>

本事業の前身となる地域福祉力強化推進事業は、亀山市地域福祉推進委員会において、成果指標の達成度合いを含めた内容を詳細に報告し、評価していただいていた。このため、令和4年度から取り組む地域福祉力向上重層的支援体制整備事業についても同様に当該委員会に実績報告等を行うこととし、評価結果に基づき、事業内容の改善に努めるものです。

○ 令和 7 年度における活動・成果指標の状況

POINT<1> 包括的相談支援事業

関係機関において、相談を断わず、包括的に受け止めるとともに、制度のはざまの福祉課題にも対応できるよう、複合課題相談支援「つながるシート」を運用しました。

【事業の成果】

指標名		つながるシート提出数									
令和 7 年度		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度		令和 2 年度	
計画値	21 件	計画値	18 件	計画値	15 件	計画値	12 件	計画値	—	計画値	—
実績値	36 件	実績値	24 件	実績値	26 件	実績値	8 件	実績値	9 件	実績値	14 件
学校関係 24 件 計画相談 3 件 行政関係 2 件 保育園 2 件 自治会／訪問看護／包括／病院／介護支援専門員 各 1 件		学校関係 19 件 行政関係 4 件 保護司会 1 件		学校関係 15 件 福祉関係 5 件 行政関係 6 件		学校関係 5 件 子ども支援 G1 件 計画相談 1 件 介護支援専門員 1 件		学校関係 5 件 子ども支援 G2 件 計画相談 1 件 介護支援専門員 1 件		学校関係 10 件 子ども支援 G3 件 計画相談 1 件	

POINT<2> 参加支援事業（再掲）

① 亀山市参加支援（就労体験等）事業

【事業の成果】

指標名		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
協力事業所数	登録数	13事業所	6 事業所	4 事業所	—	—	—
参加支援（就労体験等）事業利用者	実績値	5 人	4 人	3 人	—	—	—

② オンライン居場所の本格運用

【事業の成果】

実施回数 12 回／年 実施日 毎月第 4 金曜日 参加者 延べ 26 名

POINT<3> 地域づくり事業（再掲）

【事業の成果】

指標名		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
地域福祉課題の解決を試みる地域まちづくり協議会数	計画値	11 地区	9 地区	7 地区	5 地区	5 地区	5 地区
	実績値	5 地区 昼生・井田川北・坂下・城北・川崎	5 地区 昼生・井田川北・坂下・城北・川崎	4 地区 昼生・井田川北・坂下・城北	4 地区 昼生・井田川北・坂下・城北	3 地区 昼生・井田川北・坂下	2 地区 昼生・井田川北

POINT<4> 多機関協働事業

案件に応じて必要な多機関の関係者が参加できるよう、社会福祉法に基づいた支援会議・重層的支援会議の機能を有した相談支援包括化サポート会議を設置・開催しました。

【事業の成果】

指標名	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
相談支援包括化サポート会議の開催（月例）	12回	12回	12回	12回	12回	12回
相談支援包括化サポート担当者会議の開催（随時）	26回	26回	30回	19回	32回	28回

複合的な課題を抱える世帯において、その世帯全体の支援の方向性を示すトータルケアプランを作成・管理しました。

【事業の成果】

指標名		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
世帯全体のトータルケアプラン作成数	計画値	21件	18件	15件	12件	12件	6件
	実績値	23件	14件	15件	16件	22件	19件

○ 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業（総括）

1. 個別支援

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、単独の支援関係機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した福祉課題（ひきこもりなど）に対し、「つながるシート」を活用し、相談支援包括化推進員（市）とCSW（社協）が連携を行い、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、課題の整理、協議・検討を行い、支援に向けた円滑なネットワークを作りながら課題解決に向け取り組みました。

令和7年度の新規相談件数は令和6年度と比べ18件減の71件、延べ相談件数は令和6年度と比べ64件増の1,619件となりました。毎年、関係機関への制度説明を行っている全庁展開の一環として、研修等様々な機会でも説明を行いました。その成果として、家族からの相談が増加しており、様々な媒体を活用した周知活動が家族に届き、相談に繋がってきているとともに、重層的支援体制整備事業の理解が亀山市に浸透してきたことが窺えます。

また、教育機関からの相談が多くなっている背景として、多くの学校から、つながるシートを提出いただいております。実際に支援が入り家庭や児童が安定していく様子と一緒に実感し、それぞれの機関の強みを活かした関わりがより良い方向性につながる可能性があることに気づいていたことが考えられます。

教育現場で抱えている生活課題に対し、福祉的な支援が必要な世帯について、担当者サポート会議などで情報共有・相互理解・役割分担を明確にしながら「教育」と「福祉」が連携し支援を行うことが必要となってきたことから、今後は、教育委員会や学校など教育関係機関との連携強化を図るとともに、不登校生徒等の義務教育終了後の支援体制の構築を図っていきます。

そして、不登校生徒の全てが、ひきこもり状態に移行するわけではありませんが、学校などからつながってきた方で、ひきこもりの状態になる可能性がある場合には、参加支援（就労体験等）事業や、オンライン居場所の利用に向けて、検討していくことが考えられます。

引き続き、市の全庁的な相談窓口を含め、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった福祉分野の支援機関が、対象者が抱える課題を包括的に受け止める意識を持ちながら、必要に応じてその福祉課題を市とCSWにつなぐ体制について、継続的な事業周知とともに、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。



2. 地域支援 ・ 3. しくみづくり

地域福祉課題の解決を試みる取組の一つである「ちょこボラ」は、社協の生活支援コーディネーターが中心となり、組織化や活動支援に関わっています。令和7年度は5地区（昼生・井田川北・坂下・城北・川崎）が活動されており、会議の場に参加するなど活動状況を把握するとともに、市環境センターへの一般廃棄物の持ち込み方法について調整を行いました。また、ちょこボラ活動団体を対象に交流会を開催し、情報交換を行うとともに、相互の交流を深め、活動の継続に繋げました。今後も、フォローアップ支援を継続して行う必要があります。

新たに野登地区では、既存団体との意見交換の実施や規約や手引の作成等に関する情報提供等、立ち上げに向けた検討が進められました。ちょこボラについては、地域の現状の聞き取りを行う中で、すでにちょこボラと同様の機能を有している地域や、高齢者の移動手段や買い物支援など、地域の資源や実情によって解決を図りたい課題が異なっている現状があります。

また、ひきこもりの方への支援として、ひきこもり状態が長期にわたらないよう早期の支援につなげることが重要であり、安心できる居場所として参加支援（就労体験等）事業を活用し就労を含む社会参加の促進や、対面で話すことに不安がある、外出するのは人目が気になるなど生きづらさを抱えながらも、つながりを求める人を対象としたオンライン居場所を実施しました。

参加支援（就労体験等）事業は、月2～3名程の利用がありました。協力事業所の開拓を行い、令和7年度には7事業所増加し、13事業所に事業同意をいただきました。また、参加支援（就労体験等）事業を利用されたのち、雇用にもつながってきています。

令和7年度より本格運用しましたオンライン居場所は、延べ26名の参加があり、オンライン相談につながった方もいます。対面での支援と合わせて、オンライン居場所があることで、対面では知ることのできなかったご本人の強みや、興味関心の高いこと（もの）を知ることに関わり、コミュニケーションの幅が広がっていることを実感しています。今後は、リアルな居場所づくりなど、個々の状況やニーズに応じた、社会とのつながりづくりに工夫して取り組んでいく必要があると考えます。

重層的支援体制整備事業では、個別支援から見えてくる必要なニーズや資源を地域支援・しくみづくりに転換できるよう、生活支援コーディネーターなど、さまざまな専門職や機関と連携し、ネットワークの構築を図りながら、その進捗を把握できる体制が求められています。福祉委員会や既存の会議体など、地域での話し合いの場を活用し、多様な社会参加支援、居場所や交流の場をつくる地域づくり支援を一体的に行う、包括的な支援体制の充実が求められています。

(仮称)亀山市総合福祉計画 骨子案

令和8年 7 月

目 次

I 総 論	1
1. はじめに	1
(1)計画策定の背景.....	1
(2)計画策定の趣旨	1
(3)計画の役割.....	2
(4)計画の位置づけ	2
(5)計画の期間.....	4
(6)SDGsとの関係整理.....	4
2. 本市の地域福祉・障がい者・高齢者福祉等を取り巻く状況と課題.....	5
(1)地域特性の概況.....	5
(2)市民意識と活動団体意見の把握.....	17
(3)現計画の主な成果と課題	20
(4)計画を取り巻く課題.....	26
3. 計画の基本的な考え方	34
(1)基本理念	34
(2)基本目標.....	35
(3)地域のとらえ方	36
(4)重点的な取組 —— 亀山らしい「包括的支援体制」の充実・強化に向けて	37
(5)計画の体系.....	38

I 総 論

1. はじめに

(1) 計画策定の背景

従来、福祉分野においては高齢者、障がいのある人などの対象者ごとに、分野別に制度やサービス体系が整備され、公的支援の充実が図られてきました。

しかし、少子高齢化の進行や近年の経済状況、就業構造の変化等により、高齢者のひとり暮らしや生活困窮者が増加するとともに、家族形態や価値観の変化等も進んできました。

同時に、地域住民が抱える課題は、これらの分野を横断する複合的・複雑化したものが増加しており、既存の制度だけでは十分に対応できない状況が生じています。

また、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複数の分野にまたがる課題への対応が求められるようになっていきます。

平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会の実現」という考え方は、制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものであり、平成30年4月の社会福祉法一部改正において、地域福祉計画が各福祉分野の上位計画として位置づけられるなど、地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画が果たすべき役割が明示されました。

こうした考え方は、その後に続く、市町村における包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業へと展開されていくこととなります。

(2) 計画策定の趣旨

こうした背景のもと、本市においても、地域の福祉課題に対応するため、平成29年に「第2次亀山市地域福祉計画」を策定し、平成30年に社会福祉協議会が策定した第2次亀山市地域福祉活動計画とともに、『地域福祉を支える人材育成と自立支援』、『地域の連携で安心を生み出す環境づくり』、『地域での助け合い・支え合い活動の促進』という3つの共通の基本目標に基づく施策を進めてきました。

また、両計画については、より実践的な取組を行っていくことを目的に、令和4年の「第2次亀山市地域福祉計画[後期]（計画期間：令和4年度～令和8年度）」からは一体のものとして策定することとしました。なお、同計画は、高齢者福祉や障がい者福祉分野の計画との整合を図るべく、当初設定した計画期間を1年延長しました。

高齢者福祉分野では、令和6年に「亀山市高齢者福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）」を策定し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22年を見据えて、『地域包括ケアシステム』の深化・推進を図ってきました。

また、障がい者福祉分野では、平成30年に本市における障がい者施策全般に関わる基本理念や主要施策を定める「第2次亀山市障がい者福祉計画（計画期間：平成30年度～令和8年度）」を策定し、住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに生活ができる共生のまちの実現を目指し、施策を進めてきました。

このたび、この3つの計画が令和8年度をもって終了することから、地域での支え合いの取り組みをさらに深化・推進させ、本市の福祉施策をより効果的かつ横断的に展開することを目的として、これまでの取り組みや社会状況を踏まえながら、福祉施策を総合的かつ計画的に推進する「（仮称）亀山市総合福祉計画」（以下、「本計画」といいます。）として策定することとします。

(3)計画の役割

本市においても、これまで「地域共生社会」の実現を目指し、従来の「制度に人を合わせる」という考え方ではなく、複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間のニーズへの対応ができるよう、既存の分野ごとのしくみを組み合わせてオーダーメイド型で支援する重層的支援体制の整備を進めてきました。

具体的には、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、あわせて市には「司令塔」としての相談支援包括化推進員を配置することで、各相談窓口につながった福祉課題を「つながるシート」で受け止め、多機関連携による包括的な相談支援体制づくりを展開してきました。

一方で、相談支援の「出口」となる世代や属性を超えて交流できる場や居場所は、高齢者福祉や障がい者福祉などの分野別の計画に位置づけられてきたため、世代や属性が限定された取り組みしか展開できていないという課題がありました。

こうしたことから、本計画を策定することによって、各福祉分野で取り組まれてきた取り組みを全世代・全対象へと発展させつつ、重層的支援体制整備事業で培ってきた包括的な相談支援の取り組みを次なる段階へと引き上げるとともに、市と社会福祉協議会はもとより、福祉分野に関わる地域の担い手、団体や機関、福祉サービス事業所、市内企業などと目標や取り組むべき方向を共有し、分野を越えた官民のネットワーク化につなげていくものです。

さらに、その取り組みの先に、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「地域共生社会の実現」を目指すものです。

(4)計画の位置づけ

本計画は、本市の総合的な福祉計画として、地域福祉計画と高齢者福祉計画(介護保険事業計画(鈴鹿亀山地区広域連合策定のものを一部再掲))、障がい者福祉計画を共通の理念と方向性のもとに一体的に策定するものです。

また、共生社会の実現に資する重要な手段である成年後見制度についての施策を進めるため、成年後見制度利用促進計画を包含するとともに、安全で安心な社会の実現に向け、再犯防止推進計画を包含する計画とします。

さらに、支援すべき人の属性や分野を越えた取組を柔軟に行うため、重層的支援体制整備事業実施計画としても位置づけます。

そのほか、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加している状況を踏まえ、新たに市町村認知症施策推進計画を包含する計画とします。

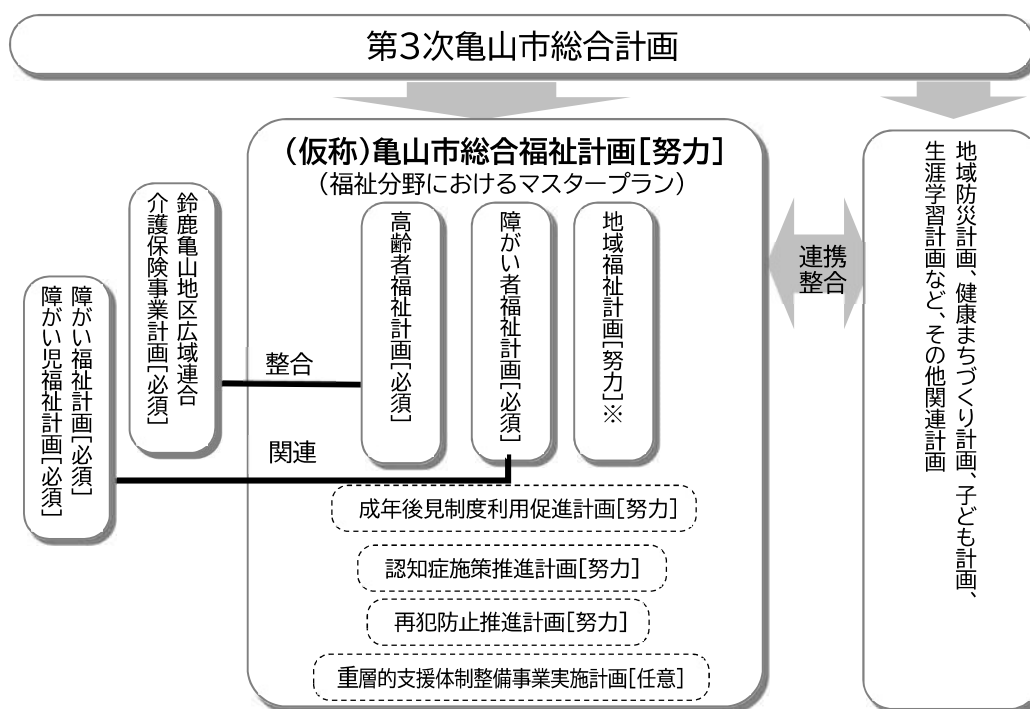
それぞれの計画の法的根拠は次表のとおりです。

◆計画の法的根拠

計画名称		概要	法的根拠	立案
地域福祉計画		地域住民生活支え合いと公的支援の協働により、包括的な支援を行うための仕組みを作ることを目的とした計画	社会福祉法第107条	努力
従来から包含されている計画	成年後見制度利用促進計画(※)	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条	努力
	再犯防止推進計画	再犯防止等に関する施策の推進に関する計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条	努力
	重層的支援体制整備事業実施計画	市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するために重層的支援体制整備事業の推進に関する計画	社会福祉法第106条の4	任意
障がい者福祉計画		障がい者福祉の方向性を明らかにし、施策を進めていくことを目的とした計画	障害者基本法第11条第3項	必須
高齢者福祉計画		高齢者福祉の方向性を明らかにし、施策を進めていくことを目的とした計画	老人福祉法第20条の8第1項	必須
認知症施策推進計画		認知症施策の推進に関する計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条	努力

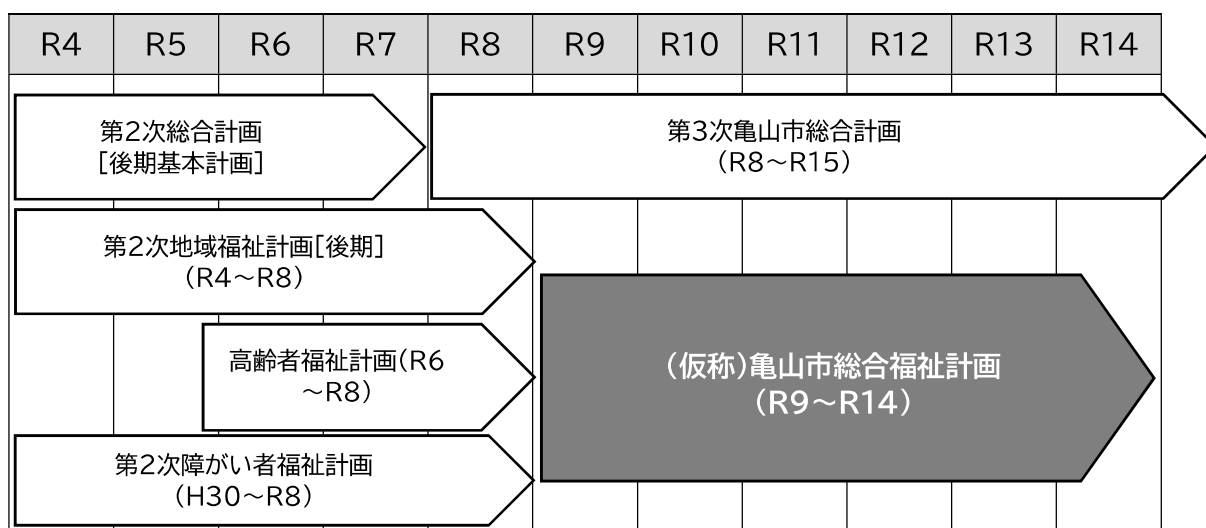
※障がい者福祉計画、高齢者福祉計画にも包含

◆(仮称)亀山市総合福祉計画の位置づけ



(5)計画の期間

本計画は、令和9年度から令和14年度までの6年間を計画期間とします。



(6)SDGsとの関係整理

○国連サミットにおいて平成27年9月に採択された「持続可能な開発目標－SDGs(Sustainable Development Goals)」は、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

○SDGsは国際的課題の解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには、国はもとより、自治体、民間企業等の団体、それらを構成する一人ひとりの意識と行動が必要です。

○そこで、本計画の策定にあたっては、SDGsの理念を踏まえることとし、第4章の施策(基本目標)に関わる目標(ゴール)のアイコンを表示することとします。



2. 本市の地域福祉・障がい者・高齢者福祉等を取り巻く状況と課題

※本章は、令和8年6月時点の統計情報によって記載しています。

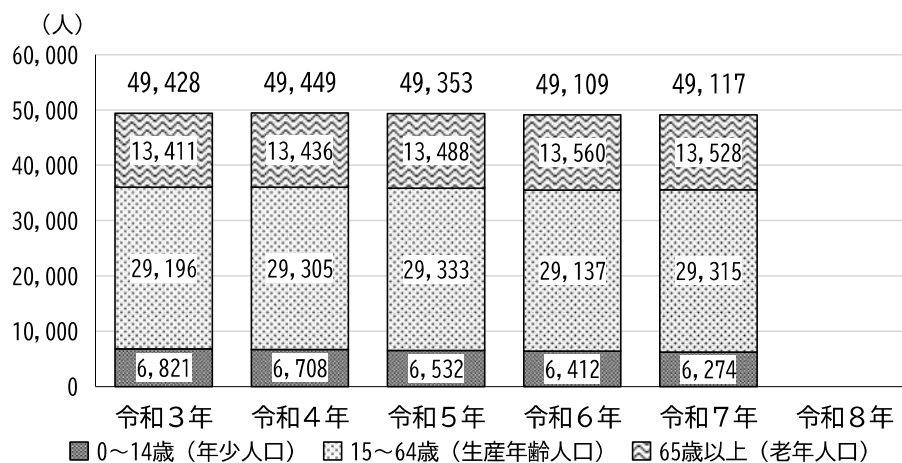
(1) 地域特性の概況

① 人口の状況

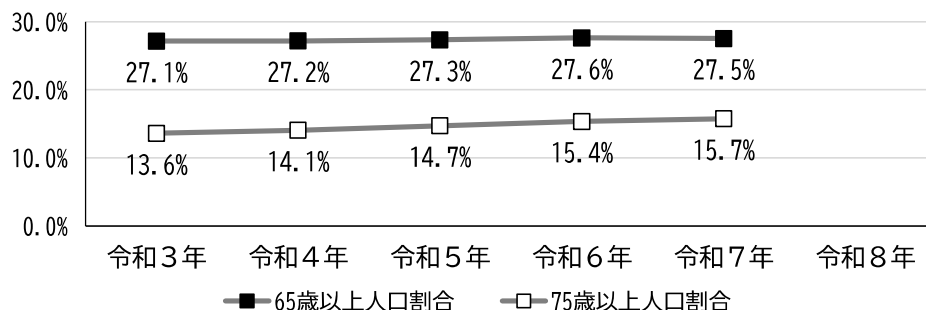
ア) 総人口、年齢別人口の推移

本市の総人口は横ばいからやや減少傾向にあり、令和 7 年 10 月 1 日現在の人口は 49,117 人となっています。また、年齢 3 区分別にみると、年少人口は減少、生産年齢人口は概ね横ばい、老年人口は増加傾向を示しています。高齢者人口の割合については、65 歳以上人口の割合はほぼ横ばいで推移している一方、75 歳以上人口の割合は年々上昇し、令和 7 年 10 月 1 日現在、75 歳以上人口の割合は 15.7%となっています。

◆ 総人口及び年齢別人口(3区分)の推移



◆ 高齢者人口割合の推移

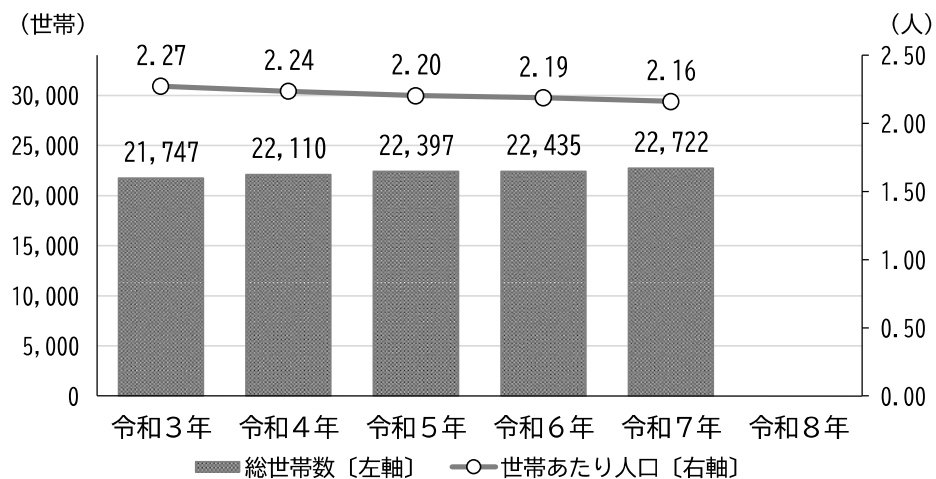


イ) 総世帯数・世帯あたり人口の推移

本市の人口は減少傾向にある一方で、総世帯数は増加し続けています。

また、世帯あたりの人口は減少が続いており、令和 7 年 10 月 1 日現在では 1 世帯あたり 2.16 人となっています。

◆総世帯数及び世帯あたり人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

ウ) 地区別人口の推移

地区(地域まちづくり協議会)別の人口推移を見ると、多くの地区で人口減少が進んでいます。令和3年から7年までの4年間で、坂下地区が14.3%、加太地区が10.2%、野登地区が9.5%、白川地区が7.7%、城東地区が7.3%、昼生地区が7.2%それぞれ減少しました。一方で、御幸地区では15.3%の人口増加が見られ、川崎地区でも7.5%の増加となっています。

◆地区(地域まちづくり協議会)別人口の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令7/令3
昼生	1,507	1,515	1,496	1,444	1,399		-7.2%
井田川南	4,989	5,013	4,990	5,012	4,991		0.0%
井田川北	7,826	7,807	7,728	7,647	7,583		-3.1%
川崎	6,782	6,915	6,987	7,069	7,290		7.5%
野登	1,993	1,959	1,898	1,848	1,803		-9.5%
白川	742	724	705	699	685		-7.7%
神辺	2,921	2,945	2,970	2,933	2,911		-0.3%
野村	2,068	2,083	2,091	2,035	2,029		-1.9%
城東	712	716	691	662	660		-7.3%
城西	727	713	707	709	704		-3.2%
城北	3,784	3,751	3,777	3,766	3,749		-0.9%
御幸	782	770	872	875	902		15.3%
本町	1,878	1,889	1,881	1,851	1,893		0.8%
北東	1,168	1,138	1,186	1,207	1,223		4.7%
東部	2,862	2,905	2,894	2,928	2,934		2.5%
天神・和賀	1,607	1,611	1,603	1,558	1,519		-5.5%
南部	637	635	626	622	615		-3.5%
関宿	3,178	3,144	3,108	3,118	3,126		-1.6%
関北部	1,266	1,251	1,250	1,239	1,240		-2.1%
関南部	849	852	821	836	838		-1.3%
加太	913	883	844	827	820		-10.2%
坂下	237	230	228	224	203		-14.3%
市全体	49,428	49,449	49,353	49,109	49,117		-0.6%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

工) 地区別高齢化率の推移

地区(地域まちづくり協議会)別の高齢化率(65 歳以上人口割合)の推移を見ると、坂下地区が 50%に達し、加太地区、白川地区、南部地区、野登地区でも 40%を超えています。多くの地区で高齢化が進行しており、令和 3 年から 7 年までの 4 年間では、井田川北地区で 4.3 ポイント、白川地区で 4.2 ポイント、野登地区で 2.9 ポイント、坂下地区で 2.8 ポイントと、それぞれ高齢化率が上昇しています。一方、城西、北東、関宿、川崎、御幸、本町、井田川南、東部の各地区では、高齢化率が低下しています。

◆地区(地域まちづくり協議会)別高齢化率の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令7/令3
昼生	38.5%	38.5%	39.2%	38.9%	38.6%		0.1%
井田川南	23.5%	23.1%	23.0%	23.2%	23.1%		-0.4%
井田川北	21.6%	22.4%	23.4%	24.8%	25.8%		4.2%
川崎	21.3%	21.0%	20.6%	20.5%	20.1%		-1.2%
野登	38.8%	38.8%	40.1%	41.4%	41.7%		2.9%
白川	39.5%	40.2%	41.8%	42.5%	43.6%		4.1%
神辺	24.9%	24.7%	25.0%	25.0%	25.2%		0.3%
野村	28.4%	28.6%	28.1%	28.9%	28.6%		0.2%
城東	30.6%	30.0%	31.0%	32.5%	32.7%		2.1%
城西	38.1%	37.2%	36.1%	35.4%	35.2%		-2.9%
城北	20.3%	20.6%	20.9%	21.1%	20.5%		0.2%
御幸	22.8%	23.1%	21.9%	22.5%	21.7%		-1.1%
本町	31.5%	31.4%	31.5%	32.0%	30.7%		-0.8%
北東	28.8%	29.1%	27.7%	27.8%	27.1%		-1.7%
東部	28.8%	28.0%	28.4%	28.4%	28.7%		-0.1%
天神・和賀	30.4%	30.2%	30.4%	31.3%	31.4%		1.0%
南部	39.9%	40.2%	41.1%	41.5%	42.0%		2.1%
関宿	35.9%	35.8%	35.7%	34.9%	34.5%		-1.4%
関北部	25.4%	25.6%	25.9%	26.0%	26.3%		0.9%
関南部	28.0%	28.5%	30.0%	28.9%	29.2%		1.2%
加太	41.8%	44.4%	44.9%	44.7%	43.8%		2.0%
坂下	54.9%	54.8%	54.8%	54.5%	57.6%		2.7%
市全体	27.1%	27.2%	27.3%	27.6%	27.5%		0.4%

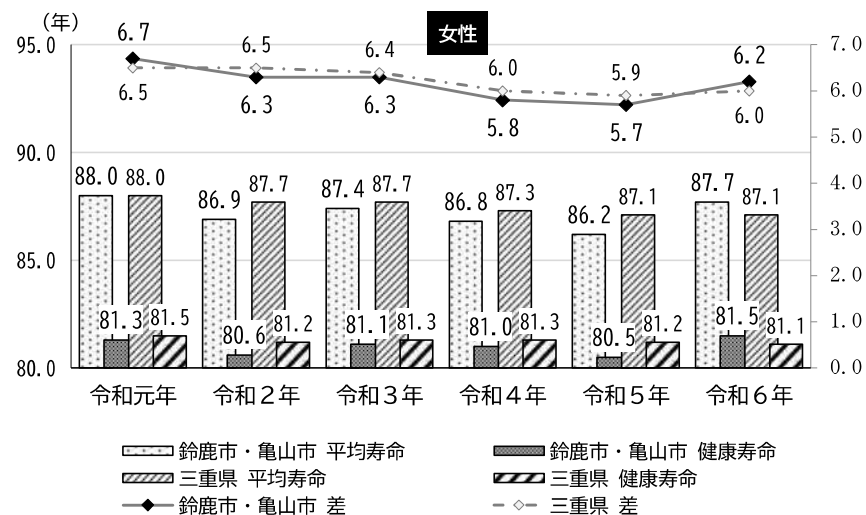
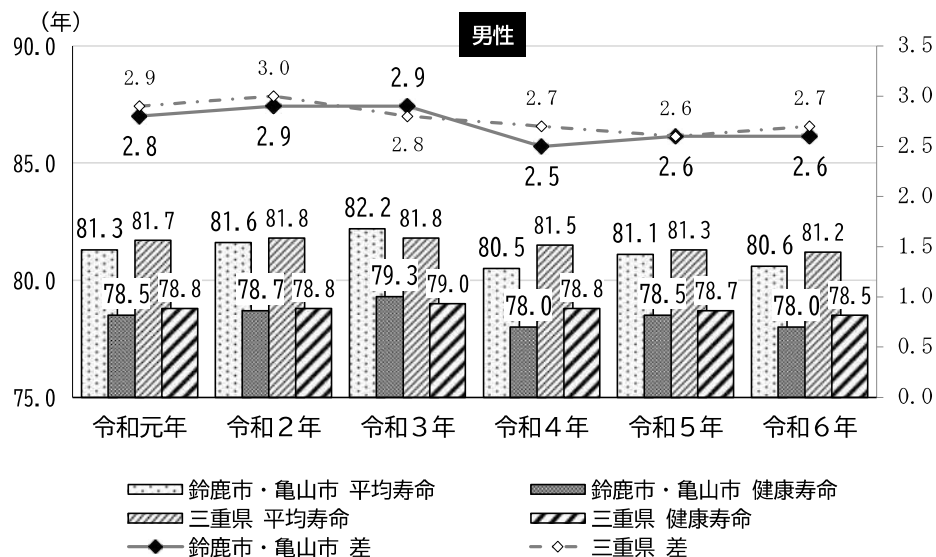
資料:住民基本台帳(各年 10 月1日現在)

②人口動態に関する状況

ア) 平均寿命と健康寿命の状況

亀山市が属する鈴鹿亀山地区広域連合における健康寿命と平均寿命の推移を見ると、男性は、令和 3 年から 4 年にかけて差が縮小し、その後は横ばいで推移しているのに対し、女性は延伸と縮小を繰り返している。

◆鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市・亀山市)における健康寿命と平均寿命の推移

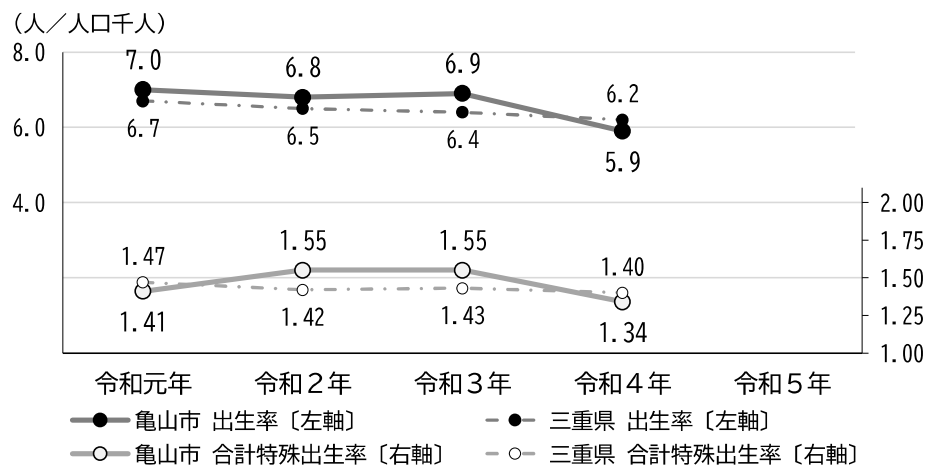


資料: 三重県医療保健部健康推進課(三重県の健康寿命)

イ) 出生と死亡の状況

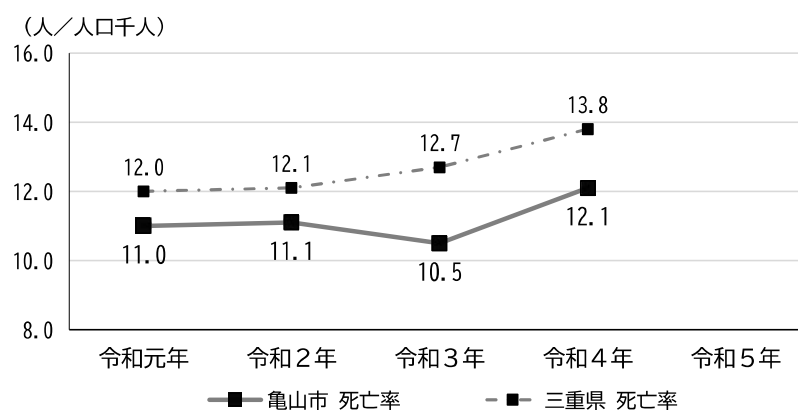
人口あたりの出生数・死亡数を示す出生率と死亡率の推移を見ると、出生率は下降傾向にあり、死亡率は上昇傾向にあります。また、合計特殊出生率については、令和 3 年から令和 4 年にかけて大きく低下しています。

◆出生率、合計特殊出生率の推移



資料:三重県衛生統計年報(人口動態統計)

◆死亡率の推移



資料:三重県衛生統計年報(人口動態統計)

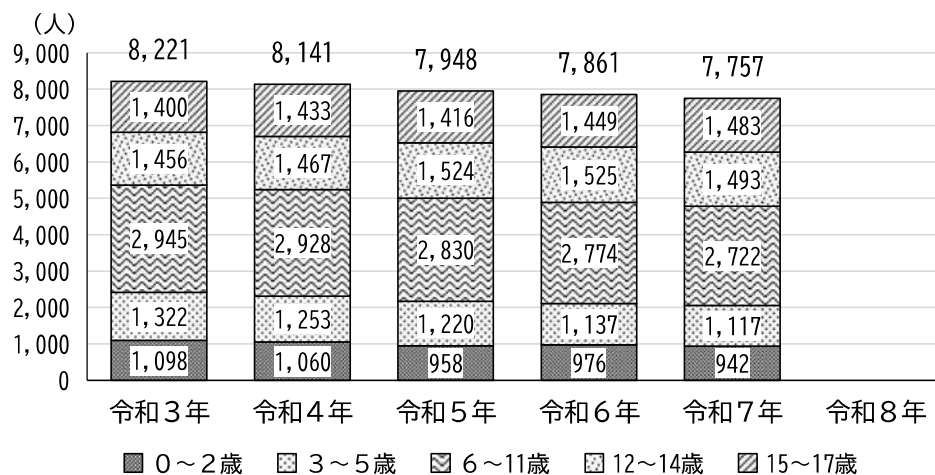
③属性別の状況

ア) 子どもの状況

児童福祉法に定める児童年齢である 18 歳未満の人口推移を見ると、就学前の 0～2 歳、3～5 歳、そして小学生期に当たる 6～11 歳の層で減少が進んでいます。

一方で、中・高生期に当たる 12～14 歳および 15～17 歳については、増減を繰り返しながらも横ばい傾向で推移しています。その結果、18 歳未満の人口全体としては減少が続いています。

◆児童(18 歳未満)人口の推移

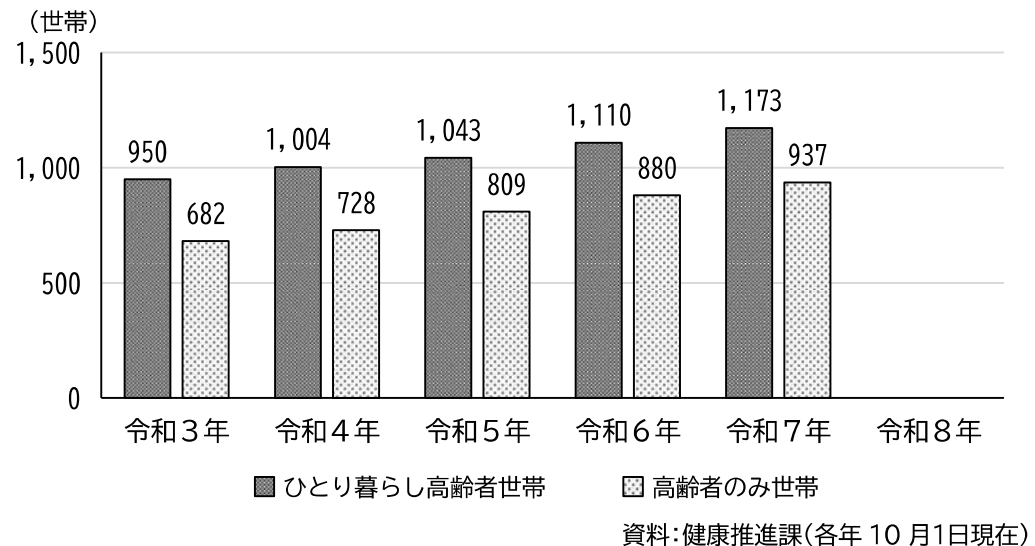


資料:住民基本台帳(各年 10 月1日現在)

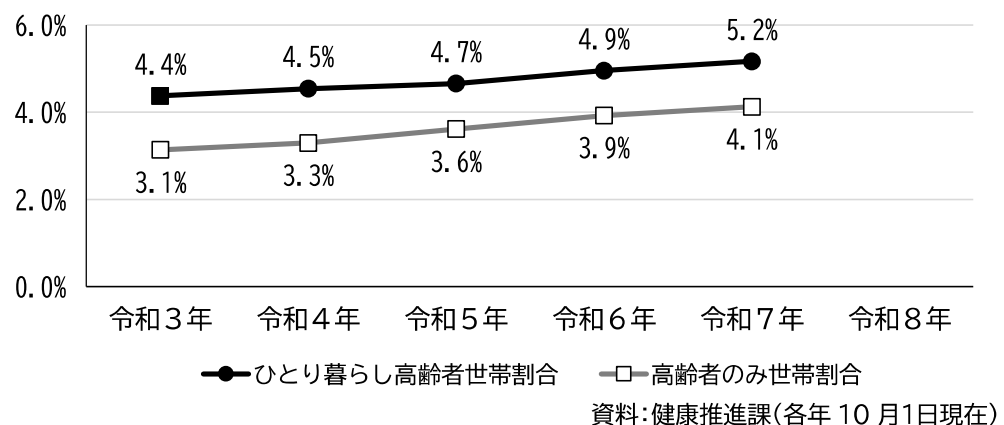
イ) 高齢者の状況

75 歳以上のひとり暮らし高齢者数と高齢者のみの世帯数の推移を見ると、いずれも増加し続けています。ひとり暮らし高齢者世帯は令和 3 年から令和 7 年の間に約 1.2 倍に、高齢者のみの世帯は約 1.4 倍に増加しています。また、それぞれが総世帯数に占める割合も上昇を続けています。

◆75 歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者のみ世帯の推移



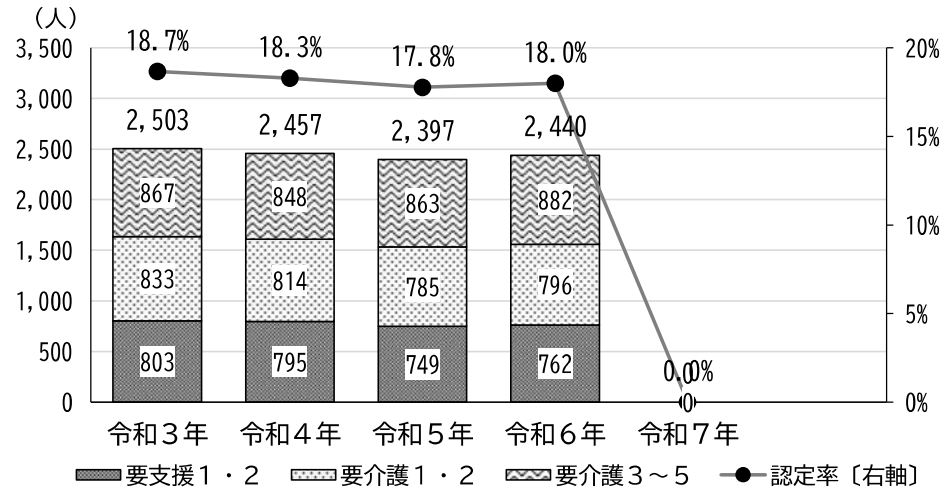
◆75 歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者のみ世帯の総世帯数に占める割合の推移



ウ) 介護保険の要支援・要介護認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、令和3年から令和5年にかけては減少していましたが、令和6年以降は増加に転じ、認定率も上昇しています。要介護度別では、要介護3～5の重度者の割合が徐々に高まっています。

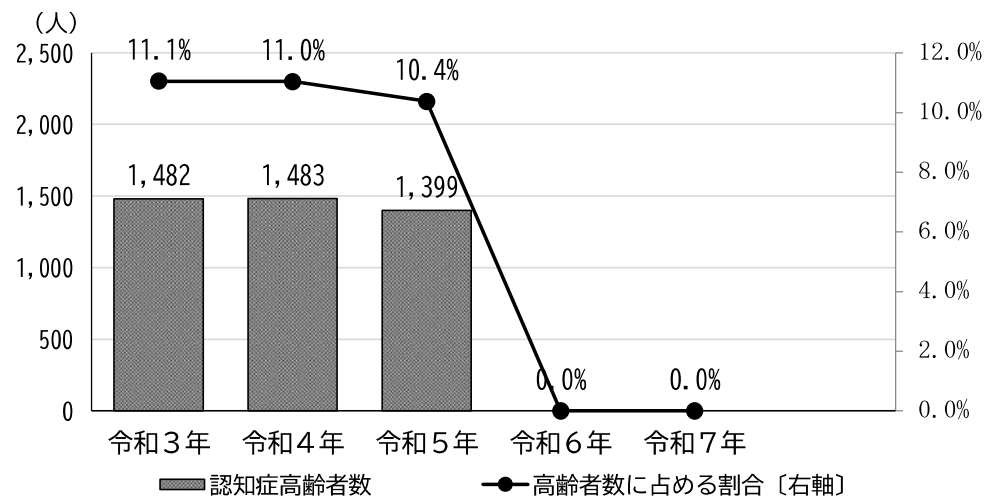
◆介護保険の要支援・要介護認定者数の推移(現在整理中)



※認定率は、第2号被保険者(40～64歳)を含んだ認定者数を、65歳以上人口で割ったもの。

資料: 鈴鹿亀山地区広域連合(各年10月1日現在)

◆認知症高齢者数と要支援・要介護認定者に占める割合の推移(現在整理中)



※要介護・要支援認定を受けている第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、要介護・要支援認定に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方。

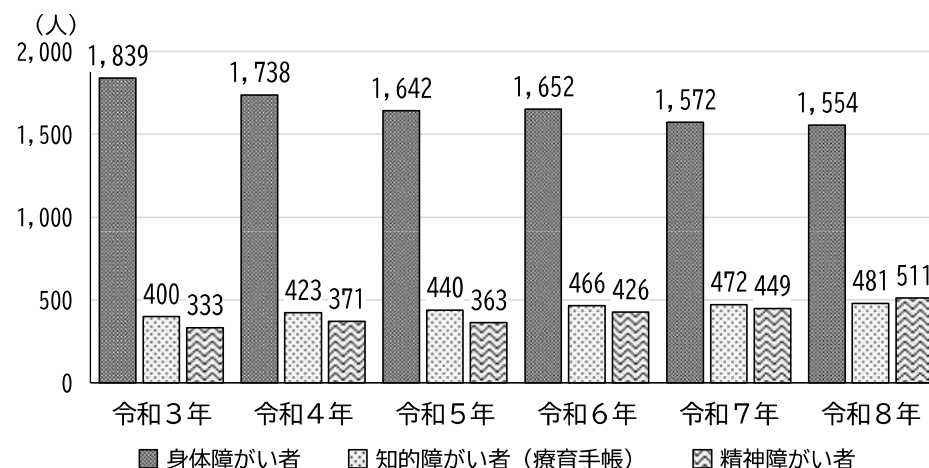
資料: 鈴鹿亀山地区広域連合(各年10月1日現在)

エ)障がいのある人の状況

各障害者手帳の所持者数の推移を見ると、身体障がい者数が減少している一方で、知的障がい者数および精神障がい者数は増加を続けています。特に、知的障がい者数は令和3年から令和8年の間に約1.2倍、精神障がい者数は約1.5倍に増加しています。

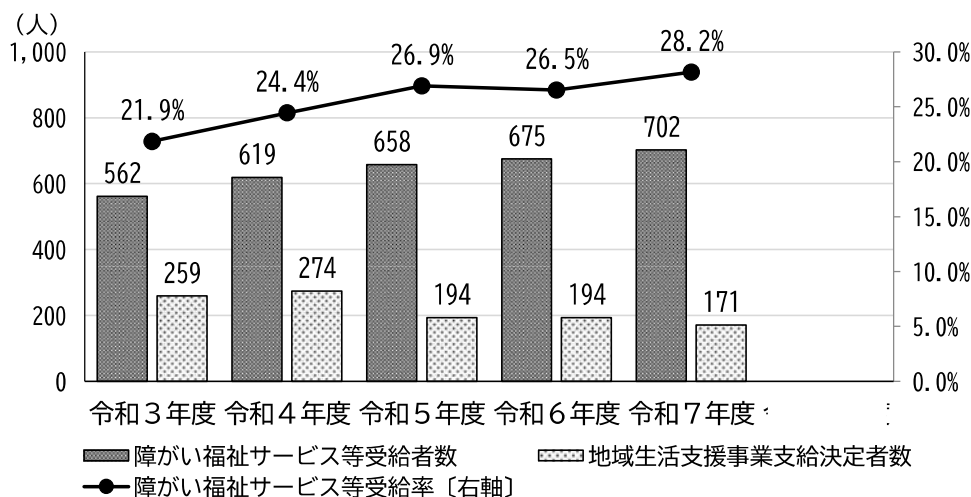
また、障がい福祉サービス等の受給者数は年々増加しており、令和7年度には全障がい者(手帳所持者)の28.2%がこれらのサービスを利用しています。一方で、地域生活支援事業の支給決定者数は減少傾向にあります。

◆障害者手帳所持者数の推移



資料:地域福祉課(各年4月1日現在)

◆障がい福祉サービス等受給者数及び地域生活支援事業支給決定者数の推移



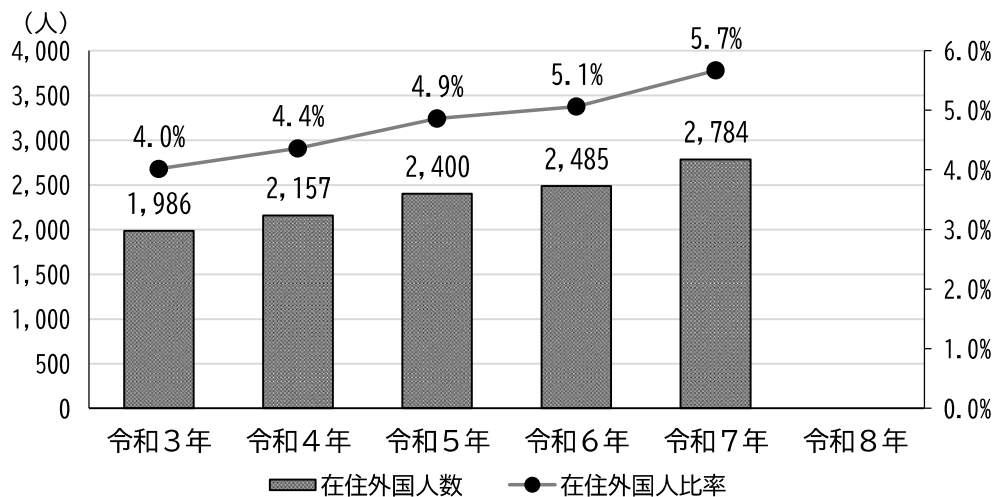
※障がい福祉サービス等受給率は、障がい福祉サービス等受給者数を、身体・知的・精神障害者の総数(手帳所持者数)で割ったもの。

資料:地域福祉課(各年度末現在)

オ)外国人の状況

市内在住の外国人は増加傾向が続いており、令和3年から令和7年の間に約40%増加しました。総人口に占める外国人の割合も上昇し、令和7年10月1日現在では5.7%となっています。

◆在住外国人数の推移

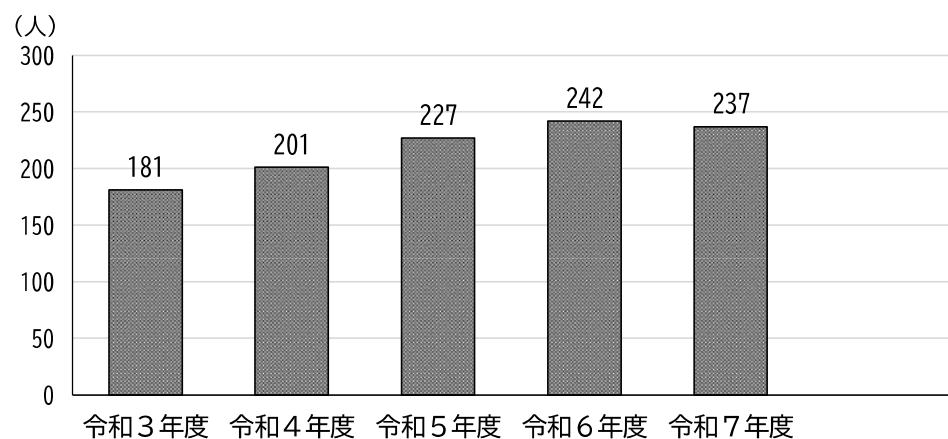


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

カ)生活保護の状況

生活保護の状況を生活保護受給者数でみると、年々増加傾向にあります。

◆生活保護受給者数の推移



資料:地域福祉課(各年度末現在)

キ)重層的支援体制整備事業による相談件数の推移

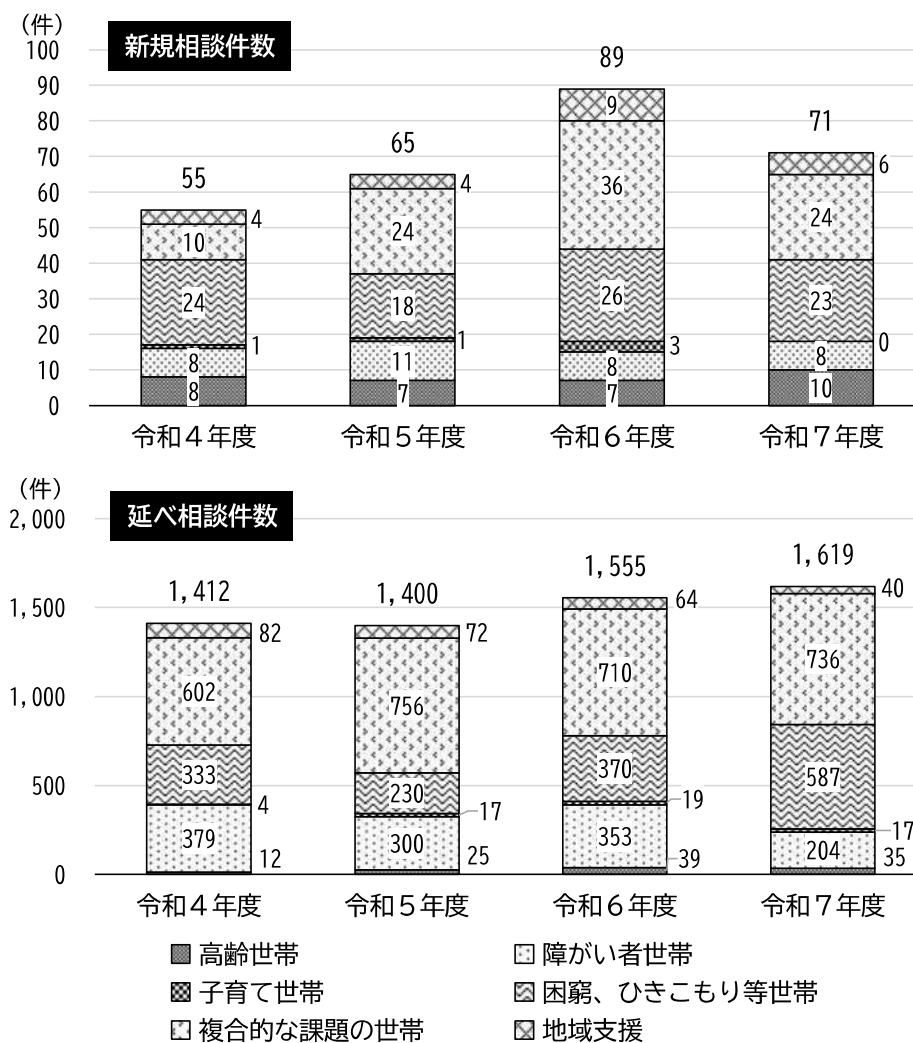
本市においては、生活困窮者対策はもとより、「8050 問題」やひきこもりに対する支援ニーズの高まりを受け、令和 4 年度から重層的支援体制整備事業に取り組んできました。

この中では、大きく「個別ケースの相談・支援」と「地域に対する相談・支援」に分けられ、「個別ケースの支援」では、高齢世帯、障がい者世帯、子育て世帯、生活困窮・ひきこもり等の世帯への支援とともに、「複合的な課題の世帯」や既存制度では支援することが困難な「制度のはざまの世帯」に対して、訪問(アウトリーチ)を主とした相談支援を展開しています。

相談件数についてみると、事業開始以降増加してきた新規相談件数は令和 6 年度から令和 7 年度にかけて減少したものの、延べ相談件数は増加しており、1 ケースあたりの相談回数が増えていることがうかがえます。

延べ相談件数をみると、「複合的な課題の世帯」が最も多い一方で、「困窮・ひきこもり等世帯」が令和 7 年度に急増しています。

◆重層的支援体制整備事業による相談件数の推移



資料: 社会福祉協議会(各年度末現在)

(2)市民意識と活動団体意見の把握

計画の策定にあたり、市民意識や活動団体等の実態・意見を把握するため、アンケート調査およびヒアリング調査を実施しました。

また、このほか、障がい者に対しては「当事者アンケート」を実施し、高齢者に対しては、鈴鹿亀山地区広域連合が要介護認定者等を対象に各種アンケートを実施しました。

① 市民アンケート調査の概要

本調査は、市民が日頃感じている本市の地域福祉全般に関する意識を把握し、これまでの取組の検証を行うとともに、高齢・障がい・地域福祉の各計画を一体的に策定する次期計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

《調査の方法》

調査対象者 亀山市在住の18歳以上の方から1,200人を無作為抽出
調査期間 令和7年10月22日～11月21日(調査基準日は令和7年10月1日)
調査方法 郵送によって配布し、調査票またはウェブにて回答・回収

《配布・回収数》

配布数	不達等	有効 配付数	回収数	回収率	白紙 回答	有効 回収数	有効 回収率
1,200	6	1,194	591	49.5%	2	589	49.3%
うち調査票			404	33.8%	2	402	33.7%
うちウェブ			187	15.7%	—	187	15.7%

※回収率、有効回収率については小数第二位で四捨五入しており、合計が合わない場合があります。

② ヒアリング調査の概要

市内全地区の地域まちづくり協議会をはじめ、福祉に関係する各種団体・機関の活動状況や、現在抱えている課題等を把握するため、ヒアリングシートに基づく聴き取り調査を実施しました。

《調査対象》

地域 市内22地区の地域まちづくり協議会
(昼生、井田川北、井田川南、川崎、野登、白川、神辺、野村、城東、城西、城北、御幸、本町、北東、東部、天神・和賀、南部、関宿、関北部、関南部、加太、坂下)

団体 市内の福祉活動団体及び企業
(亀山市民生委員児童委員協議会連合会、亀山市老人クラブ連合会、チームオレンジかめやま、亀山親なきあとを考える会つむぐ・NPO 法人ぽっかぽかの会、UD夢ネット亀山、NPO 法人亀っ子サポート、不登校のこどもと親と地域の会でんでん、亀山市学童保育連絡協議会、亀山みんなの食堂、ジョイアス亀山、防災ボランティア、亀山市社会福祉法人連絡会、亀山保護司会・亀山更生保護サポートセンター、三重県地域生活定着支援センター、㈱キンレイ亀山工場、㈱エイチワン亀山製作所)

支援機関 権利擁護、ひきこもり等に関する支援機関
(鈴鹿亀山消費生活センター、三重県社会福祉士会、三重県司法書士会、三重弁護士会、東海税理士会、コスモス成年後見サポートセンター、鈴鹿保健所、鈴鹿厚生病院、亀山市シルバー人材センター／シートにて回答を得た)

各調査結果の概要は巻末に掲載するとともに、そのポイントは次ページに整理した通りです。

③ アンケート・ヒアリング調査結果のポイント

●地域活動・担い手・理解について

(地域活動)

- 《市民アンケート》 「地域とのつながりを感じている」 50.6%(R3)⇒34.0%(R7)
- 《地域ヒアリング》 見守り活動(75 歳以上のみ世帯や独居高齢者)や三世代交流やサロンなどの事業を継続
- 《団体ヒアリング》 居場所、啓発、就労体験、食料支援、防災、当事者活動などの活動を継続

(担い手)

- 《市民アンケート》 「自治会・まち協などの地域活動をしている」 34.9%(R3)⇒31.3%(R7)
- 《市民アンケート》 「ボランティア活動をしている」 11.1%(R3)⇒10.2%(R7)
- 《地域ヒアリング》 高齢化が進み、定年延長や共働き世帯の増加で 60～70 代前半の新たな担い手を確保しにくい。
- 《団体ヒアリング》 高齢化が進む一方で、若い世代が加わるのが難しい。専門職や指導員の確保も難しい。

(理解)

- 《団体ヒアリング》 認知症、障がい、不登校などへの理解を広げる必要性がある。

●困りごとなどの相談について

- 《市民アンケート》 (相談していない方の)相談していない理由
「相談できる人がいない」 21.0%(R3)⇒35.5%(R7)
「相談先がわからない」 16.1%(R3)⇒27.4%(R7)
- 《団体ヒアリング》 支援者側からも、相談窓口は「どこへ行けばよいか分からない」、「行くこと自体が負担」という声が聞かれ、支援につながりにくい状況がある。
- 《団体ヒアリング》 本人や家族が早い段階で安心して話せる窓口と、あたたかい雰囲気づくりが求められている。

●災害時の助け合いについて

- 《市民アンケート》 頼る相手が「家族・親族」 88.0%(R3)⇒85.1%(R7)
頼る相手が「近所の人」 29.3%(R3)⇒38.2%(R7)
- 《地域ヒアリング》 自治会単位を基本に防災訓練や備蓄、要支援者(避難行動要援護者)名簿の整備が進む一方、支援体制に関して、まち協と自治会との役割分担が十分整理できているとは言えない状況
- 《団体ヒアリング》 防災面では、避難行動要支援者への対応、避難所における配慮、連絡体制などが課題

●生活困窮について

- | | | | |
|-----------|-------|-------------------|-------|
| 《市民アンケート》 | 必要なこと | 1. 相談窓口 | 69.1% |
| | | 2. 働くための訓練・仕事の紹介 | 52.7% |
| | | 3. 住まいが得られること | 44.5% |
| | | 4. 子どもが教育を受けられること | 44.5% |
| | | 5. 一時的な手当を受けられること | 31.6% |

●ひきこもりについて

《市民アンケート》	必要なこと	1. 相談窓口	64.4%
		2. 働くための訓練・仕事の紹介	47.7%
		3. 地域に居場所があること	42.6%
		4. 規則正しい生活	31.0%
		5. 情報交換	21.7%
《地域ヒアリング》	ひきこもりや生活困窮は表出しにくい上、何となく分かっているが外からの接触は難しい		
《団体ヒアリング》	義務教育終了後の若者、障がい者手帳のない人、単身高齢者やひきこもりなど制度や組織の対象外になりやすい人が支援につながらないことが課題		

●障がい者福祉について

《市民アンケート》	行政に求められること	1. 働く場の確保や就労定着	65.9%
		2. 可能性を伸ばす教育	45.4%
		3. 早期発見	31.6%
		4. 施設・サービスの増加	31.6%
		5. サービスの情報提供の充実	17.3%
《当事者アンケート》	必要なこと	1. 必要なサービスの利用	57%
		2. 経済的な負担軽減	54%
		3. 在宅での医療的ケア	31%
		4. 相談体制の充実	19%
		5. 適した住宅の確保	16%
	仕事上の困りごと	1. 困っていることはない	50%
		2. 給与が少ない	26%
		3. 体力面が不安	17%
		4. 通勤が大変	9%
		5. 職場の人間関係がよくない	8%
・	社会全体に求めること	1. 特になし	34%
		2. 一般企業への就労促進	29%
		3. 地域などでの交流の場	29%
		4. 正しい知識の普及啓発	24%
		5. 障がい当事者による学校での教育	18%
		6. 教育現場でのインクルーシブ教育※の推進	15%
※障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学び合うことを目指す教育			

●高齢者福祉について

《市民アンケート》	行政に求められること	1. 安心して医療・介護が受けられること	67.3%
		2. 相談体制	52.8%
		3. 生活支援(移動・買い物など)	42.3%
		4. 認知症の人・家族への支援	33.8%
		5. 生きがいづくり・交流の場	21.9%
《地域ヒアリング》	生活支援(ごみ出し、通院、買い物など)、独居・老々介護、介護予防、認知症の対応などが課題		
《地域ヒアリング》	高齢者の声が出にくい(遠慮や我慢)中で、日常の見守りや小さな困りごとへの支援が課題		

(3)現計画の主な成果と課題

(仮称)総合福祉計画における課題解消につなげるため、これまでの各計画における施策の方向性ごとに主な取組実績を整理するとともに、残された今後の課題を抽出します。

① 地域福祉計画(地域福祉活動計画)

基本目標	施策の方向	主な取組実績
1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進	福祉意識の向上	・社会福祉大会の開催
	担い手の育成	・民生委員児童委員や福祉委員の研修、小中学生の福祉体験
	権利擁護の充実	・成年後見サポート事業の周知・啓発
	生活困窮者やひきこもり支援の促進	・生活困窮者自立相談支援 (R7:新規相談世帯数 106 世帯) ・児童生徒への支援 (R7:学習支援教室 145 回) ・ひきこもり支援 (R7:窓口開設、オンライン居場所参加者延べ 26 人)
	再犯防止対策の推進	・社会を明るくする運動
2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり	情報提供の充実	・地域福祉カルテの提供 (人口推移・サロン・まち協活動・福祉委員会活動)
	福祉サービスの向上と相談体制の充実	・「福祉なんでも相談窓口」の開設
	地域福祉・ボランティア活動の推進	・亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を開設 (R7:亀山市ボランティアセンター登録者数 504 人)
	地域の防災対策の充実	・災害ボランティアセンター設置訓練の実施
	関係機関の連携強化	・重層的支援体制 (R7:複合的な課題のある新規相談 71 世帯) (R7:就労体験 5 人、就労体験協力事業所 13 社)
3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進	地域活動の充実	・生活支援コーディネーター(社協)が地域活動を支援
	健康づくり・生きがいづくり	・サロン団体の交流会を開催し、意見交換会
	助け合い・支え合い活動の充実	・「ちょこボラ」に取り組む地域まちづくり協議会 (R7:5 地区)

今後の課題

◆【基本目標1:地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進】に対する課題

(福祉意識の向上)

- ・講演会・研修会・身近な地域での交流会・学校などで、より福祉意識の向上を図る必要があります。

(担い手の育成)

- ・現役の担い手の高齢化に加え、新規の担い手も、定年延長や共働き世帯の増加、国からの報酬の少なさなどを背景に減少しています。こうした状況のなか、担い手として活動している方々に対する支援の充実が、重要な課題となっています。

(生活困窮者やひきこもり支援の促進)

- ・生活保護被保護者には、適切な支援と伴走型支援を充実が必要です。生活保護までに至らない生活困窮者は相談件数が減少する一方、食料支援・貸付の再相談が多く、脱却が難しい状況で、ハローワーク等と連携し、就労支援を強化する必要があります。
- ・オンライン居場所の周知を強化するとともに、段階的に対面の社会参加へつなげる必要があります。

◆【基本目標2:地域の連携で安心を生み出す環境づくり】に対する課題

(情報提供の充実、福祉サービスの向上と相談体制の充実)

- ・生活困窮者やひきこもりの方へ必要な支援情報が確実に届くよう、周知を一層強化する必要があります。また、相談者が抱える要因や課題は多岐にわたることから、引き続き相談者に寄り添い、課題解決に向けた丁寧な支援が求められています。

(地域の防災対策の充実)

- ・大規模災害に備え、福祉的な支援体制を構築するため、平時から避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の策定を進めるとともに、災害ボランティアセンターの機能充実を図る必要があります。

(関係機関の連携強化)

- ・「相談支援」については、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図るとともに、引き続き積極的なアウトリーチを行いながら、伴走型で支援できる相談体制の強化や、各分野の制度を熟知した専門職の人材確保・育成が求められます。

「参加支援」については、就労体験等協力事業者が13社になり、就労面の支援は充実してきていますが、支援対象者の個々のニーズが多様化しているため、就労支援以外での居場所づくりなどの支援も求められています。

また、子育て世帯からの相談が増加している現状を踏まえ、教育委員会や学校などの教育関係機関との連携を一層強化する必要があります。また、不登校生徒等に対しては、義務教育終了後を見据えた支援体制の整備も求められています。

◆【基本目標3:身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進】に対する課題

(地域活動の充実)

- ・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域の方々と協働し、課題の共有および解決策の検討が行えるよう、関係機関と住民相互のネットワークづくりを進める必要があります。

(助け合い・支え合い活動の充実)

- ・身近な助け合い活動を行う「ちょこっとボランティア(ちょこボラ)」を市内5地区で実施しており、継続的に支援するとともに、新たな立ち上げを検討する地区への支援の必要があります。

②障がい者福祉計画

基本目標	実施目標・施策の方向	主な取組実績
1 地域で安心して暮らせるまちづくり	【地域で支え合う共生社会の実現】 ・障がいと障がいのある人への理解の促進 ・ボランティア活動の推進 ・ひきこもり状態にある人への支援の推進 ・虐待防止の啓発	・ヒューマンフェスタでの出展 (R7:13 団体) ・令和8年度障がい者サポーター養成に向けた検討、準備 ・障がい者虐待の相談受理・対応 (R7:施設3、養護者等3)
	【相互理解と社会参加の促進】 ・障がい者差別解消に向けた取組の推進 ・スポーツ・文化芸術活動等の推進 ・福祉教育の推進	・障がいの理解促進のための啓発物品を20歳のつどいで配付 ・子ども向け手話体験講座を開催 (R7:1 回)
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	【包括的相談支援体制の構築】 ・早期発見・早期治療 ・総合相談窓口の設置 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・障がいのある人の家族支援	・総合相談支援センター(あい)の委託法人を変更 (R7:実支援者 218 人、延べ相談件数 1,846 件)
	【障がい児支援体制の確保】 ・療育体制の充実 ・医療的ケア児の支援の充実 ・子育てを支援する受入体制の整備 ・特別支援教育の充実	・にじいろノート配布(R7:99冊) ・保育所訪問(巡回支援専門員の配置) ・にじいろネット5市連携研究会に参加し、三重県の医療的ケア児政策や情勢の情報共有
3 自立した生活のできる体制づくり	【雇用・就業機会の確保と拡大】 ・就労準備支援の充実 ・雇用の場の確保 ・就労定着に向けた支援	・総合相談支援センター(あい)での就労支援 (R7:延べ支援件数 163 件) ・就労選択支援事業の開始に向けた圏域での協議 ・障がい者就職面接会の開催 (R7:延べ面接人数 41 人)
	【自立生活のための環境整備】 ・障がい福祉サービスの充実 ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・防災・安全対策の充実 ・権利擁護対策の充実	・成年後見制度の利用促進 (R7:新規相談件数 41 件、延べ相談件数:266 件) ・啓発セミナー開催(R7:1 回) ・受任調整会議開催(R7:3 回) ・成年後見制度補助事業の対象者を明確化

今後の課題

◆【基本目標1:地域で安心して暮らせるまちづくり】に対する課題

(相互理解と交流の促進)

- ・障がいや障がい者(児)に対する正しい理解を幅広い世代へ啓発するとともに、当事者やその家族との交流を通じた相互理解を深めていくことが重要です。あわせて、地域社会における合理的配慮の推進を進める必要があります。
- ・障がい者や障害特性等について理解し地域で声掛けや支援のできる支援の輪を広げるため障がい者サポーター養成講座を継続して開催します。
- ・地域交流や創作活動のできる居場所として地域活動支援センターの開設が期待されています。

◆【基本目標2:多様性を尊重し、つながり合う環境づくり】に対する課題

(包括的相談支援体制の構築)

- ・令和7年度より障がい者総合相談支援センターの委託法人を変更し、相談窓口を障がい者支援グループ内に設置した。周知は進みつつあるものの、引き続き相談しやすい窓口としての認知向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、複合化・複雑化する課題にも対応できる体制を強化する必要があります。
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた積極的な相談支援体制を進めていく必要があります。
- ・障がい福祉サービスの利用希望者の増加に対し、提供体制が十分に確保されていない状況にあります。このため、広域連携によるサービスの補完や福祉人材の確保・育成が必要です。

◆【基本目標3:自立した生活のできる体制づくり】に対する課題

(雇用・就業機会の確保と拡大)

- ・都市部と比べて企業数が少なく、公共交通手段も限られているため、働く場所との接点が乏しく、就職や生活の安定につながりにくい状況にあります。
- 一方で企業・事業所側にも、法定雇用率の達成だけでなく、職場環境の整備や通勤手段の確保など、合理的配慮への理解と実践が求められています。

(自立生活のための環境整備)

- ・必要な支援の確保を前提としつつ、利用者の自立及び社会参加の促進に向け、相談支援機能の強化や相談支援専門員の資質向上、制度理解の促進等を図り、適切で持続可能なサービス提供体制の整備を進める必要があります。

(防災・安全対策の充実)

- ・地域で安心して暮らすため、有事に対応できる個別避難計画の立案を進め、支援者等とも共有していく必要があります。

③高齢者福祉計画

基本目標	施策の方向	主な取組実績
1 地域包括ケア推進のための基盤整備	高齢者の相談支援体制の整備	・地域包括支援センターの周知 ・地域課題の解決に向けた協議
	高齢者の社会参加と生きがいづくり	・地域住民が互いに支え合う活動の推進 (R7:「ちょこボラ」に取り組む地域まちづくり協議会 5 地区)
2 在宅医療・介護連携の充実	在宅医療・介護に係る多職種連携の強化	・多職種連携の支援・強化 (R7:バイタルリの延べ登録患者数 143 人) ・専門職向け研修・普及啓発 (R7:多職種連携研修の開催回数 3 回) ・亀山市版エンディングノート作成、配布
3 認知症高齢者支援の推進	認知症高齢者に寄り添うまちづくり	・認知症サポーターの養成 (R7:認知症サポーター養成者数(累計)5,921 人) ・チームオレンジかめやまの活動の推進 ・認知症相談支援・早期対応 (カナリアチーム、地域包括支援センター相談体制)
	虐待対応、成年後見制度などの権利擁護	・高齢者虐待への対応 (R7:相談・通報受理件数 7 件) ・成年後見制度の利用支援 (R7:後見人等報酬の助成 9 件)
4 介護予防・生活支援サービスの充実	介護予防・健康づくり支援の一時的提供	・介護予防教室の実施 (R7:実施回数 265 回) ・高齢者の通いの場の支援 (R7:サロンや老人クラブの数 131 団体) ・住民参加型フレイルチェックの開始
	生活支援サービスの提供・見守り支援	・生活支援に資するサービス提供事業者の掘り起こし等 ・地域での高齢者見守り活動の促進
5 住まいと暮らしの環境づくり	高齢者の住まいのセーフティネット	・介護保険事業計画に沿った施設整備にかかる事務調整など (R7:認知症グループホーム整備 1 件) ・市営住宅への優先入居や住宅相談会、高齢者向け住宅の情報提供

今後の課題

◆【基本目標1:地域包括ケア推進のための基盤整備】に対する課題

(高齢者の相談支援体制の整備)

・本市では全国と同様に少子高齢化が進展し、高齢者人口や高齢化率の上昇が続いています。今後は、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える 2040 年に向け、労働力不足や社会保障費の増大が懸念される「2040 年問題」へ対応するため、限られた資源のなかで「持続可能な地域包括ケア体制の構築」を図ることが極めて重要な課題となっています。

・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターを中心に多様な主体が連携した地域包括ケアの推進を図っています。今後は、必要な支援を早期に届けるため、身近な相談窓口である地域包括支援センターの市民に対する認知度の向上と相談支援体制の強化が求められています。

◆【基本目標2:在宅医療・介護連携の充実】に対する課題

(在宅医療・介護に係る多職種連携の強化)

・高齢者が安心して在宅療養や終末期を迎えるため、多職種の連携強化が不可欠です。今後は、地域医療連携・介護情報連携ネットワーク(バイタルリンク)等のさらなる活用と普及を促進し、介護・医療・保健・福祉に関する多職種連携の強化が求められています。

◆【基本目標3:認知症高齢者支援の推進】に対する課題

(認知症高齢者に寄り添うまちづくり)

・認知症になっても望む暮らしを地域で続けられる「新しい認知症観」のもと、共生の地域づくりが重要です。今後は、本人が思いを発信できる機会の創出と市民の理解促進を進めるとともに、「チームオレンジ」や関係機関の機能を強化し、地域における見守り体制の構築や交流支援など、当事者の視点に立った施策や総合的な支援を講じることが求められています。

(虐待対応、成年後見制度などの権利擁護)

・高齢者虐待や消費者被害といった権利侵害リスクへの対応として、関係機関が緊密に連携した権利擁護体制の構築が急務となっています。成年後見制度などの権利擁護制度については、利用タイミングや手続き、費用面でのハードルが指摘されていることから、今後は制度の周知啓発を一層強化し、円滑な制度利用を促進するとともに関係機関と連携した取り組みが求められています。

◆【基本目標4:介護予防・生活支援サービスの充実】に対する課題

(介護予防・健康づくり支援)

・高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防や日常生活支援の充実に加え、健康づくりと地域での支え合いを一体的に推進する必要があります。さらに、住民自身が「自分事」として介護予防や地域活動へ主体的に参画することを促し、高齢者自身による健康維持が求められています。

◆【基本目標5:住まいと暮らしの環境づくり】に対する課題

(高齢者の住まいのセーフティネット)

・高齢者の居住の安定確保に関する法等の改正を踏まえ、これらを支える「生活環境」「移動」「見守り」を一体的に整備することが求められています。引き続き福祉と居住支援の連携強化を図りつつ、高齢者の安心な住まいの確保を支援していくことが求められています。

(4)計画を取り巻く課題

アンケート結果、ヒアリング結果及び各福祉分野の計画に基づく取組の実績と課題を整理すると、本計画を取り巻く課題として、次のようなものが考えられます。

(仮称)総合福祉計画に向けては、3つの計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな施策の設定や施策の充実を図ることが必要です。

【1:福祉意識や担い手について】

① 福祉意識の向上について

- ・福祉への関心はあるが、理解や行動につながっておらず、世代間で差があります。
《市民アンケート》
- ・相互理解を深めるため、認知症・障がい・不登校・外国人等への理解促進の必要があります。
《団体ヒアリング》
- ・講演会・研修会・身近な地域での交流会・学校などで、より福祉意識の向上を図る必要があります。
《地域福祉：取組実績》
- ・障がいへの正しい理解を全世代に広げ、当事者・家族との交流で相互理解を促進と併せて合理的配慮の推進の必要があります。《障がい：取組実績》
- ・障がい特性の理解を深め、声掛け・支援の輪を広げるため、障がい者サポーター養成講座を継続した実施の必要があります。《障がい：取組実績》

② 地域での見守り・支え合い活動について

- ・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域の方々と協働し、課題の共有および解決策の検討が行えるよう、関係機関と住民相互のネットワークづくりを進める必要があります。《地域福祉：取組実績》
- ・身近な助け合い活動を行う「ちょこっとボランティア(ちょこボラ)」を市内5地区で実施しており、継続的に支援するとともに、新たな立ち上げを検討する地区への支援の必要があります。
《地域福祉：取組実績》

③福祉人材の育成について

- ・担い手不足は地域活動やボランティア活動に共通する大きな課題であり、定年延長や共働き世帯の増加により、運営体制の維持が難しくなっています。《地域ヒアリング》
- ・高齢化が進む一方で若い世代の参画が進まず、専門職や指導員の確保も困難な状況です。
《団体ヒアリング》
- ・現役の担い手の高齢化に加え、定年延長や共働き世帯の増加、国からの報酬の低さ等を背景に新規担い手も減少している。このため、担い手として活動する人への支援の充実が重要な課題です。《地域福祉：取組実績》

【まとめ】

福祉意識の向上については、市民アンケートから、福祉への関心はあるものの、理解や行動に必ずしも結び付いていないことがうかがえます。また、団体ヒアリングからは、認知症・障がい・不登校・外国人等への理解促進を通じた相互理解の深化が必要であることが示されています。このため、講演会・研修会・地域での交流会・学校等の機会を通じて、より一層の福祉意識の向上を図る必要があります。あわせて、障がいへの正しい理解を全世代に広げるため、当事者・家族との交流を通じた相互理解を促進するとともに、合理的配慮の推進や、声掛け・支援の輪を広げる障がい者サポーター養成講座を継続的に実施していくことが重要となっています。

地域での見守り・支え合い活動については、今後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターとコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域の方々と協働し、課題の共有および解決策の検討が行えるよう、関係機関と住民相互のネットワークづくりを進める必要があります。加えて、高齢化の進行を踏まえ、ゴミ出しや庭の草取りなど身近な助け合いを行う「ちょこっとボランティア(ちょこボラ)」について、実施地区への継続支援を行うとともに、地域の状況を把握しながら、新規立ち上げを検討する地区への支援も進める必要があります。

福祉人材の育成については、現役の担い手の高齢化に加え、定年延長や共働き世帯の増加等を背景に、地域活動・ボランティア活動の担い手不足が大きな課題となっています。その結果、運営体制の維持が難しい地域や団体も見受けられます。また、福祉人材についても専門職や指導員の確保が困難であることから、担い手として活動する人への支援を、より一層充実させることが重要となっています。

【2:ひとりぼっちをつくらない支援体制について】

④ 生活困窮者やひきこもり支援について

- ・生活保護被保護者には、適切な支援と伴走型支援を充実が必要です。生活保護までに至らない生活困窮者は相談件数が減少する一方、食料支援・貸付の再相談が多く、脱却が難しい状況で、ハローワーク等と連携し、就労支援を強化する必要があります。《地域福祉：取組実績》
- ・オンライン居場所の周知を強化するとともに、段階的に対面の社会参加へつなげる必要があります。《地域福祉：取組実績》

⑤ 虐待防止と権利擁護について

- ・高齢者虐待や消費者被害などの権利侵害リスクに対応するため、関係機関が緊密に連携した権利擁護体制の構築が急務となっています。
- 成年後見制度は利用時期や手続き、費用面の課題が指摘されているため、周知啓発を強化して円滑な利用を促すとともに、関係機関と連携した取り組みが求められます。《高齢：取組実績》

⑥ 交流・活動機会について

- ・地域のサロンやボランティア活動を支援しているが、高齢化と参加者の固定化により新規参加が進まず、活動が途絶える団体が出てきています。《地域ヒアリング》
- ・地域交流や創作活動ができる居場所として、地域活動支援センターの開設が期待されています。《障がい：取組実績》
- ・認知症になっても地域で望む暮らしを続けられる「新しい認知症観」のもと、本人が思いを発信できる機会の創出と市民の理解を促進するとともに、「チームオレンジ」や関係機関を強化し、見守り・交流支援など当事者視点の施策を総合的に進める必要があります。《高齢：取組実績》
- ・高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防や日常生活支援の充実に加え、健康づくりと地域での支え合いを一体的に推進する必要があります。さらに、住民自身が「自分事」として介護予防や地域活動へ主体的に参画することを促し、高齢者自身による健康維持が求められています。《高齢：取組実績》

⑦ 雇用・就業機会について

- ・都市部に比べ企業が少なく公共交通も限られるため、就労先との接点が乏しく、就職・生活の安定につながりにくいのが現状です。企業側にも、法定雇用率の達成に加え、職場環境整備や通勤手段の確保など、合理的配慮の理解と実践が求められています。《障がい：取組実績》

【まとめ】

生活困窮者・ひきこもり支援では、生活保護受給者が増加傾向にあり、社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える方への支援として、生活困窮者自立支援事業やハローワーク等の関係機関と連携した、社会的自立に向けた支援が求められます。

また、社会課題の一つであるひきこもり状態にある方への支援について、社協のコミュニティソーシャルワーカーに相談が寄せられるようになりつつありますが、長期間にわたる未就労状態にある方や、すぐに社会参加が難しい方に対しては、伴走型支援により本人がスモールステップで前進できるよう、更なる社会資源の開発が必要となっています。

虐待防止と権利擁護については、高齢者虐待や消費者被害等の権利侵害リスクに対応するため、関係機関が緊密に連携した権利擁護体制の構築が急務となっています。成年後見制度等については、利用時期・手続き・費用面の課題が指摘されていることから、周知啓発を強化して円滑な利用を促すとともに、関係機関と連動した支援の充実が必要となっています。

交流・活動機会については、地域のサロンやボランティア活動において、高齢化や参加者の固定化により新規参加が進まず、活動が途絶える団体が出てきていることが課題となっています。また、「新しい認知症観」のもと、本人が思いを発信できる機会の創出と市民の理解促進を図りつつ、「チームオレンジ」等の機能強化により、見守りや交流支援を当事者視点で総合的に推進することが重要です。

加えて、高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防や日常生活支援の充実に加え、健康づくりと地域での支え合いを一体的に推進する必要があります。さらに、住民自身が「自分事」として介護予防や地域活動へ主体的に参画することを促し、高齢者自身による健康維持が求められています。

雇用・就業機会については、障がいのある方に対し、職場環境の整備や通勤手段の確保等の合理的配慮について、理解と実践を促す取組が求められます。

【3:安心して暮らし続けられる包括的相談支援について】

⑧ 情報提供について

- ・相談したくても「相談できる人がいない」「どこに相談すればよいか分からない」など、相談の入口に課題があります。《市民アンケート》
- ・支援者側も同様の課題を感じており、支援につながりにくくなっています。《団体ヒアリング》
- ・義務教育終了後の若者、手帳のない障がい者、単身高齢者、ひきこもりの人などは相談先の周知不足で支援につながりにくくなっています。《団体ヒアリング》
- ・生活困窮者やひきこもりの人に支援情報が確実に届くよう周知を強化し、多様な課題に寄り添った丁寧な支援を継続する必要があります。《地域福祉:取組実績》

⑨ 包括的支援体制について

- ・令和 7 年度から障がい者総合相談支援センターの委託法人を変更し、相談窓口を障がい者支援グループ内に設置しました。周知を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、複合・複雑化する課題に対応できる体制を整備する必要があります。《障がい:取組実績》
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、相談支援体制を強化する必要があります。《障がい:取組実績》
- ・障がい福祉サービスの需要増に対し供給が不足しているため、広域連携による補完と、人材確保・育成を進める必要があります。《障がい:取組実績》
- ・団塊ジュニア世代の高齢期到来により、高齢化や労働力不足、社会保障費の増大が懸念される「2040 年問題」への対応として、限られた資源の中で持続可能な地域包括ケア体制を構築することが重要な課題となっています。《高齢:取組実績》
- ・地域包括支援センターを中心に多様な主体が連携し、地域包括ケアを推進しています。今後は必要な支援を早期に届けるため、身近な相談窓口である地域包括支援センターの認知度向上と相談支援体制の強化が求められます。《高齢:取組実績》
- ・高齢者が安心して在宅療養や終末期を迎えられるよう、多職種連携の強化が不可欠となっています。今後は、地域医療連携・介護情報連携ネットワーク(バイタルリンク)等の活用と普及を一層促進し、介護・医療・保健・福祉の連携強化を図る必要があります。《高齢:取組実績》

⑩ 《地域福祉力向上重層的支援体制整備事業》

- ・市の相談支援包括化推進員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に、専門職や関係機関と連携しながら支援体制の構築を進めていますが、相談者が自立し、自分らしく暮らしていくためには、社会資源の開発、教育機関等の他分野との連携強化、地域とのつながりを生み出す仕組みづくりなど、さらなる取組が求められています。
- 「相談支援」については、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図るとともに、引き続き積極的なアウトリーチを行いながら、伴走型で支援できる相談体制の強化や、就労面などでの専門職の人材確保・育成が求められています。
- 「参加支援」については、就労体験等協力事業者が13社になり、就労面の支援は充実してきていますが、支援対象者の個々のニーズが多様化しているため、就労支援以外での居場所づくりなどの支援も求められています。
- また、子育て世帯からの相談が増加している現状を踏まえ、教育委員会や学校などの教育関係機関との連携を一層強化する必要があります。また、不登校生徒等に対しては、義務教育終了後を見据えた支援体制の整備も求められています。

⑪ 福祉サービス等について

・必要な支援を確保しつつ自立・社会参加を促進するため、相談支援の強化、相談支援専門員の資質向上、制度理解の促進等により持続可能な提供体制を整備する必要があります。

《障がい：取組実績》

・高齢者の居住の安定確保に関する法改正を踏まえ、「生活環境」「移動」「見守り」を一体的に整備することが求められています。引き続き、福祉と居住支援の連携を強化し、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保を支援していく必要があります。《高齢：取組実績》

⑫ 災害や緊急時の安心・安全対策について

・災害時は地域内の助け合い、特に「近所の人」への期待が高まっており、平時から近隣関係を築き、共助体制を強化することが課題となっています。《市民アンケート》

・避難行動要支援者への対応や避難所での配慮、役割分担・連絡体制、災害ボランティアセンター運営について、平時から備える必要があります。《地域ヒアリング》

・大規模災害に備え、平時から避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の策定を進めるとともに、災害ボランティアセンターの機能を充実させ、福祉的支援体制を整備する必要があります。《地域福祉：取組実績》

・地域で安心して暮らすため、有事に備えた個別避難計画の作成を進め、支援者等と共有する必要があります。《障がい：取組実績》

【まとめ】

情報提供については、市民アンケートや団体ヒアリング等から、「相談したくても相談先が分からない」「支援者側もつながりにくさを感じている」などの声が寄せられています。このため、支援を受ける側・支援する側それぞれに必要な情報を提供できることが求められます。

包括的支援体制については、障がいのある方への支援体制として、複合・複雑化する課題に対応できる体制を整備するため、障がい者総合相談支援センターの委託法人による相談窓口を令和7年度から障がい者支援グループ内に設置しました。一方で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、相談支援体制のさらなる強化が求められています。

高齢の方への支援体制としては、団塊ジュニア世代が高齢期を迎えることで、高齢化・労働力不足・社会保障費の増大が懸念される「2040年問題」への対応として、限られた資源の中で持続可能な地域包括ケア体制の構築を重要課題と位置付けています。地域包括支援センターを中心に多様な主体が連携して地域包括ケアを推進し、必要な支援を早期に届けるため、同センターの市民認知度の向上と相談支援体制の強化を図ります。あわせて、高齢者が安心して在宅療養や終末期を迎えられるよう、多職種連携を強化するとともに、地域医療連携・介護情報連携ネットワーク(バイタルリンク)等の活用・普及を促進し、介護・医療・保健・福祉の連携強化を進める必要があります。

地域福祉力向上重層的支援体制整備事業については、令和３年４月の社会福祉法改正により、分野や属性を越えて支援する「重層的支援体制整備事業」が創設され、市町村の任意事業となりました。

本市でも生活困窮や 8050 問題、ひきこもり等の支援ニーズが高まっているため、第２次亀山市地域福祉計画〔後期〕の重点取組として、「相談支援・参加支援・地域づくり」を一体的に推進しています。市の相談支援包括化推進員と連携するとともに、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、生活困窮・障がい・高齢・子どもなど、分野横断の支援体制を強化して地域共生社会の実現を目指しています。

「相談支援」については、必要な人に必要な情報が確実に届くよう情報提供の充実を図るとともに、引き続き積極的なアウトリーチを行い、伴走型で支援できる相談体制の強化や、就労面などにおける専門職の人材確保・育成が求められます。

「参加支援」については、就労体験等協力事業者が 13 社となり、就労面の支援は充実してきていますが、支援対象者のニーズが多様化しているため、就労支援以外の居場所づくり等の支援が求められています。あわせて、子育て世帯からの相談が増加している現状を踏まえ、教育委員会や学校などの教育関係機関との連携を一層強化する必要があります。さらに、不登校生徒等に対しては、義務教育終了後を見据えた支援体制の整備も求められています。

福祉サービス等については、必要な支援を確保しつつ自立・社会参加を促進するため、相談支援の強化や相談支援専門員の資質向上、制度理解の促進等により持続可能な提供体制を整備する必要があります。また、高齢者の居住の安定確保に関する法改正を踏まえ、「生活環境」「移動」「見守り」を一体的に整備するとともに、福祉と居住支援の連携を強化し、高齢者等が安心して暮らせる住まいの確保を支援することが必要です。

災害や緊急時の安心・安全対策については、災害時には地域内の助け合い、とりわけ「近所の人」への期待が高まることから、平時から近隣関係を築いて共助体制を強化する必要があります。あわせて、避難行動要支援者への対応（名簿の更新、個別避難計画の作成および支援者等との共有）や、災害ボランティアセンターの運営準備と機能充実を進め、福祉的支援体制を含めた備えを整えておく必要があります。

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

今後本格化していく人口減少社会においては、地域住民一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会を形成することが求められています。介護、障がい福祉、子ども・子育て支援などの公的な福祉サービスと協働し、助け合って暮らせる「地域共生社会」の実現が重要です。

亀山市の未来を描く「第3次亀山市総合計画」では、将来都市像として『人とまちの輝きが未来を作る 緑の健都 かめやま』を掲げ、まちづくりの基本方針を『多彩なつながりで地域幸福度を高めるまちづくり』としています。すべての主体が持つ力を合わせ、連携・協働してまちづくりを進めることを目指しています。

こうした方針を踏まえ、亀山市では、これまで市民や地域が培ってきた力を生かしながら、地域福祉のネットワークをさらに強化し、互いに支え合う「共助」の機能を高めていきます。そして、多様な人々が心身ともに健やかに日々を過ごせる「地域共生社会」の実現を目指し、次の基本理念を掲げます。

「ともに支え ともに輝く 安心と共生のまち」

「地域共生社会」においては、従来の「支える側」「支えられる側」という関係を越え、支援者と本人が出会い、支援のプロセスを通じて互いに成長していくことが重視されています。

こうした関係性の中で、誰もが多様な役割や参加の機会を得て、地域における助け合いが生まれるとされています。

この基本理念には、「福祉＝受け取るもの」という従来のイメージにとどまらず、自ら発信し、役割を担い、社会の中で「輝く」という方向性が含まれています。

人口減少や高齢化が進む中で、地域で支え合う仕組みづくりはますます重要になっていますが、単なる「支え合い」にとどまらず、社会的役割を持つことで他者と関わり合い、生き生きと活躍し、それが「生きがい」につながることを期待されています。

さらに、亀山市ならではの、人と人との距離の近さやアウトリーチのしやすさといった強みを生かし、住み慣れた地域の中で生活を継続できるとともに、人とつながり、支え合い、ともに喜びを感じながら、安心して自分らしい生活を送ることができるまちでありたいという願いを込め、この理念を基本として掲げるものです。

(2)基本目標

基本理念の具現化に向けて取組を推進するための基本的な目標については、各分野における基本的な考え方を踏まえつつ、計画を取り巻く課題に対して各分野の計画を相互に連動させ、全体として包含することで、取組を一層強化できるようにする。そのため、次の視点を重視する。

《重視すべき視点》

- ・地域の支え合いや地域の中で誰もが安心して暮らしている
- ・誰もが地域において、それぞれの役割を担いながら自分らしく暮らしている
- ・自助・共助・公助の役割の中、地域共生社会が実現されている

これらの視点を踏まえ、本計画の基本目標として、次の3つを掲げます。

①誰もがお互いさまの気持ちで、地域で支え合っている

②誰もが役割を持ち、自分らしく輝いている

③誰もが居心地よく、安心して暮らしている

基本目標① 誰もがお互いさまの気持ちで、地域で支え合っている

誰もが福祉を自分事として捉え、「支える側」「支えられる側」という関係ではなく、「お互いさま」の気持ちを大切にしながら、公的サービスと連携した見守りや支え合いの地域福祉活動が充実するまちを目指します。

その基盤となる、思いやりや互いを認め合う意識を地域全体で育んでいきます。

基本目標② 誰もが役割を持ち、自分らしく輝いている

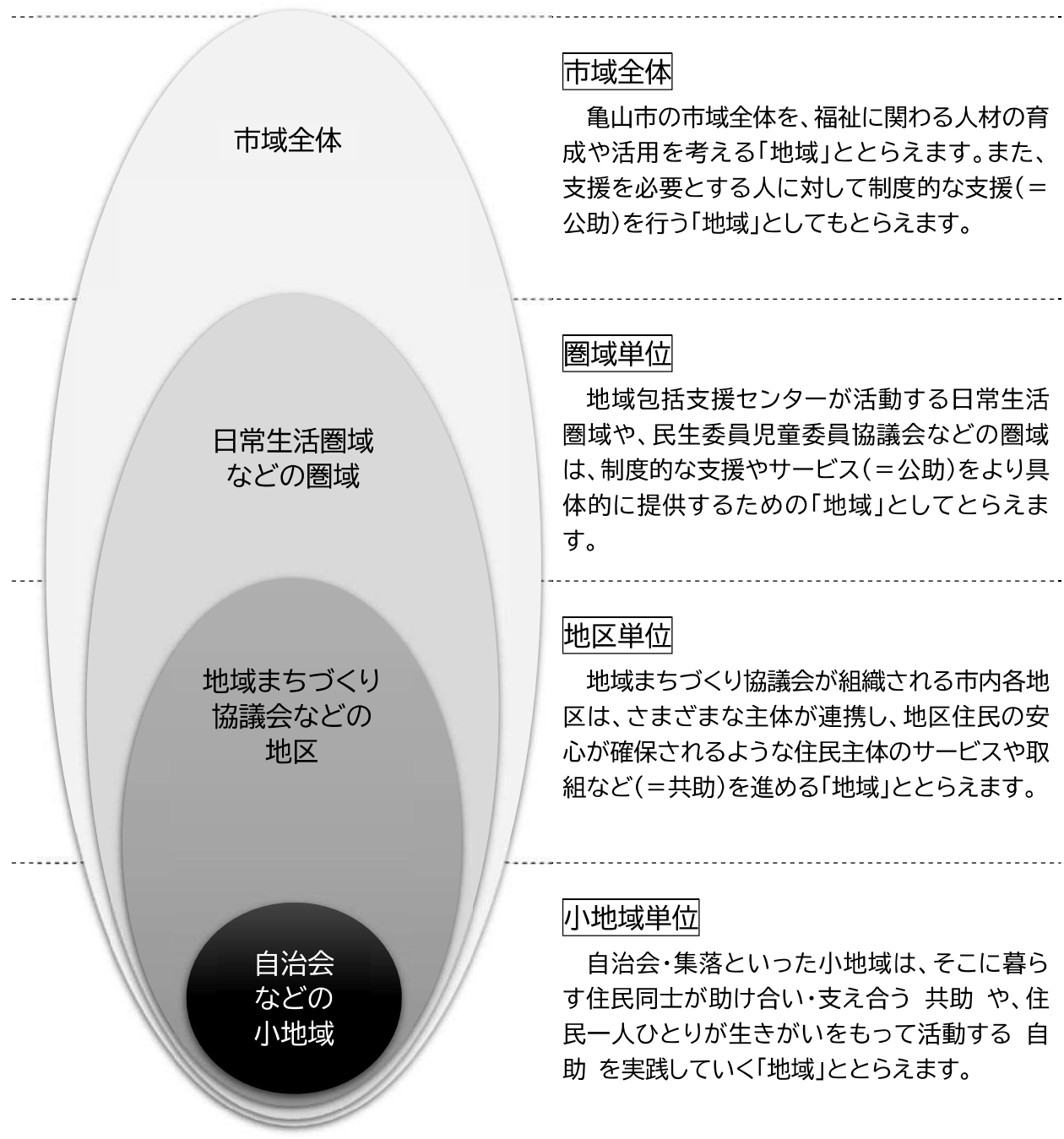
誰もが尊厳を持ち、生き生きと健やかに活躍できるよう、地域の中で役割を持ちながら、自立支援と権利擁護によって社会とのつながりを保てるまちを目指します。

基本目標③ 誰もが居心地よく、安心して暮らしている

様々な人が寄り添いながら関わることで、誰もが居心地の良さを感じられるよう、亀山市ならではの人と人との距離感やアウトリーチのしやすさといった強みを生かした相談支援や福祉サービス、安心・安全対策が充実したまちを目指します。

(3)地域のとらえ方

基本理念のもと、福祉にかかる取組を重層的に進めるため、各層の「地域」を次のようにとらえます。

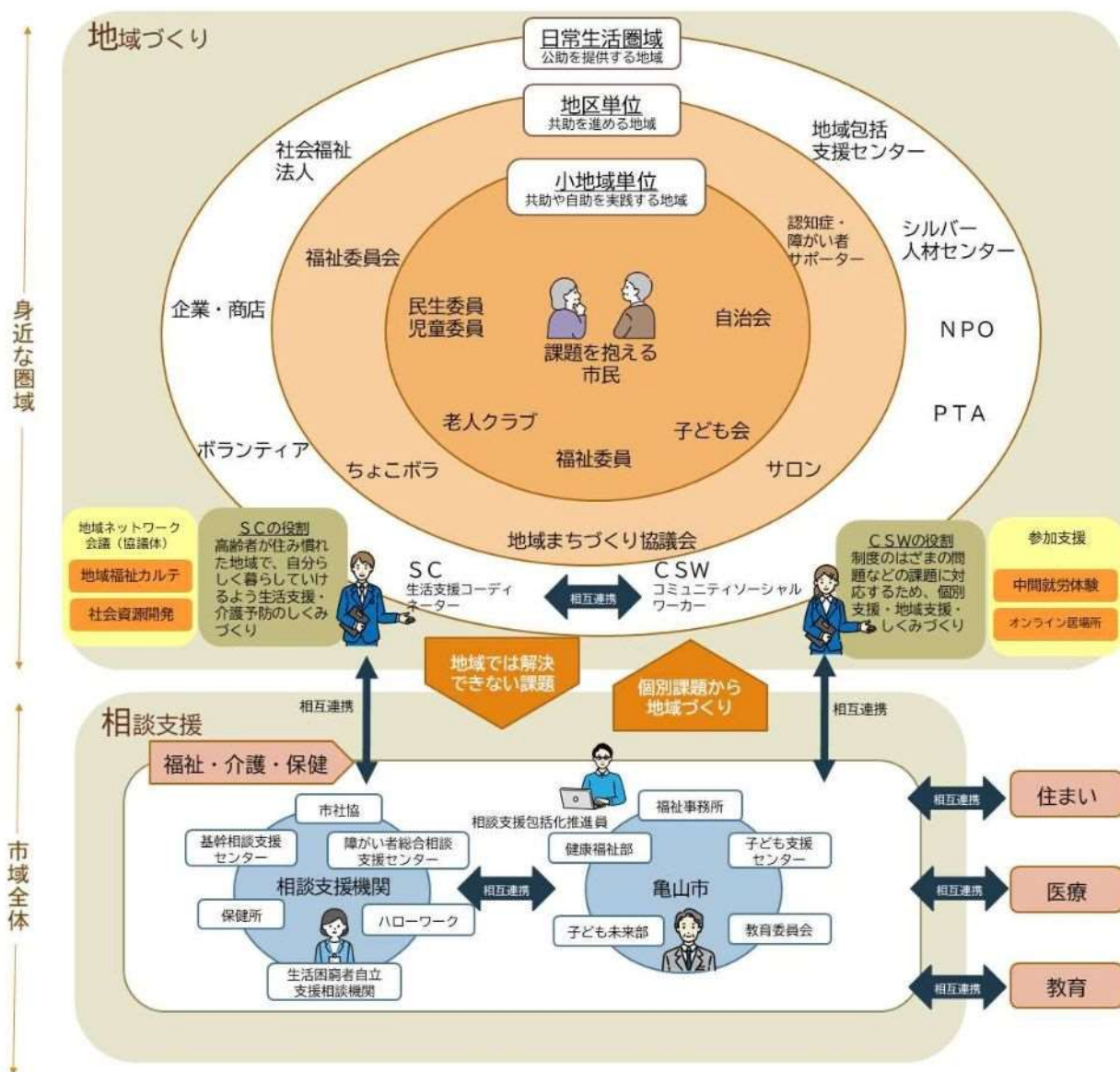


(4)重点的な取組 ―― 亀山らしい「包括的支援体制」の充実・強化に向けて

本市では、「地域共生社会」の実現を目指し、複雑化・複合化する福祉課題や制度の狭間にあるニーズに対して、オーダーメイド型で支援する重層的支援体制の整備を進めてきました。

今後は、これまでの取組をさらに深化・充実させるとともに、相談窓口や専門職、支援機関だけでなく、地域の人びとや団体、事業所なども「支え合い・助け合いの担い手である」という認識を共有し、人と人とのつながりによって支える「包括的支援体制」の充実・強化を図ります。

◆亀山市における包括的な支援体制のイメージ



包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うものです。

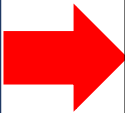
- 地域で支え合う機能
- 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- 地域と支援機関をつなぐ機能

(5)計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
ともに支え ともに輝く 安心と共生のまち	① 誰もがお互い さまの気持ち で、地域で支え 合っている	一人ひとりが尊重され、認め 合える機会の拡大	福祉意識の向上 (お互いの理解を深め合える啓発活動の推進)
			福祉教育の推進 (思いやりの心を育む福祉教育の充実)
		助け合い・支え合える地域づ くりの推進	地域での見守り・支え合い活動の促進 (地域の中での見守り・支え合い体制の整備)
			福祉人材の育成 (福祉人材の育成と活躍の場の創出)
	② 誰もが役割を 持ち、自分らし く輝いている	ひとりぼっちをつくらず、社会 とのつながりを支える支援	生活困窮者やひきこもり支援の推進 (自立への支援)
			虐待防止と権利擁護の推進 (虐待防止と権利擁護の推進)
			再犯防止対策の推進と更正支援 (地域での再犯防止と更生支援)
		すべての市民が役割を持ち、 健やかに活躍できる機会の拡 大	地域活動の支援 (仲間づくりができる地域活動の支援)
			交流機会の充実 (身近な場所で健やかに交流できる場の充実)
			雇用・就業機会の確保と拡大 (民間等との協働による社会参加の促進)
	③ 誰もが居心地 よく、安心して 暮らしている	あらゆる生活課題に寄り添う 相談支援	情報提供の充実 (必要な情報が適切に届く環境の整備)
			総合相談体制の充実 (『丸ごと』対応できる“断らない”総合相談体制の充実)
			包括的支援体制の充実 (多職種の専門性を発揮した支援の充実)
		住み慣れた地域での安心した 暮らしの支援	福祉サービス等の充実 (安心した生活の実現に向けた福祉サービス等の充実)
			障がい児支援体制の充実 (社会参加に向けた子育て世代への支援の充実)
			災害や緊急時の安心・安全対策の充実 (災害や緊急時の安心・安全対策の充実)

「亀山市地域福祉計画・障がい者福祉計画・高齢者福祉計画」と「(仮称) 総合福祉計画」 新旧比較表

亀山市地域福祉計画・障がい者福祉計画・高齢者福祉計画		
基本理念	地域福祉計画 障がい者福祉計画 高齢者福祉計画	～ともに支え合い　ともに暮らせる　ふくしのまち～ ～生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち～ ～高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち～
基本目標		施策の方向
地域福祉計画（基本目標） （施策の方向）		
1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進		(1)福祉意識の向上 (2)担い手の育成 (3)権利擁護の充実[成年後見制度利用促進計画] (4)生活困窮者やひきこもり支援の推進 (5)再犯防止対策の推進[再犯防止推進計画]
2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり		(1)情報提供の充実 (2)福祉サービスの向上と相談体制の充実 (3)地域福祉・ボランティア活動の推進 (4)地域の防災対策の充実 (5)関係機関の連携強化
3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進		(1)地域活動の充実 (2)健康づくり・生きがいづくり (3)助け合い・支え合い活動の充実
障がい者福祉計画（基本目標） （実施目標） （施策の方向）		
1 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1)地域で支え合う共生社会の実現	① 障がいと障がいのある人への理解の促進 ② ボランティア活動の推進 ③ ひきこもり状態にある人への支援の推進 ④ 虐待防止の啓発
	(2)相互理解と社会参加の促進	① 障がい者差別解消に向けた取組の推進 ② スポーツ・文化芸術活動等の推進 ③ 福祉教育の推進
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(1)包括的相談支援体制の構築	① 早期発見・早期治療 ② 総合相談窓口の設置 ③ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④ 障がいのある人の家族支援
	(2)障がい児支援体制の確保	① 療育体制の充実 ② 医療的ケア児の支援の充実 ③ 子育てを支援する受入体制の整備 ④ 特別支援教育の充実
3 自立した生活のできる体制づくり	(1)雇用・就業機会の確保と拡大	① 就労準備支援の充実 ② 雇用の場の確保 ③ 就労定着に向けた支援
	(2)自立生活のための環境整備	① 障がい福祉サービスの充実 ② ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③ 防災・安全対策の充実 ④ 権利擁護対策の充実
高齢者福祉計画 （基本目標） （施策の方向性）		
1 地域包括ケア推進のための基盤整備		(1)高齢者の相談支援体制の整備 (2)高齢者の社会参加と生きがいづくり
2 在宅医療・介護連携の充実		(1)在宅医療・介護に係る多職種連携の強化
3 認知症高齢者支援の推進		(1)認知症高齢者に寄り添うまちづくり (2)虐待対応、成年後見制度などの権利擁護
4 介護予防・生活支援サービスの充実		(1)介護予防・健康づくり支援の一体的提供 (2)生活支援サービスの提供・見守り支援
5 住まいと暮らしの環境づくり		(1)高齢者の住まいセーフティネット



(仮称) 亀山市総合福祉計画			
基本理念	～ともに支え　ともに輝く　安心と共生のまち～		
基本目標	基本施策	施策の方向	主な取組内容
1 誰もがお互いさまの気持ちで、地域で支え合っている	一人ひとりが尊重され、認め合える機会の拡大	(1) 福祉意識の向上 (福祉意識の向上) (障がいと障がいのある人への理解の促進、障がい者差別解消に向けた取組の推進) (2) 福祉教育の推進 (福祉教育の推進)	(1) 障がい・認知症などの理解の普及・啓発 (2)福祉を学ぶ機会づくり (小・中学校との連携)
	助け合い・支え合える地域づくりの推進	(1) 地域での見守り・支え合い活動の促進 (助け合い・支え合い活動の充実) (生活支援サービスの提供・見守り支援) (2) 福祉人材の育成 (担い手の育成、地域福祉・ボランティア活動の推進) (ボランティア活動の推進)	(1)「ちょこボラ」等、地域における福祉活動支援 (2)福祉に関わる多様な福祉人材の活動支援
2 誰もが役割を持ち、自分らしく輝いている	ひとりぼっちをつくらず、社会とのつながりを支える支援	(1) 生活困窮者やひきこもり支援の推進 (生活困窮者やひきこもり支援の推進) (ひきこもり状態にある人への支援の推進) (2) 虐待防止と権利擁護の推進 (権利擁護の充実) (虐待防止の啓発、権利擁護対策の充実) (虐待対応、成年後見制度などの権利擁護) (3) 再犯防止対策の推進と更生支援 (再犯防止対策の推進)	(1) 生活困窮者自立支援事業、ひきこもり支援 (2)虐待防止の啓発、成年後見制度の利用促進 (3)社会を明るくする運動等による啓発、更正保護活動の支援
	すべての市民が役割を持ち、健やかに活躍できる機会の拡大	(1) 地域活動の支援 (地域活動の充実、健康づくり・生きがいづくり) (高齢者の社会参加と生きがいづくり) (2) 交流機会の充実 (スポーツ・文化芸術活動等の推進) (認知症高齢者に寄り添うまちづくり) (介護予防・健康づくり支援の一体的提供) (3) 雇用・就業機会の確保と拡大 (就労準備支援の充実、雇用の場の確保、就労定着に向けた支援)	(1) サロン活動等の活発化に向けた運営支援 (2)障がいの交流イベントの開催、認知症カフェや予防教室の開催 (3)就労準備支援、就労支援、就労定着支援
3 誰もが居心地よく、安心して暮らしている	あらゆる生活課題に寄り添う相談支援	(1) 情報提供の充実 (情報提供の充実) (障がいのある人の家族支援) (2) 総合相談体制の充実 (福祉サービスの向上と相談体制の充実) (総合相談窓口の設置) (高齢者の相談支援体制の整備) (3) 包括的支援体制の充実 (関係機関の連携強化) (精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築) (在宅医療・介護に係る多職種連携の強化)	(1)福祉サービスの情報提供 (2)地域福祉・障がい・高齢などの総合相談体制の充実 (3)重層的支援体制整備事業、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 高齢者に対する地域包括ケア体制の構築
	住み慣れた地域での安心した暮らしの支援	(1) 福祉サービス等の充実 (障がい福祉サービスの充実、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進) (高齢者の住まいセーフティネット) (2) 障がい児支援体制の充実 (早期発見・早期治療の推進、療育体制の充実、医療的ケア児の支援の充実、子育てを支援する受入体制の整備、特別支援教育の充実) (3) 災害や緊急時の安心・安全対策の充実 (地域の防災対策の充実) (防災・安全対策の充実)	(1) 福祉サービス等の充実 (2)障がい児童への支援の充実 (3)避難行動要支援者の個別避難計画の策定

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向（めざす姿）	取組内容
ともに支え　ともに輝く　安心と共生のまち	①　誰もがお互いさまの気持ちで、地域で支え合っている	一人ひとりが尊重され、認め合える機会の拡大	<u>福祉意識の向上</u> （お互いの理解を深め合える啓発活動の推進）	（地）地域まちづくり協議会等への訪問、福祉イベント （障）差別解消に向けた啓発、差別解消のための体制の整備、職員対応要領の研修 障がいに対する正しい理解の普及・啓発 （高）認知症に関する普及啓発
			<u>福祉教育の推進</u> （思いやりの心を育む福祉教育の充実）	（地）小・中・高校と連携し、福祉教育・福祉体験 （障）子どもへの福祉教育の推進、生涯学習講座の充実、交流・体験活動の充実 （高）認知症の理解の促進
		助け合い・支え合える地域づくりの推進	<u>地域での見守り・支え合い活動の促進</u> （地域の中での見守り・や支え合い体制の整備）	（地）支援を必要とする人と活動団体をつなげるコーディネート機能の強化 福祉委員会活動の推進 （障）地域における見守り・支援体制の構築 （高）生活支援サービスの創出促進、「ちょこボラ」等への支援、高齢者世帯の見守り促進
			<u>福祉人材の育成</u> （福祉人材の育成と活躍の場の創出）	（地）民生委員・福祉委員研修への支援、ボランティア養成講座の開催、次世代を担う福祉人材の育成 （障）障がい者サポーターの養成と活動の支援、障がい者団体への支援 （高）認知症サポーターの養成、「チームオレンジかめやま」の充実・取組支援
	②　誰もが役割を持ち、自分らしく輝いている	ひとりぼっちをつくらず、社会とのつながりを支える支援	<u>生活困窮者やひきこもり支援の推進</u> （自立への支援）	（地）居場所機能を備えた社会復帰を支援する場づくり アウトリーチによる相談支援体制の強化 ひきこもりの人や生活困窮者の自立支援 （障）ひきこもり支援に向けた体制づくり、社会参加に向けた支援、家族への支援 （高）サロン等に参加しない不参加層への早期の支援
			<u>虐待防止と権利擁護の推進</u> （虐待防止と権利擁護の推進）	（地/障/高） 人権、差別の解消、虐待・DV の発生予防の相談窓口、啓発と支援体制 日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進 （障/高） 虐待防止のための世帯全体の包括的な支援と権利利益の擁護
			<u>再犯防止対策の推進と更正支援</u> （地域での再犯防止と更正支援）	（地）社会を明るくする運動等による啓発 （地）保護司や更生保護サポートセンターの活動支援 （地）社会とのつながりをつくる支援体制の整備
		すべての市民が役割を持ち、健やかに活躍できる機会の拡大	<u>地域活動の支援</u> （仲間づくりができる地域活動の支援）	（地/高） 地域と生活支援コーディネーターが連携した活動促進の体制づくり 各種サロン活動の活性化 （障）家族の負担軽減、家族のレスパイト支援 （高）老人クラブやサロン活動への支援、住民参加型のフレイル予防活動の促進 （委員）「さまざまな団体同士が直接つながるネットワークや場づくりが必要」 （委員）「世代や属性を超えて関われる場をつくりたい。団体間で情報共有できれば進む」 「外国人が地域と交流ができる場が必要」
			<u>交流機会の充実</u> （身近な場所で健やかに交流できる場の充実）	（地）参加支援事業（オンライン居場所）の充実 （障）スポーツ・文化芸術活動等の情報発信 （高）認知症カフェ・認知症予防教室などの普及促進 介護予防や健康づくりのための介護予防教室等の展開 医療・保健・介護の各分野が連携した効果的な取組の検討・実施 （委員）「障がいのある子どもの保護者が、他の障がいのある子どもを支援するなど、新たな支え合いの形が必要」
			<u>雇用・就業機会の確保と拡大</u> （民間等との協働による社会参加の促進）	（地）就労体験等（参加支援）事業の促進 （障）ハローワーク等との連携による就労の促進、一般企業への啓発や制度説明 障がい者就労施設等への支援、企業における障がい者雇用の促進 社会的事業所への支援、市職員の障がい者雇用の推進 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 （高）高齢者の多様な就労機会の確保
	③　誰もが居心地よく、安心して暮らしている	あらゆる生活課題に寄り添う相談支援	<u>情報提供の充実</u> （必要な情報が適切に届く環境の整備）	（地）福祉関係者へより詳細な情報提供 （障）障がい福祉サービス等の情報提供の充実 （高）「認知症あんしんブック」の普及啓発、地域福祉カルテ等の情報提供
			<u>総合相談体制の充実</u> （「丸ごと」対応できる「断らない」総合相談体制の充実）	（地）「断らない」総合相談窓口の設置・周知 CSW につなぐことのできる体制づくりの強化 （障）コーディネート機能を備えた相談支援体制（あい）の充実 （高）地域包括支援センターを核とした相談支援体制の充実
			<u>包括的支援体制の充実</u> （多職種の専門性を発揮した支援の充実）	（地）重層的支援体制の多機関協働の支援体制の充実・強化 （障）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 （高）地域ケア会議の推進、高齢者にかかる重層的支援体制の整備 在宅医療・介護のシームレスな情報共有、医療・介護従事者の負担軽減 終末期における本人の意思確認方法の普及
		住み慣れた地域での安心した暮らしの支援	<u>福祉サービス等の充実</u> （安心した生活の実現に向けた福祉サービス等の充実）	（地）社会福祉法人間の連携強化・社会福祉の充実 （障）サービス提供事業者との連携体制の整備 情報提供・コミュニケーション支援の充実 難病のある人への支援の充実、居住環境の整備 公共施設等のバリアフリー化の推進や読書バリアフリーの推進 ユニバーサルデザインの普及啓発 （高）サービス提供事業者との連携体制の整備 住宅セーフティネット等による民間賃貸住宅への入居支援
			<u>障がい児支援体制の充実</u> （社会参加に向けた子育て世代への支援の充実）	（障）早期発見・早期治療の推進（乳幼児健診後等のフォロー体制の充実） 療育体制の充実（相談・支援体制の充実、児童発達支援機能の強化） 医療的ケア児の支援の充実 受入体制の整備（障がい児の受入体制の充実） 特別支援教育の充実
			<u>災害や緊急時の安心・安全対策の充実</u> （災害や緊急時の安心・安全対策の充実）	（地）避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の策定 災害ボランティアセンターの設置・運営 （障）防災知識に関する情報提供の充実、災害時の要支援者対策の推進 福祉避難所等の充実、福祉避難所協定事業所との連携 （高）災害時の迅速・円滑な支援の仕組みの構築及び共助の取組促進

地域福祉力向上重層的支援体制整備事業
(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

対象者の世代や属性を問わない「相談支援・参加支援・地域づくり」の事業について、市の相談支援包括化推進員と連携しながら取組を実施するため、社協にコミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」という。)を配置するものです。これにより、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野を越えた包括的な支援体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指すものです。

- 配置人数 【 市 】相談支援包括化推進員(行政専門員) 2 名
【 社 協】コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 4 名

1. 個別支援

(1) 相談件数

(単位: 件)

	個別支援					地域 支援	7 年度 合計	6 年度 合計
	高齢	障がい	子育て	その他 生活困窮	複合的 世帯			
新規相談	10	8	0	23	24	6	71	89
延べ相談	35	204	17	587	736	40	1,619	1,555

(2) 支援方法

(単位: 件)

	個別支援					地域 支援	7 年度 合計	6 年度 合計
	高齢	障がい	子育て	その他 生活困窮	複合的 世帯			
電話	19	163	1	236	177	5	601	622
来所	6	16	9	76	140	5	252	232
訪問	6	6	6	115	128	23	284	246
SNS	0	2	0	120	143	0	265	215
その他	4	17	1	40	148	7	217	240

(3) 相談経緯(新規のみ)

(単位: 件)

	本人	民生 委員 福祉 委員	地域 住民	家族	福祉 機関	医療 機関	行政 機関	教育 機関	その他	合計
7 年度	5	6	2	12	6	3	6	23	9	72
6 年度	7	3	3	7	8	3	20	23	12	86

※ うち、7 年度つながるシート: 36 件

●個別支援の総括

- ・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、単独の支援関係機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した福祉課題（ひきこもりなど）に対し、「つながるシート」を活用し、相談支援包括化推進員（市）とCSW（社協）が連携を行い、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、課題の整理、協議・検討を行い、支援に向けた円滑なネットワークを作りながら課題解決に向け取り組みました。
- ・令和7年度の新規相談件数は令和6年度と比べ18件減の71件、延べ相談件数は令和6年度と比べ64件増の1,619件となりました。毎年、関係機関への制度説明を行っている全庁展開の一環として、研修等様々な機会でも説明を行いました。その成果として、家族からの相談が増加しており、様々な媒体を活用した周知活動が家族に届き、相談に繋がってきているとともに、重層的支援体制整備事業の理解が亀山市に浸透してきたことが窺えます。
- ・また、教育機関からの相談が多くなっている背景として、多くの学校から、つながるシートを提出いただいております。実際に支援が入り家庭や児童が安定していく様子を一緒に実感し、それぞれの機関の強みを活かした関わりがより良い方向性につながる可能性があることに気づいていただいたことが考えられます。
- ・教育現場で抱えている生活課題に対し、福祉的な支援が必要な世帯について、担当者サポート会議などで情報共有・相互理解・役割分担を明確にしながら「教育」と「福祉」が連携し支援を行うことが必要となってきたことから、今後は、教育委員会や学校など教育関係機関との連携強化を図るとともに、不登校生徒等の義務教育終了後の支援体制の構築を図っていきます。
- ・そして、不登校生徒の全てが、ひきこもり状態に移行するわけではありませんが、学校などからつながってきた方で、ひきこもりの状態になる可能性がある場合には、参加支援（就労体験等）事業や、オンライン居場所の利用に向けて、検討していくことが考えられます。
- ・引き続き、市の全庁的な相談窓口を含め、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった福祉分野の支援機関が、対象者が抱える課題を包括的に受け止める意識を持ちながら、必要に応じてその福祉課題を市とCSWにつなぐ体制について、継続的な事業周知とともに、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。

2. 地域支援 3. しきみづくり

(1) 地域への関わり・会議への参加

指標名		令和 7 年度	令和 6 年度
地域での話し合いの場に参加	計画値	50 回	50 回
	実績値	39 回	10 回
福祉委員会への参加	計画値	22 地区	22 地区
	実績値	22 地区	22 地区

(2) 住民同士の支え合い活動(ちょこボラ)の推進

指標名		令和 7 年度	令和 6 年度
地域福祉課題の解決を試みる地域まちづくり協議会数	計画値	11 地区	9 地区
	実績値	5 地区 昼生・井田川北・坂下・城北・川崎	5 地区 昼生・井田川北・坂下・城北・川崎

(3) 参加支援への取り組み

① 亀山市参加支援(就労体験等)事業

	7 年度	6 年度
協力事業所数	13 事業所	6 事業所
参加支援(就労体験等)事業利用者	5 人	4 人

② オンライン居場所の実施

実施回数 12 回/年(毎月第 4 金曜日)

参 加 者 延べ 26 名

(4) 多機関協働による包括的支援体制の構築に向けて

内 容	回 数
研修会等での説明	4 回
視察受け入れ	3 回
支援会議・相談支援包括化サポート会議	12 回
相談支援包括化サポート担当者会議	26 回
不登校児童生徒支援コーディネーター連絡会	1 回
全庁展開に向けた説明会	3 回

●地域支援 しくみづくりの総括

- ・地域福祉課題の解決を試みる取組の一つである「ちょこボラ」は、社協の生活支援コーディネーターが中心となり、組織化や活動支援に関わっています。令和7年度は5地区（昼生・井田川北・坂下・城北・川崎）が活動されており、会議の場に参加するなど活動状況を把握するとともに、市環境センターへの一般廃棄物の持ち込み方法について調整を行いました。また、ちょこボラ活動団体を対象に交流会を開催し、情報交換を行うとともに、相互の交流を深め、活動の継続に繋げました。今後も、フォローアップ支援を継続して行う必要があります。
- ・新たに野登地区では、既存団体との意見交換の実施や規約や手引の作成等に関する情報提供等、立ち上げに向けた検討が進められました。ちょこボラについては、地域の現状の聞き取りを行う中で、すでにちょこボラと同様の機能を有している地域や、高齢者の移動手段や買い物支援など、地域の資源や実情によって解決を図りたい課題が異なっている現状があります。
- ・また、ひきこもりの方への支援として、ひきこもり状態が長期にわたらないよう早期の支援につなげることが重要であり、安心できる居場所として参加支援（就労体験等）事業を活用し就労を含む社会参加の促進や、対面で話すことに不安がある、外出するのは人目が気になるなど生きづらさを抱えながらも、つながりを求める人を対象としたオンライン居場所を実施しました。
- ・参加支援（就労体験等）事業は、月2～3名程の利用がありました。協力事業所の開拓を行い、令和7年度には7事業所増加し、13事業所に事業同意をいただきました。また、参加支援（就労体験等）事業を利用されたのち、雇用にもつながってきています。
- ・令和7年度より本格運用しましたオンライン居場所は、延べ26名の参加があり、オンライン相談につながった方もいます。対面での支援と合わせて、オンライン居場所があることで、対面では知ることのできなかったご本人の強みや、興味関心の高いこと（もの）を知ることに関わり、コミュニケーションの幅が広がっていることを実感しています。今後は、リアルな居場所づくりなど、個々の状況やニーズに応じた、社会とのつながりづくりに工夫して取り組んでいく必要があると考えます。
- ・重層的支援体制整備事業では、個別支援から見えてくる必要なニーズや資源を地域支援・しくみづくりに転換できるよう、生活支援コーディネーターなど、さまざまな専門職や機関と連携し、ネットワークの構築を図りながら、その進捗を把握できる体制が求められています。福祉委員会や既存の会議体など、地域での話し合いの場を活用し、多様な社会参加支援、居場所や交流の場をつくる地域づくり支援を一体的に行う、包括的な支援体制の充実が求められています。